

第3回臨時会

令和2年7月28日開会

令和2年7月28日閉会

第4回定例会

令和2年9月7日開会

令和2年9月25日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第3回臨時会

○7月28日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第56号上程	4
日程第4	質疑・討論・採決	5

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和2年 第3回臨時会 (7月)	議案第56号	令和2年度三股町一般会計補正予算 (第4号)	原案決	7月28日

◎第4回定例会

○9月7日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	12
日程第2	会期決定の件について	12

○9月8日（第2号）

日程第1	議案第57号から議案第86号までの30議案、諮問1件、報告4件、一括 上程	16
日程第2	質疑・討論・採決（議案第85号）	25
日程第3	質疑・討論・採決（議案第86号）	27
日程第4	決算審査報告	27

○9月10日（第3号）

日程第1	一般質問	30
	5番 福田 新一君	30
	3番 新坂 哲雄君	44

1 番 田中 光子君	5 0
8 番 内村 立吉君	6 1
7 番 堀内 義郎君	7 1

○ 9 月 11 日 (第 4 号)

日程第 1 一般質問	8 4
4 番 楠原 更三君	8 4
6 番 池邊 美紀君	9 9
2 番 堀内 和義君	1 1 0
9 番 指宿 秋廣君	1 1 8
1 0 番 上西 祐子君	1 3 4

○ 9 月 14 日 (第 5 号)

日程第 1 総括質疑	1 4 6
日程第 2 常任委員会付託	1 4 7

○ 9 月 25 日 (第 6 号)

日程第 1 常任委員長報告	1 5 0
日程第 2 質疑 (議案第 5 7 号から第 8 4 号の 2 8 議案)	1 5 8
日程第 3 討論・採決 (議案第 5 7 号から第 8 4 号の 2 8 議案)	1 5 8
日程第 4 質疑・討論・採決 (諮問第 1 号)	1 7 0
日程第 5 要望第 1 号及び意見書 (案) 第 4 号一括上程	1 7 1
日程第 6 質疑・討論・採決 (要望第 1 号及び意見書 (案) 第 4 号)	1 7 2
日程第 7 議会運営委員会の閉会中の諮問事項の調査について	1 7 4
日程第 8 広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動について	1 7 4
日程第 9 議員派遣の件について	1 7 4

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和2年第4回定例会 (9月)	議案第57号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和2年度三股町一般会計補正予算(第5号))	原案承認	9月25日
〃	議案第58号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例)	原案承認	9月25日
〃	議案第59号	令和元年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月25日
〃	議案第60号	令和元年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月25日
〃	議案第61号	令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月25日
〃	議案第62号	令和元年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月25日
〃	議案第63号	令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月25日
〃	議案第64号	令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月25日
〃	議案第65号	令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月25日
〃	議案第67号	令和元年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定	9月25日
〃	議案第68号	三股町収入証紙条例の一部を改正する条例	原案可決	9月25日
〃	議案第69号	三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	9月25日

令和2年 第4回定例会 (9月)	議案第70号	三股町景観条例	原可 案決	9月25日
〃	議案第71号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	9月25日
〃	議案第72号	三股町新型コロナウイルス感染症対策基金条例	原可 案決	9月25日
〃	議案第73号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原可 案決	9月25日
〃	議案第74号	三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原可 案決	9月25日
〃	議案第75号	三股町子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例	原可 案決	9月25日
〃	議案第76号	三股町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例	原可 案決	9月25日
〃	議案第77号	令和2年度三股町一般会計補正予算(第6号)	原可 案決	9月25日
〃	議案第78号	令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原可 案決	9月25日
〃	議案第79号	令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	原可 案決	9月25日
〃	議案第80号	令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原可 案決	9月25日
〃	議案第81号	令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原可 案決	9月25日
〃	議案第82号	令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原可 案決	9月25日

令和2年 第4回定例会 (9月)	議案第83号	令和2年度三股町宮村南部地区農業集 落排水事業特別会計補正予算(第 1号)	原 案 可 決	9月25日
〃	議案第84号	令和2年度三股町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号)	原 案 可 決	9月25日
〃	議案第85号	財産の取得について(GIGAスクー ル端末購入(1次調達分))	原 案 可 決	9月8日
〃	議案第86号	財産の取得について(GIGAスクー ル電源キャビネット調達設置作業委 託)	原 案 可 決	9月8日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原 案 適 任	9月25日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	福田 新一	1 交流拠点施設整備	① 施設着工までの大日程公表を問う。(目安) (町民ワークショップはじめ、検討委員会、審議会を織り込んだ大日程の公表) ② 立地適正化計画策定委員会の役割は何か。 ③ 都市計画審議会の役割は何か。	町 長
		2 コミュニティバス「くいまーる」	① 地域公共交通会議の検討結果はどうだったか。 ② 「くいまーる」の更なる有効活用を工夫できないか。 (町のネットワーク「くいまーる」に物の配送を加味) ③ オンデマンド交通導入案の内容確認。	町 長
		3 空き家対策	① 空き家状況はどうか。(5年間の空き家調査の推移) ② 空き家バンク事業の実績はどうか。 (実績に基づき改善を) ③ 特別措置法の現状はどうなっているか。 ④ 町独自の居住誘導支援措置をとれないか。 (金融措置としてフラット35の内容をどう捉えるか。) ⑤ 老朽危険家屋解体撤去補助金の内容説明 (解体費用助成金の支援をできないか。)	町 長

2	新坂 哲雄	1 農業対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 近年耕作放棄地が多くなっているが、現状を踏まえて解決策は ② 水路確保（天木野水路）、河川の砂利撤去はできないか。 ③ 有害鳥獣による農産物への被害に対する対策 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣駆除員が高齢化により減少しているが、今後の対策は ・駆除員の費用軽減はできないか。 ・電柵の要望が多いが増やす計画があるか。 	町 長
		2 公民館からの要望に対して	<ul style="list-style-type: none"> ① 受理後の取り扱いはどうなっているか。 ② 実施、未実施について、公民館への連絡はしているか。 	町 長
3	田中 光子	1 新型コロナウイルスによる、差別・偏見の根絶について	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染者、医療・介護従事者に向けた差別・偏見の根絶はどのように考えられているか。 ② 新型コロナウイルス接触確認アプリの利用推進は ③ さらなる拡大の歯止めはどのような対策を考えられているか。 	町 長
		2 交通弱者の対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障がい者などの交通弱者の足となっている「くいまーる」の利用状況は ② 利用者の声を、役場はどのように把握されているのか。 ③ 猛暑の中のバス停について、今後の対策はどのように考えられているのか。 	町 長
4	内村 立吉	1 令和2年7月の豪雨について	① 令和2年7月の豪雨による本町の状況について	町 長
		2 新型コロナウイルス対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① みまたん応援プレミアム商品券について ② 特別定額給付金の状況について ③ 新型コロナ対策事業23の事業の中で、7つの主要事業の執行状況について ④ 介護施設、介護サービスが混乱している中での介護予防教室（足もと元気教室等）、いきいきサロンはどのような状況であるか。 	町 長

5	堀内 義郎	1 新型コロナウイルス対策について	<p>1 「新しい生活様式での学校生活について」</p> <p>① 感染症について今後の事を想定し配慮するため、保護者や児童生徒に感染防止や誹謗中傷しないように心がけるための対策をどう取られるのか。</p> <p>② 小中学校の運動会や体育大会について、感染症や熱中症対策をどう取られるのか。</p>	教育長
			<p>2 「本町への移住促進について」</p> <p>① 都会から地方へ移住しようかとの意識が高まっているが、本町の魅力など移住促進に向けた情報発信を積極的にされているか。</p>	町長
			<p>3 「避難情報、避難所の運営について」</p> <p>① 避難情報のなかで避難を促すため、「避難勧告・避難指示」が分かりにくいとされるが、どのように見直しされるのか。</p> <p>② ソーシャルディスタンス確保のための機材配備を進めるとあるが、具体的にはどう進めるのか。</p> <p>③ 「3密」を回避するため、避難所の混雑状況をパソコンやスマホで確認するようにできないか。</p>	町長

6	楠原 更三	1 文化財を通じた地域の魅力化について	① 町指定文化財と未指定文化財に対する町の関与の違いは。	町 長
			② 景観まちづくり計画へ教育委員会はどのような関与をしたのか。	教育長
			③ 町民の文化的向上に資するための文化財の保存とその活用についてどのように考えているか。(含、今後の文化財の整備・管理)	
			④ 文化財の分布図を活かした健康づくりのためのウォーキングマップを作成できないか。	町 長 教育長
			⑤ 長田・梶山・前目・小鷺巣地区で行ったような地区の魅力の掘り起こしの今後の予定。	町 長
		⑥ 町内各地の記念碑に説明版を設置してはどうか。	町 長 教育長	
	2 関係人口創出について	1 本町と関係ある自治体との交流は考えられないか。 (具体例を通して三股町の対外的存在を知り、郷土愛を育むため) 例：鹿児島県内(加世田・福山・桜島地区)日南市(飢肥地区)、その他三島通庸公関係自治体、ハート型の町	町 長	
		3 学校のエアコン稼働状況について	① どのような形で把握しているのか。(含、1学期中の稼働費用) ② 稼働について、学校裁量度合いは。 ③ 換気についての基準にはどのようなものがあるのか。	教育長

7	池邊 美紀	1 コロナ禍における支援	① 催事などがほとんど開催されない中において陶芸や木工製品を扱う事業者はかなりの苦労を強いられているが送料負担などの支援策はできないか。	町 長
		2 新型コロナにおける町内感染予防	① 重症化や対策が難しいとされる、高齢者や障がい者への感染リスク対策はどのようなものか。施設での予防対策の確認はできているか。	町 長
		3 新しい生活様式のPRと、野外活動でのマスク、コロナ感染者に対する誹謗中傷について	① コロナが収束しないと考えると新しい生活様式の周知と理解が重要になってくる。周知をどのようにはかっていくか。 ② 野外活動などでソーシャルディスタンスが保たればマスクはしなくてもいいといわれるが、わかりやすく伝える方法は無いのか。	町 長
			③ コロナ感染者に対する誹謗中傷が社会問題化しつつあるがその対策はどのようなものか。	町 長 教育長
4 新型コロナにおける次年度町予算への影響	新型コロナにより町内の経済も大きな打撃を受けていると考えられるが、その影響で税収の落ち込みも懸念される。次年度の予算への影響や事業計画の見直しなどの見直しは	町 長		
8	堀内 和義	1 県道12号都城東環状線のバイパス整備について	① 県道12号・都城東環状線の新たなバイパス整備について町としての考えを伺いたい。 ② 都城市と三股町を迂回する道路でもあり、都城市との連携も必要と思われるがどう考えているか。 ③ 県道であり、県へ陳情書を出してはどうか。	町 長
		2 勝岡小学校通学路の歩道整備について	① 勝岡小学校は児童生徒が多く、今後も増える見込みである。学校通りの歩道が狭く危険であり、安全対策についてはどう考えているか。 ② 歩道に電柱が立っており歩行の妨げになっている。移動できないか。 ③ 歩行者の安全対策を図るためには歩道と車道を区別した歩道整備が必要ではないか。	町 長

9	指宿 秋廣	1 ふるさと納税の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ① 現状はどうなっているか。 ② 新規の返礼品の検討はされているか。 ③ 企業型ふるさと納税の取り組みはどうなっているか。 	町 長
		2 新型コロナウイルスの対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 役場内で、新型コロナウイルスの感染した職員が発生した場合の対応はどうなっているか。 ② その場合の消毒作業などの検討はされているか。 ③ 県等からの応援要請はあるか。 ④ 従事した場合の特殊勤務手当などの検討はされているか。 ⑤ 前回の一般質問で、台風などで新型コロナウイルスの病気が疑われる方の避難場所として、「あつまい」を臨時的に使用すると答弁であったが、避難場所として民間の施設などの活用は考えられないか。 ⑥ いじめや風評被害を守る対策は考えているか。 ⑦ 町独自でPCR検査を行う考えはないか。 ⑧ 3密を避けることから、4階の会議室や議会の全協室などの利用状況からも、会議室が不足していると考えられるが、会議室の増設（建設）をするべきだ。 	町 長
		3 町内循環バス（くいまー）について	<ul style="list-style-type: none"> ① 路線変更の予定はあるのか。 	町 長
		4 旧町立病院について	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境整備などの現状の対応について ② 再取得する考えはないか。 	町 長

10	上西 祐子	1 コロナ流行下にある児童生徒たちの心身の状態の把握について	① 手厚い教育、柔軟な教育の必要性が求められるが学校現場は今どうなっているのか。 物的状態、人的状態	教育長
		2 コロナ流行下において、教室の密を避けるために、少人数学級の実現を検討しては	① 7月初め全国知事会全国市長会、全国町村会長が連名で少人数学級を緊急提言をしたが、本町ではこのことをどの様に検討されるのか。 ・教職員増 ・少人数学級などの条件整備	町長 教育長
		3 新型コロナ対策について	① 本町でも8月25日現在感染者が6人確認されているが、町民への感染状況の分かりやすい情報開示はどうなっているか。また、情報管理はどうなっているか。 ② 県に対して医療、介護、福祉の施設保育園、学校など集団感染のリスクが高い職場に勤務する職員などへの定期的検査を行う様申し入れることはできないか。	町長

三股町告示第67号

令和2年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年7月21日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和2年7月28日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

重久 邦仁君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和2年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和2年7月28日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年7月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第56号上程
日程第4 質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第56号上程
日程第4 質疑・討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前9時57分開会

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまから令和2年第3回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、堀内和義議員、8番、内村議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る7月21日に委員会を開催し、本日招集されました令和2年第3回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、令和2年度補正予算1件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日

限りとし、提案される議案については、委員会の付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される議案第56号は、委員会付託を省略し、本日、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とし、議案第56号については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 議案第56号上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第56号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和2年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第56号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国が令和2年度補正予算（第1号）に計上したGIGAスクール構想の加速による学びの保障等に係る経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額138億5,596万3,000円に、歳入歳出それぞれ2億1,115万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億6,711万9,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、公立学校情報機器整備費補助金購入事業・リース事業8,091万円、公立学校情報機器整備費補助金サポーター配置支援事業204万9,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金2,888万6,000円、事業実施による地方負担分に係る経費の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,770万円を増額するものであります。

繰越金は、前年度決算見込みに伴う剰余金の一部1,571万1,000円を増額補正するものであります。

地方債は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業2,590万円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

教育費は、GIGAスクール端末購入1次調達分ほか6,376万6,000円を増額補正し、小中学校のGIGAスクール端末整備事業リース料129万9,000円を減額補正するものであります。また新たに、GIGAスクール端末購入2次調達分6,600万円、小中学校のGIGAスクールICTネットワーク強化作業委託料3,116万7,000円、小中学校のGIGAスクール電源キャビネット調達設置作業委託料3,630万円などを増額補正するものであります。

第2表債務負担行為補正については、GIGAスクール端末整備事業を廃止するものであります。

第3表地方債補正については、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業について限度額を定めるものであります。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の上ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

全員協議会室にご移動をお願いいたします。

午前10時08分休憩

〔全員協議会〕

午前11時05分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

全体審議の質疑は、会議規則第54条により、1議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願いいたします。

それでは、これより議案第56号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑はありませんか。――質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。——次に、賛成討論の発言を許します。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第56号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時06分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時11分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....
○議長（重久 邦仁君） それでは、令和2年度第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時11分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 堀内 和義

署名議員 内村 立吉

三股町告示第78号

令和2年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月1日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和2年9月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○9月8日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月14日に応招した議員

○9月25日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和2年9月7日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年9月7日 午後2時55分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件について

出席議員(10名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	11番 重久 邦仁君

欠席議員(2名)

10番 上西 祐子君	12番 山中 則夫君
------------	------------

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	……………	西山 雄治君	税務財政課長	……………	黒木 孝幸君
町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	渡具知 実君
高齢者支援課長	……………	川野 浩君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	福永 朋宏君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	鍋倉 祐三君	会計課長	……………	米村 明彦君

午後 2 時55分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまから、令和 2 年第 4 回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番、新坂議員、7 番、堀内義郎議員の 2 人を指名いたします。

日程第 2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る 9 月 1 日に議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和 2 年第 4 回三股町議会定例会の会期日程表について協議し、さらに台風 10 号の襲来による大規模災害を想定した議会对応について協議するため、9 月 4 日に臨時の議会運営委員会を開催いたしました。

まず、開会時間ではありますが、9 月 4 日時点では、本日 7 日、通常の 10 時開催だと台風 10 号の影響があるかもしれないこと、また風速 70 メートルが予想されていたため、議場のガラスの破損や停電による音響の確認等も必要だということもあり、また議員各位の安全を考え、15 時開催といたしました。

それでは、協議内容を報告いたします。今期定例会に付議されました案件は、専決処分した事件の報告及び承認について 2 件、平成元年度決算認定 9 件、条例の制定 4 件及び改正 5 件、令和 2 年度補正予算 8 件、諮問 1 件の計 31 件、このほか報告の 4 件であります。これら提出議案の

内容等踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間とすることに決定しました。日程の詳細については、会期日程案を配付してありますので、説明は省略いたします。

なお、本定例会に提案される議案のうち、議案第85号と第86号につきましては、委員会付託を省略し、明日8日の全体審議で措置することとし、諮問1件につきましては、委員会付託を省略し、最終日の9月25日に全体審議で措置することに決定しました。

また、要望書1件と意見書案1件が提出されており、明日8日の全員協議会の場で議論調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮ります。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月25日までの19日間とすることとし、議案第85号及び第86号につきましては、明日8日の全体審議で措置することとし、諮問1件につきましては、最終日に全体審議で措置することにしたいと思っております。

また、要望書1件と意見書案1件が提出されており、明日8日の全員協議会の場で議論調整し、その結果を最終日に追加提案することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ただいま、議会運営委員長よりありましたけれども、私が言いたいのは、議会の会期についてではなくて、先議の件です。明日、提案があつて、明日採決とあつたわけですが、その次の日は議案熟読ですよ。日にちがあつて、第8日目、14日が総括質疑がある日、委員会付託をする日なんです。この日に先議をするべきだろうというふうに思っています。したがって、今回これについて反対だということに頭から言うつもりはないんですが、議会運営委員会の中で、この先議についての取扱いを再度考えてほしいなと要望しておきます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ちょっと暫時休憩。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開。

再度、議会運営委員長の報告につきまして、この件についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、議会運営委員長

の報告のとおりと決定いたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後 3 時03分休憩

[全員協議会]

午後 3 時13分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時13分散会

議事日程(第2号)

令和2年9月8日 午前9時56分開議

- 日程第1 議案第57号から議案第86号までの30議案、諮問1件、報告4件、一括上程
日程第2 質疑・討論・採決(議案第85号)
日程第3 質疑・討論・採決(議案第86号)
日程第4 決算審査報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第57号から議案第86号までの30議案、諮問1件、報告4件、一括上程
日程第2 質疑・討論・採決(議案第85号)
日程第3 質疑・討論・採決(議案第86号)
日程第4 決算審査報告
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君
代表監査委員	茨木 健君			

午前9時56分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 議案第57号から議案第86号までの30議案、諮問1件、報告4件、一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、議案第57号から議案第86号までの30議案、諮問1件、報告4件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和2年第4回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案についてその提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号と議案第58号の2議案については、去る8月3日と8月7日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第57号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。本案は、本県で新型コロナウイルス感染者が相次いで確認される中、さらなる感染拡大の阻止、封じ込めを目的として、県が要請した飲食店等の休業及び短時間営業に応じた事業者に対し、県と連携し協力金・支援金を支給するため、所要の補正措置を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額140億6,711万9,000円に歳入歳出それぞれ1,375万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ140億8,087万

8,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額補正したものであります。県支出金は、感染症対策休業要請等協力金事業補助金を増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。商工費は、休業要請等に応じた飲食店に対する協力金・支援金として、三股町休業要請等協力金及び支援金を増額補正したものであります。

次に、議案第58号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に関わる傷病手当金の支給に関する規定を定めるため、条例の一部を改正したものであります。

次に、令和元年度の各会計の決算認定に関わる各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第59号「令和元年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第60号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「令和元年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第64号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第65号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第66号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、の8議案については、令和元年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので一括してご説明申し上げます。

令和元年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額108億6,689万8,688円、歳出決算額105億7,985万214円、翌年度繰越額2億8,704万8,474円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額30億3,064万653円、歳出決算額28億1,148万6,048円、翌年度繰越額2億1,915万4,605円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億7,694万1,465円、歳出決算額2億7,585万3,952円、翌年度繰越額108万7,513円、介護保険特別会計において、歳入決算額23億4,499万1,083円、歳出決算額22億6,349万6,756円、翌年度繰越額8,149万4,327円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,952万8,428円、歳出決算額1,827万6,785円、翌年度繰越額125万1,643円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額

4,351万6,407円、歳出決算額4,286万582円、翌年度繰越額65万5,825円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,972万4,781円、歳出決算額3,837万3,666円、翌年度繰越額135万1,115円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額8億2,629万1,920円、歳出決算額8億1,280万7,652円、翌年度繰越額1,348万4,268円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の深いご理解とご協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、議案第67号「令和元年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金1億652万5,615円のうち2,200万円を減債積立金に積立て、2,000万円を建設改良積立金に積立て、6,378万1,593円を自己資本金に積立て、残余74万4,022円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に決算の認定につきましては、収益的収入及び支出において、決算額で収入が4億2,116万7,254円、支出が3億4,675万1,749円となり、当年度純利益は6,458万6,079円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、決算額で収入が1,333万5,902円、支出が2億1,751万1,092円となり、差引き不足額2億417万5,190円については、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

また、建設改良費において、配水管の新設・更新工事を3.8キロメートル施工するとともに、配水池関連計装工事を実施し、良質で安全な水の安定供給に努めてまいりました。

次に、議案第68号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町収入証紙の券売機導入設置に伴い諸事項を改正するものです。また、平成28年度より使用している町証紙も並行して使用しますが、存在しない金額の証紙の記載もあり、実状に合わせ改正するものです。

次に、議案第69号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、公共下水道に既に接続している受益者が、保管する水道メーターを増径しようとする

場合の取扱い等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号「三股町景観条例」についてご説明申し上げます。

本案は、本年3月に策定しました景観まちづくり計画を運用するため、景観法の規定に基づく手続き等について、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第71号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町景観条例を制定するにあたり、三股町景観審議会委員の報酬及び費用弁償について定めるものであります。

次に、議案第72号「三股町新型コロナウイルス感染症対策基金条例」についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策事業で実施する利子補給補助事業における後年度負担額の財源確保を図るため基金を設置するものであります。

次に、議案第73号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関わる防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当についての特例措置を講ずるため、国の取扱いに準じ「職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部を改正するものです。

次に、議案第74号「三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、幼児教育・保育の無償化の実施後、町が条例で定めるまでの間は国が定める基準を適用することとされていた、食事の提供に要する費用の基準を定め、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

次に、議案第75号「三股町子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等の利用費の支給対象となる認可外保育の範囲を限定するため、条例を制定するものです。

次に、議案第76号「三股町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付に関し、虚偽の報告等を防止するため、当該行為等をした者に対し、過料を科すことについて条例を制定するものです。

次に、議案第77号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度決算、国・県の補助決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後生じた事由に基づく経費及び新型コロナウイルス感染症対策事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

まず、第1条歳入歳出予算の補正についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額140億8,087万8,000円に、歳入歳出それぞれ7億2,373万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億461万6,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するものであります。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,262万1,000円などを増額補正し、保育所等整備交付金2,049万3,000円、社会資本整備総合交付金1,949万9,000円などを減額補正するものであります。

県支出金は、認定こども園施設整備交付金事業補助金2,142万9,000円、県産農畜水産物応援消費推進事業補助金1,231万2,000円、県プレミアム付商品券補助金1,902万4,000円などを増減額補正するものであります。

財産収入は、土地開発基金運用収入などを増額補正するものであります。

繰入金は、特別会計繰入金において国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う精算返還金を増額補正するものであります。

基金繰入金は、森林環境譲与税対象事業の財源として、森林環境譲与税基金繰入金675万7,000円を増額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正するものであります。

諸収入については、過年度収入において障害児施設給付費国県負担金などを増額補正し、雑入においては県プレミアム付商品券購入代金1億66万円、学校給食会運営委託料前年度精算返還金642万1,000円などを増額補正するものであります。

町債は、民生債、土木債において事業費の決定などにより増減額補正するものであります。また、臨時財政対策債については、発行可能限度額決定に伴い増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。総務費は、新型コロナウイルス感染症対策（緊急雇用分）の会計年度任用職員報酬422万8,000円、行政IT化タブレット購入326万2,000円などを増減額補正するものであります。

民生費は、支援対象児童見守り強化事業委託料ほか366万6,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金700万円、子ども・子育て支援交付金返還金などの国県返還

金などを増額補正するものであります。

衛生費は、予防接種委託料584万2,000円を減額補正し、健康マイレージ事業委託料538万2,000円、都城市へ返還する衛生センター負担金前年度精算金275万6,000円などを増額補正するものであります。

農業費は、県産農畜水産物応援消費推進事業原材料1,231万3,000円、森林経営管理制度意向調査委託料ほか505万4,000円などを増減額補正するものであります。

商工費は、県プレミアム付商品券換金業務委託料ほか1億3,340万6,000円などを増額補正するものであります。

土木費は、島津紅茶園切寄線道路整備事業3,500万円を減額補正し、道路維持補修事業ほか5,000万円などを増額補正するものであります。

教育費は、長田小学校と町立図書館を光ファイバーで結ぶGIGAスクールICTネットワーク強化作業委託料4,302万1,000円、学校ICT整備事業学習用タブレットパソコン購入ほか4,788万4,000円などを増減額補正するものであります。

諸支出金は、森林環境譲与税基金積立金を42万円減額補正し、地方財政法の規定による財政調整基金積立金、新型コロナウイルス感染症対策（利子補給補助事業）の財源確保するため、三股町新型コロナウイルス感染症対策基金積立金を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、「第2表 債務負担行為補正」については、町証紙券売機導入事業を追加するものであります。

次に、「第3表 地方債補正」については、保育所等整備事業ほか3件は事業費の補正、臨時財政対策債は発行可能額決定により、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、議案第78号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億4,484万2,000円に歳入歳出それぞれ6,442万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億926万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、令和元年度収支決算により繰越金を増額補正するものであります。新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免により、国民健康保険税を減額補正し、国庫補助金、県補助金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、令和元年度国保事業費等の精算による一般会計への繰出金及び新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金を増額補正するものであります。

次に、議案第79号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」に

ついてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 2 億 9,336 万 9,000 円に、歳入歳出それぞれ 134 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,471 万 8,000 円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料及び令和元年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第 80 号「令和 2 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 2 億 3,853 万円に、歳入歳出それぞれ 8,477 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,330 万 7,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、国、県補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事異動に伴う人件費の増額補正及び、新型コロナウイルス感染症対策による需用費の増額補正のほか、基金積立金及び国・県支払基金、一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第 81 号「令和 2 年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 1,321 万 7,000 円に、歳入歳出それぞれ 128 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,449 万 8,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策のための需用費及び一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第 82 号「令和 2 年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 4,271 万 6,000 円に、歳入歳出それぞれ 81 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,353 万 4,000 円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び令和元年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、職員手当及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第83号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,783万9,000円に、歳入歳出それぞれ235万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,019万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び令和元年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、公共樹設置工事費及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第84号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億5,797万3,000円に、歳入歳出それぞれ586万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,383万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金及び令和元年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、修繕料及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第85号「財産の取得について（GIGAスクール端末購入（1次調達分）」）についてご説明申し上げます。

GIGAスクール端末購入（1次調達分）につきまして、去る8月26日に条件付一般競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。株式会社システム・ナインが5,636万4,000円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号「財産の取得について（GIGAスクール電源キャビネット調達設置作業委託）」についてご説明申し上げます。

GIGAスクール電源キャビネット調達設置作業委託につきまして、去る8月26日に条件付一般競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。三保電機株式会社宮崎支店が3,560万7,000円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。現在、人権擁護委員であります竹之下洋子氏が、令和2年12月31日付をもって任期満了となるところであり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、30議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。

報告第6号「令和元年度継続費精算報告書の報告について」、報告第7号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第8号「令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第9号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 補足説明があれば許します。白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課から、議案第85号、議案第86号の「財産の取得について」補足説明をさせていただきます。

まず、議案第85号は、三股中学校にGIGAスクール端末整備1次調達機器として、学習用パソコン840台を整備するに当たり、去る8月26日に条件付一般競争入札を実施し、予定価格700万円以上の財産の取得について、落札者と物品購入契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

入札参加条件としまして、熊本県、宮崎県及び鹿児島県内に主たる本社または営業所等を置く者であることとしたところでございます。

資料のほうをご覧くださいと思います。

入札には2社が参加しまして、その結果、予定価格5,728万8,000円に対し、落札価格5,636万4,000円、落札率98.39%で、株式会社システム・ナインが落札したところでございます。納期は、令和2年11月30日までとなっております。

次に、議案第86号は、三股小学校、勝岡小学校、宮村小学校、三股西小学校、三股中学校に学習用タブレットパソコンの収納場所として、充電器機能付キャビネットを調達し、設置するに当たり、去る8月26日に条件付一般競争入札を実施し、予定価格700万円以上の財産の取得について、落札者と委託契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

入札参加条件としまして、熊本県、宮崎県及び鹿児島県内に主たる本社または営業所等を置く者であることとしたところでございます。

資料のほうをご覧ください。

入札には2社が参加し、その結果、予定価格3,630万円に対し、落札価格3,560万7,000円、落札率98.09%で、三保電機株式会社宮崎支店が落札したところであります。納期は、令和3年2月28日までとなっているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

日程第2. 質疑・討論・採決（議案第85号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、議案第85号「財産の取得について（GIGAスクール端末購入（1次調達分）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑の回数は、全体審議では5回までとなっています。質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 先に監査報告を先やるんかと思って戸惑っておりました。

それでは、58号と59号関係があるんですが、まず1点です。ごめんなさい、85号と86号ですね、85号を落札したシステム・ナインは、この86号にはなぜ参加されなかったんだろうかな。例えば、第86号を落札された三保電機は、両方入っていますよね。その基準が何かあって、辞退されたのか、いやそうじゃない、何かの基準に当たったのかというところが、少し判然としませんでしたので、教えてほしいなと思います。

それから、もう1点、学校名を86号ですか、早口だったので、メモが追いつきませんでした。そこがもう少しお願いを、三股中学校、三股小学校、勝岡小学校とかそこら辺まではあったんですがお願いします。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、最初の質問でございます。議案第85号そして議案第86号ともに、条件付の一般競争入札ということでさせていただきました。その中に参加していただいた業者が、それぞれ2社であったということで、先ほど申されましたシステム・ナインが86号のほうに参加されなかった理由については、分かっておりません。最初から参加しておりません。

ただ、このGIGAスクールに関しましては、全国また県内この事業に着手しておりまして、県内のこのGIGAスクールの着手状況を確認していただきました、教育課のほうに確認していただきましたが、8月から10月の間に、県内のこのGIGAスクール着手につきましては、県のほうも含みますけれども、27市町村、県も含みますけど、そのうち25市町村は、県も含み着手するというので、この3か月間の間に着手する率は92.6%ということで、非常に業者のほうも集中しているのかなというふうに予測されたところでございます。それも1つの理由のかなというふうには感じたところでございます。

それと、2点目でございますけれども、再度、議案第86号の対象となる小学校について申し上げます。小学校について申し上げます。三股小学校、勝岡小学校、宮村小学校、三股西小学校、そして最後は三股中学校でございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員、よろしいですか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） システム・ナインという会社、たしか三股に入っている業者ですかね、ですがね。これ附帯する同じ、同じものといったらおかしいですけど、端末機充電するという保管庫という感覚でしょうから、何かそこら辺があったのかなというふうに思って質問したところですよ。

これについて、もう1点は、前ちょっと話題になっていました最低価格等はこれについては、設けられていたんでしょうか。システム・ナインが参加せんかったちゅうのは、本人たちのあれでしょうから、なかったんでしょうからしょうがないですけども、分かっていたら教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 議案第85号のパソコンの購入、そして86号のキャビネットの業務委託について、双方とも最低制限価格は設けております。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今の説明の中で、入札資格の条件として、宮崎県、鹿児島県、熊本県というのが、あれはもう少し説明してほしいんですけど、理由を。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 一般競争入札に案内といいますか、公告する際に、入札審査会におきまして、先ほど申しましたとおり、このGIGAスクール事業につきましても、全国的な事業であるということで、非常に業者が短期間に集中するんじゃないかということで、入札の案内の範囲を広げたというのが1つの理由でございます。

また、その後の維持関係、その後の管理等も含めたところで、宮崎県以外に鹿児島、熊本ということで、南九州の範囲内ということで、入札の案内範囲を広げたというのが理由でございます。以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第85号に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第85号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 質疑・討論・採決（議案第86号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第86号「財産の取得について（GIGAスクール電源キャビネット調達設置作業委託）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑の回数は、全体審議では5回までとなっています。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第86号に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第86号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 決算審査報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。茨木代表監査委員お願いいたします。

〔代表監査委員 茨木 健君 登壇〕

○代表監査委員（茨木 健君） おはようございます。

令和元年度決算審査について監査報告を申し上げます。

町長からの審査依頼を受けまして、監査委員2名で一般会計、特別会計及び資金運用状況について、7月2日から7月31日までの期間、また水道事業会計につきましては、7月3日に決算審査を行いました。提示されました決算書、事項別明細書、証拠書類、帳簿、関係書類等を審査しましたが、いずれも正確、適性に処理されていることを認めましたので、ご報告いたします。

さらに、財政健全化審査につきましては、8月19日に健全化判断比率の4資料及び資金不足

比率について審査を行いました。審査の結果、報告第7号及び報告第8号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準ともそれぞれ基準を下回っており、財政状況は健全であることを認めましたので、併せて報告いたします。なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） それではしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時49分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前10時50分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....
○議長（重久 邦仁君） それでは、以上をもちまして、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時50分散会
.....

令和2年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和2年9月10日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和2年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君
代表監査委員 …………… 茨木 健君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、福田議員。

〔5番 福田 新一君 登壇〕

○議員（5番 福田 新一君） おはようございます。発言順位1番、福田新一です。「コロナ禍に、気持ち引き締め、前進す。自立三股の、ステップアップ。」コロナ禍の中に、我々は、知らぬ間に便利だけを優先し、真の心の豊かさを求める生き方を忘れていませんか。少しばかり立ち止まって考えてみなさい。今こそ、自立、文教三股が自力をつけるときです。と、警鐘を鳴らしているような気さえます。そのような心境を詠みました。「コロナ禍に、気持ち引き締め、前進す。自立三股の、ステップアップ。」。

先日、朝日新聞発行の週刊誌AERAの特集記事「コロナ時代の移住先ランキング」コロナ時代の移住先ランキングにおいて、本町三股町が、九州管内、市町村の中で、8番目にランクインされていました。県内では1番目の評価です。

これですが、九州・沖縄の分類で、三股町が九州管内の8番目にランクインされております。もちろん、宮崎県ではナンバーワンの評価です。

私は、評価方法を紹介しますと、この評価方法に感心したのですが、まず、8項目の指標からの評価判定です。住宅、買い物、カルチャー、将来性、子育て、治安、医療、災害行政の8項目指標からの評価判定です。私は、その評価方法に、三股町は可能性を秘めているのだと確信しました。同時に、三股町の潜在能力を引き出す方法を考え、開花させるべきだと積極的な気持ちに駆られました。この特集記事、コロナ時代の移住先ランキングは、本町のPRにぜひとも使用す

べき内容だと思えます。

今回、交流拠点施設整備を中心に、三股の将来像「自立と協働で創る元気なまち」の実現について、質問してまいりたいと思えます。

1、交流拠点施設整備について。通告しております項目に入る前に、まず、町長に伺います。交流拠点施設整備、全貌についてどうお考えですか。あとは質問席から質問させていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま福田議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、AERAの特集号に載っておりました移住先ランキングで、九州内で8番目、県内で1番だという記事を読みまして、本当に灯台下暗しなのかなと。自分たちではなかなかそういう実感はないんですけども、8つの指標で評価したところでは高い評価を受けているということであり、また、これを1つの自信として、誇りとして、またこれから、まちづくりに取り組まなくちゃならんという気持ちを新たにしたいところがございます。そういう意味合いでは、議会、そしてまた町民の皆さんのお力添えを頂きながら、この町のこれからの将来に向かって、魅力あるまちづくりに一生懸命取り組みたいというふうに思えます。

では、交流拠点整備に当たっての全貌といいますか、全体像についての町長の考え方についてのご質問でございます。そちらのほうに、まずは、ご回答を回答させていただきたいと思えます。

本町は、人口分布の偏在性の観点から、町の形態を西高東低の町だというふうに言われております。このことを細かく評価すれば、都城市に隣接する西部地域は住宅や店舗等が増え、過密気味であります。中央地区は、空き店舗や空き家等が増え、空洞化が進行していると。そして、山間部の東部の方は、高齢化の過疎化が進行しているというような状況から、このような表現になったものというふうに考えます。

このような現状を打破するために、町では、各地区の地域づくりを応援しながら中心市街地の活性化策としまして、三股駅周辺の再整備、それから、総合文化施設では元気の杜の建設、塚原団地や東原団地などの町営住宅の再編統合、そして弓道場やテニスコート、武道体育館、多目的スポーツセンターなどのスポーツ施設の新設、拡充、耐震化を進め、そしてまたソフト事業としましては、この中心市街地といいますか、中央地区の空き店舗の対策について、補助事業を創設する。そしてまた、よかもん朝市支援事業補助金などもつくりまして、町中心部のにぎわいの創出に取り組んできたところであります。

しかしながら、現状は道半ばというようなところでありまして、中央公民館や東原児童館の老朽化が目立ち始めてありまして、そしてまた、元気の杜内にあります子育て支援センターも狭隘

と、狭いというようなことから、再編、再整備が増しているのではないかというふうに考えております。

このような現状を踏まえるとともに、行政の方向性としましては、町民が住み慣れた地域に、現にそれぞれ住んでらっしゃいます以上、国土と申しますか、町土——町の土地ですね——の均衡ある発展というのを念頭に置いて、まちづくりに取り組むべきだというふうに考えております。

つまり、町の中央部を本町の中心市街地として再整備し、生活の利便性の高い魅力ある地域とすることが、空洞化を阻止し、にぎわいの創出につながるとともに、西部地域については過密化の緩和につながり、東部地域については、小学校を核とした地域づくりをすることと、町中央区との交通ネットワークの充実を図ることが、過疎化の進行の抑止につながるのではないかとこのように考えます。

この生活の利便性の高く魅力ある地域として、町中央部を再整備する試みの一つが、旧五本松団地跡地を健康とにぎわいと交流の拠点づくりとして再整備することではないかと考え、昨年からは、本格的に拠点整備の方向性について検討をいたしているところであります。

本町の中央部は幸いなことに、三股駅、役場、中央公民館、総合文化施設、元気の杜、体育館、ふれあい中央広場、三股小、三股中など、主要な公共施設が一定のエリアに集積しています。そして、旧五本松団地の跡地2.2ヘクタールが誕生したことから、この土地の活用次第では、町中央部全体の活性化につながり、ひいては町全体の魅力化に大きく貢献するものではないかというふうに考えております。

具体的な内容につきましては、今年度策定いたします基本計画でお示しする予定であります。昨年策定しました基本構想では、団地跡地内に町民からの意見等を踏まえ、5つの機能を持つ施設展開を提言しています。1つは生涯学習支援施設、2つ目は放課後子ども支援施設、3つ目は親子ふれあい支援施設、4つ目は健康づくり支援施設、5つ目は地域活性化支援施設であります。現在、具体化を進めているところであります。具体化に当たっては、都市計画の用途区域の見直し、立地適正化計画の策定、補助金等の財源問題、民間との調整など、取り組むべき課題も多く、現在、鋭意、進めているところでございます。

町としましては、旧五本松団地の跡地の整備による魅力化で、三股町の発展、活性化の一助になることを期待しているところでございます。先ほどありました移住先ランキング、これが、本町の次へのステップの将来性へ向かったステップの一助となる、そういうふうなまちづくりに応えられるように、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 通告の内容の前に、町長より、今回の交流拠点着工、施設の着工

といいますか、それまでに至る全体像といいますか、全貌を説明していただきました。これから、通告に出しています順序で質問していきたいと思います。

まず、資料1を御覧ください。

タイトルを、交流拠点施設着工までのプロセスはどうなっているのか、ということでタイトルを挙げました。

五本松交流拠点施設整備審議会、立地適正化計画策定委員会、都市計画審議会というような委員会、審議会があります。そして、これらの先に、交流施設の着工というのが控えているわけです。その下の写真は、つい最近撮った現在の五本松団地跡です。更地の跡は雑草の空き地状態になっております。

町民ワークショップをはじめ、着工までに通るべき関わっている様々な検討委員会、審議会がありますが、これらを織り込んだ大日程を公表できませんか。

今、町長の話にも、まだ道半ばとありましたけども、船は出航したものの、今、どこに向かっているのか、どの辺りを進んでいるのか、町民が少し白けムードを感じています。これについての大日程は出せませんかという回答をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 施設着工までの大日程公表をというご質問にお答えいたします。

現在、町営住宅五本松団地の解体作業を進めておりまして、跡地の利活用については、町民の関心事項ではないかと思えます。

昨年度、策定しました基本構想は、五本松団地跡地の活用について、交流拠点としての整備方針を取りまとめたもので、具体的な整備内容は固まっていない状態であり、スケジュールについても大まかな流れを示したものであります。

今年度中の策定を目指しております交流拠点施設の基本計画では、工事着工や供用開始を含めた全体スケジュールをお示ししたいと考えております。

基本計画では、具体的な導入機能や施設整備の内容を盛り込みますので、国庫補助事業の申請等を含めて、全体的な事業スケジュールを立てる必要があります。基本計画の策定については、昨年度同様、検討委員会や審議会等でご意見を頂きながら策定することとしております。

なお、会議や町民ワークショップの開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえながら、今後の開催に向けて検討しているところでございます。

この全体像、そしてまたスケジュール、これについては、本当に早く知りたいという気持ちはよく分かります。しかし、これも、国との関係、それとまた、予算的なもの、それからまた、民間との調整、いろいろと課題もありまして、今年のうちにもそちらのほうを詰めながら、年度末には議会を含め、町民の皆さんにも示していきたいというように考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 分かりました。

次に、立地適正化計画策定委員会の役割ということで挙げていますが、本町が目指す将来の都市像を実現するための戦略として作成するのが三股町立地適正化計画です。幸い本町は、当初、話しましたとおり、移住先としても人気があり、まだ、そこまで深刻な状況ではありません。しかし、人口減少と高齢化に直面する将来、拡散した移住者の生活を支えるサービスの提供が困難に成りかねない状況にあります。国土交通省が進める効率のよいコンパクトなまちづくりを、この立地適正化計画で推進するのでしょうか。そこで、交流拠点施設整備を背景において、立地適正化計画策定委員会はどのような位置づけになるのですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 立地適正化計画策定委員会の役割は何かとのご質問にお答えします。

本町の居住及び医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである立地適正化計画の策定に当たりまして、必要な事項を調査、審議するため、学識経験者、各種団体代表者等で構成された委員会でございます。

また、計画策定に当たっては、公聴会の開催など住民意見を酌み取った上で、都市計画審議会の意見を聴くこととされております。そのため、学識経験者等の第三者から成る立地適正化計画検討委員会で調査・検討を行い、都市計画審議会でその案に対しましてのご意見を伺いながら、進めているところでございます。

交流拠点施設整備は、本町の暮らしの魅力を高める新しい拠点をつくるための整備でございますので、町の発展に大きく寄与する事業になることから、立地適正化計画を策定するに当たっての大きな柱と位置づけて検討しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 次に、3番目に、都市計画審議会の役割は何ですかと問いたいです。

都市計画法の下、都市計画審議会において、用途地域の見直しや、都市計画変更とスケジュールがあります。立地適正化計画策定委員会同様、交流拠点施設整備を背景に、本審議会の役割は何ですか。分かりやすく、交流拠点施設整備との関わりを説明願います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 都市計画審議会の役割は何かとのご質問にお答えいたします。

都市計画審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づき設置される法定の附属機関でござ

います。三股町都市計画審議会条例で、組織及び運営に関する必要な事項が定められております。

都市計画は、都市の将来像を決めるものでございまして、かつ、土地等の関係者の権利や利害をはじめ町民生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を決める前に、第3者から成る都市計画審議会の議を経て、都市計画を定めることとなっております。

先ほど述べました立地適正化計画は、都市計画に関する計画の1つであることから、ご意見を伺うだけではなく、諮問に対する答申もしていただくことになります。

交流拠点施設整備は、直接、都市計画に係る事業ではございませんけれども、立地適正化計画に関連性の強い事業でございますので、都市計画審議会でも進捗状況等について、十分な説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） それぞれの会の結論が集約されて、交流拠点施設の着工と向かうということですが、交流拠点着工までの道のりといいますか、先ほど町長のほうから、年度末には、今、横たわっている国の問題、予算との問題、民間との問題、そこら辺が少しずつ煮詰められてきて、年度末にはお示しできるという話がありました。途中でもいいですから、こんな状態にあるんだということ、やはり町民のほうに、こういうところ、道のりを通っていくんだよ、今、こういうことをやっているんだよ、こういうところの目標に向かっているんだよというのは、示されるといいと思うんですけども、これについてはどうでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 昨年度もだったんですけども、進捗状況、また、その後のスケジュール等について、議会のほうで、全協のほうで説明をさせていただいたところですが、そういう形で町民の方にも何かお知らせできるような方法を検討しまして、進捗状況等、また、スケジュール等を公表できたらなと考えます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 広報でも利用して、概要でも伝わるといいと思います。よろしくお願いたします。

次の問題です。2、コミュニティバス、くいまーるについて。

コンパクトなまちづくりが始まると同時に、町長も言っておられました中心ゾーンから離れた地域とのネットワークが重要です。

ところで、3月議会で、コミュニティバス、くいまーるの路線追加等に対して質問しましたが、そのとき、地域公共交通会議で諮るということでしたが、その検討結果はいかがだったでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 令和2年3月議会におきまして、一般質問にありました上米公園を起点とするくいまーの利用につきまして、くいまー運行路線の見直し、そして、民間交通事業者との連携、支援、そして、オンデマンド交通の運行の可能性、必要性を検証し、立地適正化計画に沿った五本松交流拠点整備事業計画との整合性を図りつつ、地域公共交通会議に諮っていききたいという回答をしたところでございます。現段階では、立地適正化計画が定まっていないことから、素案づくり、具体的な協議が進んでいない状況ではありますが、前回、令和2年1月に開催しました地域公共交通会議での町長挨拶の中に、各交通事業者の連携、高齢者向けのデマンド交通、五本松交流拠点、時代の流れに応じた充実した公共交通計画といったキーワードが発せられたところでございます。

今後は、民間交通事業者との連携を視野に入れた地域公共交通計画に沿った事業の在り方を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ぜひ、要望を確実に取り入れられてもらえるよう、進言していただきたいと思えます。

次の問題です。くいまーのさらなる有効活用を工夫できないかという問題です。

資料2を御覧ください。

タイトルを、くいまーのさらなる有効活用を工夫できないかと打っております。

現在のくいまーに課される課題としましては、交流拠点施設をネットワークのハブとして、きめ細かいコースの設定、そして、待ち時間の短縮を図り、利用しやすい停留所等の環境整備、免許返納された高齢者等の車の代行役、こういうのが課題として挙げられるかなと思えます。その下に、宮崎日日新聞に出ました、村営バス、人と宅配便運ぶ「ホイホイ便」開始というので、西米良村の記事が出ておりました。これは一つの例ですが、本町も知恵を使った独自の方法を考えてはどうですか。町内を巡るくいまーが、乗車率が低くてもったいない。何か加味して価値を上げられないものか、考えられませんか。その地域にマッチした利用価値の高いくいまーへの昇格をさせたいものだと思います。

次の3番目の問題ですが、オンデマンド交通導入案の内容確認というところで、3月議会において、先ほどの質問の回答に、町長より、長田地域等はオンデマンド交通を考えていると言われました。利用者が事前に予約し、その都度、それに合わせて運行する地域の公共交通のオンデマンド交通ですが、検討内容はその後どうなりましたか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） オンデマンド交通導入の件についてなんですけども、一つ、くいまーのさらなる有効活用の工夫というところも含めまして、回答させていただきたいというふうに思います。

くいまーの有効活用とその工夫についてということについて、お答えいたします。

現状では、人の輸送以外の用途にくいまーは活用できない状況でございます。他の用途への活用は考えていないところでございますけれども、国土交通省では、地域公共交通活性化再生法との一部を改正しまして——これは令和2年6月3日公布でございますけれども——公共交通の改善や移動手段の確保に取り組む仕組みを拡充し、地域の移動ニーズに対応する取組を推奨しているというふうに掲げております。具体的には、従来の公共交通サービスに、地域の輸送支援、福祉輸送、スクールバス、自家用有償旅客運送等を加えるとともに、人、物の相互輸送に活用する取組、内容となっているところでございます。

例えば、現在、くいまーを運行しておりますけれども、通学支援便、こちらのほうに一般の方も乗車できる、これも一つの考え方だというふうに思います。また、スクールバスですね。こちらのほうに一般の人を乗車させる。そういった取組もイメージとしてはできるのではないかなというふうに考えております。

また、取組につきましては、地域公共交通計画に位置づけられるとなっておりますので、どうしても立地適正化計画として、五本松交流拠点整備事業計画との整合性を図らなければならない、必要となるというところでございます。

そういったところで、特に中山間地域、長田地区を取り巻くオンデマンド交通の導入につきましては、今、述べましたこういった人、物の相互輸送事業、こういったものと照らしつつ、地域公共交通計画を策定する中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、課長のお話があったとおり、本当、向く方向はそっちじゃないかと思います。さっき、西米良の紹介しましたけども、うちのうちで、今ある、進みつつあるシステムといいますか、それに肉づけして、やはり三股は効率よく、いい発想だなと、そういったものに結びつけていただきたいと強く思います。

実は、現在、30個以上あるサロンにおいて、ところによっては月に1回の割合で、サロンのメンバーを買い物ツアーとして買い物に連れて行ってくれます。社会福祉協議会が中心となり、もちろん介護士付き添いの施設マイクロで送り迎えです。店には高齢者向けに椅子も多く準備されております。このような実績が膨らみつつある本町です。そこで、この実績を基に、買い物ツアーを各自治公民館で取られたらいかがでしょう。現在行われている買い物ツアーの不足分は、

それこそオンデマンド交通が埋めるというスタイルです。他の地域のスタイルを持ち込むより、現在、本町独自で築き上げてきたプロセスの下、発展しつつあるシステムを見直し、膨らませていったほうが良いと確信します。それこそ、この資料ですが、地域を楽しむカタログという中に、今の助け合いの問題とか、そういった地域でもって、地域を核に町をつなげていくという、そういったシステムまでいろいろ示されております。まとめあげられた内容になっていると思います。

また、今、軽度生活支援といって、地域において支援してもらいたい高齢者に対して、同じ地域の者で手助けしましょうという制度があります。その内容もこの中にありますけども、週に1回の割合で手助けします。内容は、買い物、掃除、片付け、ごみ捨て、料理などです。1時間につき本人が200円、町が1,000円援助します。調べたところ、30自治公民館中、9自治公民館が取り入れています。人々の交流に町が支援しています。先ほどから回答の中に、やはり、地域は地域で助け合って、そこを確認して町を盛り上げていくというような思想があるような気がします。三股町はすばらしい福祉の町です。地域は地域で助け合うという基本的なつながりを重んじる力のある町民なのです。先ほどから出てますオンデマンド交通利用の考えに加えて、この軽度生活支援というの各自治公民館単位で捉えていく考えにつながっていくのではないのでしょうか。あくまでも、自治公民館役員とかいうんでなくて、各自治公民館単位で捉えていく。地域は地域でそういう人が手を挙げて行って開展させていくという、そういうふうなシステムというのがつながっていくのではないかと思いますけども、この考えについてはどうお考えでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課では、買い物支援、それから軽度生活援助事業、様々な取組をやっております。

買い物支援につきましては、現在、訪問介護や介護保険を使わずに利用できる軽度生活援助事業やヘルパー、近隣の方々が本人に代わって買い物に行く生活支援を行っていますけれども、利用者の中で多くの意見を頂いているのが、自分で買い物に行き、品物に触って、自分で確かめて、楽しんで買物がしたいという方々が多くいらっしゃいます。そういう方々のもとに、今、福田議員がおっしゃったように、買い物支援ということでサロンを中心に行っているところなんですけども、今、現在、6団体のサロンで行っているところです。そして、長田については、轟木と仮屋について、商業施設のほうで支援を頂いているというようなこともあります。このような取組をもっと広げていきたいというふうに思っております。オンデマンド事業とか、くいまーとか、複合的に制度を利用しながら、この取組を広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今回の一番の私の質問の主軸というのは、五本松団地跡地の交流拠点施設の内容で入ってきたんですけども、内容、ずっとつながっております。今、出ましたオンデマンド事業とか、そしてまた、次に持ってきてます空き家の対策、ここはずっと、町長とお話しながら、何か1つのぼんやりとした進むべき道がだんだん見えてきたような気がしますので、本当に真剣に取り組んでいけたらと思っております。

次の問題です。空き家対策について。

資料の3を御覧ください。

過去5年間の空き家調査の推移を伺いましたが、平成26年3月時点の報告書ということで頂きました。

ところで、この空き家対象というのと空き家対象外というのはどういう意味ですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） こちら、今、お示しいただいた資料のほうで空き家対象と空き家対象外とございますが、空き家対象外のほうは、貸家であったりアパートの空き室、町営団地のほうも含まれますけれども、そういう賃貸物件の空いている部屋、家等を空き家対象外としております。ですから、賃貸物件ではないと思われる完全な空き家というのが空き家対象となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 分かりました。その表で、空き家対象というところで2桁になっているところは、上からいきますと、山王原、谷、小鷲巣、餅原、田上、梶山、轟木、仮屋、大野となっておりますが、赤で書いている地区名というのが今回、先ほどから出てますまちづくりの中心ゾーンに値する地区でございます。

こういった内容で、やはり、空き家全体から見ると、長田、餅原、宮村というのは空き家が多いというのが分かります。中心部の山王原、仲町が意外に多いことにも気づきます。

資料4を御覧ください。

これは、過去5年間の新築、家屋棟数です。平成27年、28、29、30、そして令和1年、この5年間での新築がどれくらいできているかというのを調べてもらいました。

29年、令和1年となると170を超えていますが、どうも下の3項と書いてますけども、消費税の上がる時の、これに関しての棟数が増えたのかなという気もいたしております。大体1年間で約150件以上の新築、家屋が建設されております。三股町の人口が増えつつある状況がこれでもよく分かります。

次に、資料5を御覧ください。

空き家についてですけれども、先ほどの、平成26年のしかありませんで、もっと直近のやつはないのかいろいろ調べましたところ、先ほどから出てます立地適正化計画策定に対しての、企画商工課の五本松交流拠点施設推進室が調査した空き家の状況というのがありましたので出してもらいました。これは、あくまでも町全体ではなくて、中心ゾーンに対しての見方です。ちょっと、読みます。

はじめに。令和元年度から2年度にかけて、策定することとしている三股町立地適正計画の検討に必要な空き地、空き家の状況調査について、下記のとおり実施した。

調査の目的。都市計画マスタープランにおいて中心ゾーンと位置づけたエリアを、立地適正化計画では都市機能誘導区域に位置づける予定である。都市の構造の状況把握については、各種既存資料を基にデータ整理を行うが、必ずしも直近の実態を反映する分析結果が得られるとは限らない。このたび策定する三股町立地適正化計画は、町の将来像を実現する戦略として策定するもので、都市機能誘導区域は、その戦略の内容が色濃く反映される重要なエリアという。そこで、都市誘導区域とする予定である中心ゾーンについて、より詳細に、土地利用や建築物の状況を把握するため、実施調査を行うことにしたということで、目的があります。

結果ですけれども、空き家約7%。店舗や事務所、集合住宅は含まない。空き家おおむね70戸、そして、家屋の総数が1,000戸としたときに、1,000戸分の70戸ですから、空き家率7%ということです。地区別に見ますと、山王原が15%、これは15%を分かりやすく言うと、100戸あれば15戸が空き家ということです。仲町7%、上米4%、東原5%、この4つの地区の平均が約7%ということです。

そして、3番目ですが、空き店舗率約30%。これ、大きいです。店舗や事務所等、住所でない建築物を対象。総数130戸のうちに空き家40、これが30%の空き店舗率ということです。空き家調査の結果です。

質問の軸にしています交流拠点施設整備を対象に、中心地ゾーンについて、五本松交流拠点施設推進室が行った調査結果です。

次に、空き家バンク事業の実績はどうかという質問にいきたいと思います。

現在、三股町空き家等情報バンク登録数は何件ですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 空き家バンク事業の登録数も含めた実績についてお答えしたいと思います。

空き家等情報バンク事業は、空き家等の有効活用を通して移住・定住の促進を図ることを目的に、平成28年度から開始しまして、平成29年度からは水回りのリフォーム等に対する補助制度も開始しているところでございます。

本事業の実績としましては、延べ件数でこれまでに17件の登録がございまして、うち15件が契約済みとなっております。そのうち、補助制度の活用実績としましては2件ございます。今後は、都城宅地建物取引業協同組合と本事業の運用に関する協定も結んでおりますので、同組合等とさらなる連携を図りながら、本事業の推進を行ってまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） この空き家バンク事業の実績も、今、含めてお答えいただいたんですが、私有財産が絡み、行政において、不動産会社のように深く詰めていける仕事ではないような気がいたします。片手間でやれる範囲ではない事業だと思います。ここ何年かの実績を今、聞きましたけども、補助金対象になったのは2件と。そういう内容から、常に事業として上がってきてますけども、決算の9月議会です。見直しが必要な事業ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 空き家の対策ということで、空き家がもたらすいろいろな問題というか、環境の問題であったり、災害であったりしますので、本事業をどう推進するかというところは一つの課題にはなっておりますけれども、これがさらなる推進ができるような方策といえますか、取組を検討していかなければならないのかなとは考えております。ただ、これをやめるという考えは今のところありません。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） まず、登録するシステム、公表するシステムというところなどは続けるということですかね。具体的な購入とかになると、先ほども言いましたように、私有財産が絡んできて、買い手売り手との非常に複雑な、完全な不動産屋の仕事になってしまって、ちょっと難しいんじゃないかなという気がいたしました。考慮いただきたいと思います。

その次、特別措置法の現状はどうなっていますかということで、平成27年の2月に施行され、たしか5年置きに見直ししていくということになってはいますが、現状はどうなっているか、簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 特別措置法の現状についてお答えいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法は、空き家によって景観が損なわれたり、衛生面、防犯面の問題を引き起こしたりするおそれがあるとして、平成27年2月に基本的な指針について一部施行、同年5月に完全施行とされた特別措置法でございます。

この特別措置法の施行に伴い、管理が適切に行われていないと思われる空き家に対して自治体が調査を行った後、問題があると判断された空き家においては、特定空き家等として指定し、所

有者に管理を行うよう指導をしたり、状況の改善を促したりできるようになっております。

本町の現状につきましては、本特別措置法の施行を踏まえ、平成27年度に三股町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例と、三股町空き家等対策審議会規則を策定したところでございます。これまでに、特定空き家等の指定を行ったり、行政代理執行を行ったりしたことはございませんが、住民の方々から苦情や要望に対しましては、各部署と連携を図りながら現地に赴いて状況を確認した上で、適宜、対応をしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ありがとうございます。

次の問題ですが、町独自の居住誘導支援措置を取れないかという問題ですが、交流拠点施設整備事業において、中心地ゾーンへの移住誘導支援措置を考慮しなければなりません。よく耳にするのが、空き家だけど、解体してしまうと固定資産が高くなるので解体しないということをよく耳にします。これはどういうことか、詳しい説明はまた教えてください。空き家の老朽程度にもよると思いますが、更地に新しく新築するのに比べて、空き家を解体して新築するとなると、解体費用まで予算に含まなくてはなりません。費用として、木造1戸建て、築40年、安くて100万です。空き家が増える傾向にあります。老朽化すると、倒壊の危険、先ほどもありましたけども、景観の悪化、周辺環境への悪影響をもたらす。中心ゾーンへの居住誘導支援措置には、空き家対策に対する町独自の措置がとれないものかと考えます。今回、9月議会で上程されています景観条例とも関係ある内容ではないかと思えます。

あわせて、金融措置として、これは自治体での制度だと思いますが、フラット35、地域活性化後の導入というのをお考えないですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町独自の居住誘導支援措置は取れないかのご質問に対しましてお答えいたします。

空き家への居住支援としましては、先に申しました空き家等情報バンク活用促進事業補助金がございます。これは、空き家を購入された方が、水回りのリフォームや空き家の中に残された荷物等を撤去する際に生じた費用の一部について、40万円を上限に補助を行うものでございます。また、民間金融機関と住宅金融支援機構が共同で提供する長期固定金利の住宅ローン、フラット35でございますけれども、住宅金融支援機構と定められた条件を満たした地方自治体が連携協定を結んだ場合に、この借入金利の引下げが可能となるようでございます。その定められた条件の一つに、空き家を取得する際の財政的支援というものがございます。先ほど申し上げましたリフォーム等への補助金はこれに当てはまるのか、また、その他の事業でこの条件を満たすものがあれば、住宅金融支援機構との連携協定に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ぜひ、先ほど後半に出ましたリフォーム等に対象になるかとかいうのは、ぜひ、考慮していただきたい問題だと思います。

次に、最後の問題ですが、老朽危険家屋解体撤去補助金の内容説明ということで、率直に言いますと、解体費用の助成金の支援はできないのかという問題です。危険家屋解体撤去補助金制度がありますが、本町ではどれくらい利用されているか、これはまだ採用されていないんですよね。分かりました。これはまだ本町では使っていないということで、今、話が出ましたように、今後の問題だと思います。危険家屋という、この危険家屋の定義がない、問題になってくると思いますが、隣の曾於市においては、築30年以上は危険家屋扱いとされています。確認してもらってもいいんですが、名目上は危険家屋だけでも、築30年以上は危険家屋と扱っていますという曾於市の市役所の担当の方が言われています。おかげで、年間100件以上利用されていますということでした。

本町は、人口問題はそこまで切実な状況ではないかもしれませんが、若者をはじめ身近なところで、「解体費用援助は何とかならないかな」という声があります。老朽危険家屋解体撤去補助金というものに、前向きに捉えてほしいと思います。

今回、私は、五本松団地跡地の交流拠点を中心に、そしていろんな会議がある中で、それをどうやってクリアしていったらいいところまで結びつくのか、そしてこれには、願望としては、できるだけそういう長期、長期になるのではなくて、時間を短縮することによって、先ほどの五本松団地跡地の雑草の空き地じゃないですけども、いらん費用がかかりますので、やっぱり町長よく言われるスピード感を持って前に進んでほしいと思います。そして、ネットワークに対しては、オンデマンド交通と出ましたけども、そのオンデマンドというこの考えについては、基本が三股にあるんだということに気づきました。そして、それに肉づけして、先ほども申しましたような大きな概要というものは見えてきましたので、地区が核となって発展していく、開展していく、そして不足なところは、また、お互いに話し合っって町をつくっていく、自立と協働で創る元気なまちというのに向かって進んでいきたいものだと思います。

今回、そして最後に、解体費用の援助を何とか考慮してほしいという希望も持って、私の質問をこれで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

本定例会の一般質問は、コロナウイルス感染防止のために質問時間を50分ということでおりますので協力を要請いたします。

発言順位2番、新坂議員。

〔3番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（3番 新坂 哲雄君） 通告より2番、新坂哲雄です。

今回の台風10号による避難指示、台風が接近する前から、避難所やホテル、安全な親類宅などに身を寄せた人が多かった。今回の台風は強風が大きな特徴だった。近年、日本近海の海面水温が高く、台風は強い勢力のまま近づいてくる傾向があります。

ところで本題に移らせていただきます。

農業対策について伺いをいたします。近年、耕作放棄地が多くなっているが、現状を踏まえて解決策を伺いいたします。

あとは質問席よりまして質問させていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農業対策について。近年、耕作放棄地が多くなっているが現状を踏まえて解決策はについてお答えいたします。

町内の荒廃農地につきましては、餅原地区17筆、8,741平米、長田地区8筆、4,846平米、蓼池地区9筆、6,417平米、樺山地区1筆、684平米の35筆、2万691平米でございます。

現在の耕作放棄地対策については、次のとおり対応を行っております。

まず、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、日頃の委員活動の中で、常時農地パトロールを行い、地権者、耕作者の双方に農地の管理について相談・助言を行っております。農業委員会事務局では、定期的に農振白地及び用途地域内を中心にパトロールを行い、遊休地等を発見した場合には地権者宛てに指導文書を送付し、その後、電話、面談等で改善指導を行っております。また、改善後は改善した旨の報告を求めているところであります。

また、上記の内容については、農地利用状況調査、農地パトロールを実施しますというタイトルで町回覧板に掲載し、農地の違反転用防止と遊休農地、耕作放棄地の発生防止等の啓発活動を行っているところでございます。直近では、今年の7月1日号の回覧板に記事を掲載したところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ただいま説明を受けましたけども、遊休農地も地域差があると思いますが、私から見たら4、5年以上たつて荒れ放地になってるのが見かけられます。このような状況は、どういう考えでいらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほども町長のほうで答弁いたしましたとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員が日頃の活動の中でパトロールを行いまして、地権者、耕作者のほうに指導・助言を行っております、農業委員会といたしまして、事務局といたしましても地権者宛てに文書等を配付して、改善指導等を行っている状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ただいま説明がありましたけど、なかなか言葉と実行とが伴っていないんじゃないかなと思っております。

やっぱり隣接地の農地を持っておられる方は大変な迷惑を受けれると思ってるんですけども、もう1回勧告するなり何か方法はないんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほどの回答と同じになりますけど、指導文書等で、その後面談とか電話等で指導等を行っておりますが、確かにおっしゃられるとおりに耕作をされる意思を示さない方もございますので、その方々には粘り強く面談等で指導等を行っていく所存でございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 原因としましては、私の考えでは土地が湿田とかそういうものがあって耕作ができない土地があるんじゃないかなあと考えてますけど、こういうのは解決方法は何かあるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 場所によりましては暗渠排水を入れたりとかする場所もございますが、現在はそのような手だてを行っていないところでございます。要望等があれば、そういうところの助言等を行っていきたいと考えております。

また、山間部においては小さい田畑におきまして多く見られる状況でございますので、営農のしにくいところについては、そういう耕作放棄地になるところが多く見られるように思っております。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 農地保全という意味から考えまして、周りの方に迷惑がかからな

い措置をとっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、水路確保、河川の砂利撤去はできないかという質問をいたしますが、場所は長田小学校よりか東側に約200メートルぐらい行った河川敷の堰があるところで、砂利が多くたまっておりまして、ここの横のほうに水路の入り口がありまして、受益者が約50名ぐらいいらっしゃると思いますが、非常に豪雨のときに水路に砂利がいっぱいはまって、七、八人で砂利を上げたりすることが時々ありますが、これを解消策はないのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 河川の砂利撤去ということでございます。都市整備課のほうでお答えいたします。

河川の砂利撤去については町では実施できませんので、毎年、都城土木事務所が調査する県単河川事業要望調査で要望事項の一つとして上げています。今のご質問のありました天木野水路取水口付近の砂利撤去については、砂防堰堤の上流に砂利等が堆積しているため取水に支障を来しているとして、土砂撤去の要望を上げているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） これは、長田土地改良区が管理したりやっていますが、やっぱりこの問題はもう数年の話であって、解決法はないか、みなさんが困っていると思うんですけど、何か行政のほうで進めていただくわけにはいかないのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） なかなか、河川管理という点でいきますと、もちろんご存じだとは思いますが、県のほうということになってしまいますので、町としては要望を引き続きしていくということで、これは町民の声を県のほうにつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 分りました。

次に、水路確保なんですけど、ここの水路のところは1メートル二、三十ぐらいの幅だと思いますけど、その水路の下が陥没しているんですけど、いつ崩落するか、河川が川に、10メートル以上あると思いますが、河川に落ちる可能性があるんですね。これ対策は、落ちる前に早く工事なんか手を打つことはできないんですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 水路確保についてお答えいたします。

天木野水路の取り入れ水路の補修につきましては、長田の土地改良の役員さんと現地確認いたしまして対応を協議いたしました。現地がおっしゃられたとおり河川と隣接しており、高さも

水面から6メートル程度ありまして、水路は水路下の岩肌が一部空洞化している状況がございます。

水路自体は岩を掘削して補強した部分とコンクリートで施工されておりまして、漏水も多少ありますが、補修をしていただきながら経過観察としているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 水路が落ちてからは費用がたくさんかかると思うんですが、早めの工事ができたら助かると思います。やっぱりあそこの水路は、砂利を上げたり、いっぱい人間があそこで作業をします。たまたま運が悪ければ、人間と一緒に川に落ちる可能性があります。やっぱり落ちてから工事じゃ費用もたくさんかかるので、考え方がちょっと前向きに考えていただかないと、あれ落ちたら大変な工事になると思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 次に、有害鳥獣による農産物被害への対策について伺いをいたします。

鳥獣駆除員が高齢化により減少している。今後の対策はどのように考えておられますか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 有害駆除員が高齢化により減少しているが、今後の対策につきまして回答させていただきます。

現在、三股町の鳥獣駆除班員は34名でありまして、その平均年齢が67歳となっております。駆除班員は、三股、長田猟友会に毎年依頼いたしまして班編成をさせていただいているところでございます。その班編成を警察・県に届けて、その方々に有害駆除対策を実施していただいているところでございます。特に、長田班のほうは、平均72歳と高齢化がみられまして、猟友会も減少している状況でございます。

今後の対策といたしましては、県事業の狩猟免許取得事業を活用いたしまして、回覧等で取得者を募りまして、狩猟免許の取得を支援することにより狩猟免許取得者の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 高齢化の人が多くて若者が少ないわけですけど、やっぱり人の駆除員の費用軽減の関係と合致してくると思いますが、やっぱり条件がよほどないと若い人たちはこういう鳥獣のほうに関わる人が少なくなるんじゃないかなあと考えています。

今後やっぱりイノシシがもうどんどん増えていって大きな問題になると思いますが、そこ辺も考えて経費削減関係も考えていただいたら、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 駆除員の経費軽減についてでございますが、現在鳥獣駆除班員として登録・活動していただく方々は、毎年の狩猟税が軽減税率の適用を受け約半額となっております。さらに3年前の免許更新においても、実技が免除されております。

現在の助成金といたしましては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業として、昨年度は35万円を交付しております。これは、イノシシ1頭当たり7,000円という国の事業でございます。町においても、毎年有害鳥獣駆除班活動補助金として28万1,000円を交付して費用負担の軽減を図っているところでございます。また、町の単独事業といたしまして、イノシシ捕獲用の箱わなを平成30年度より12基購入して、猟友会のほうに使用していただいております。今年は、安全対策のため、電気刺し止め機を2セット購入し、駆除活動の軽減を図っているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） イノシシ1頭捕るのに4名、5名、それと犬がいなくなかなかイノシシは捕れないということで、費用はかなりかかるという意見を聞いております。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 駆除班のほうで、確かにイノシシとを捕るのに犬がけがをしたりとか、そういう話も聞いております。そのほうは、この28万1,000円の交付の中で、ある程度の手当てをしているということもお聞きはしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 分りました。

次に入ります。電柵の要望が多いんですが、増やす計画はあるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 電気柵の要望につきましては、毎年7月の回覧板で要望者の申請を受け付けております。その結果を、9月に県のほうに町の要望量調査を提出いたします。県より年度初めに内示額が示されますので、それを基に当年度の事業実施を要望受付順に行っているところでございます。過去3か年では、9月要望まで申請された方はおおむね事業対象者となっておりますが、9月以降要望申請の方が翌年度に実施対象者となることも、現在そういう状況もございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 今、山なんかがどンドン伐採が進んで、民家の近くにイノシシがほとんど来て、周りも野菜とか被害が出ております。特に今、長田のほうでは稲刈りが始まっておりますが、稲作に食べるんですけど、稲も食べるんですけど、やっぱりイノシシが入ると作物が臭いがついて収穫ができないという話もありますので、やっぱり今後できるだけ電柵を増やしていただくよう要望いたします。

次に、公民館からの要望に対して、受理取扱いはどうなっているかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ご質問の内容が側溝や道路等ということで、都市整備課のほうよりお答えいたします。

公民館からの要望に対してのご質問にお答えいたします。

まず、受理後の取扱いについてであります。自治公民館からの要望書を受理した場合、まずは自治公民館長立ち会いのもと現地を確認し、都市整備課内にある公民館要望ファイルにリストアップします。その後、課内協議で、通学路、浸水状況などの観点から危険緊急性を確認し、年度内、次年度、次年度以降に実施時期の割り振りをします。そして、毎年度初めに公民館要望ファイルを課内で再協議し、その初年度内に実施する工事を決定する流れとなっております。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 実施基準は、査定基準はどういうふうな判断をされているんですかね。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 主な指標としまして、通学路であるかとか、交通量、浸水、そして危険緊急度ということを中心に課内協議を行っております。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 要望書を上げれば、各公民館から上がると思いますが、やっぱり上げれば受理されたもんだとみんな考えてるんですよ。

住民さんから公民館を通じて要望上げて受理されたという話は聞いているんですけど、2年、3年たってもどうなっているのかとかいう質問を受けるんですけど、これは継続的にずっと上がったものは実行できるようなことはできないんですかね。公民館も1年置き、2年置きで変われば、継続も、前の人が上げてから、また上げんでいいというようなことになるわけですよ。だから、そこ辺を改革はできないんですかね。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいま都市整備課のほうで備えておりますファイル、平成28年度分から備えております。

で、自治公民館への連絡についてということでもありますけれども、館長立ち会いで現地確認のときに、危険緊急性があり、年度内にすぐ実施するものは即答する場合もございます。ただ、その後大きな予算を必要としたり、全体計画性が必要なものは、概要でしかその場でお答えできないものもございます。

で、このリストにつきましては、済みとかまだ済んでないという情報は残しておりまして、その一旦上げていただいた要望内容が、大げさに言うと削除とかそういったようになるものはございません。ずっとリストアップは残ったままで、年度内予算でできるもの、急ぎのものを計画して進めている内容でございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 連絡は公民館を通じて行われてるか分かりませんが、町の施政方針の中に、町政全般において、まちづくり基本条例を踏まえ、町民の皆様の協働の理念に基づき情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進め、元気で誇れる三股町づくりを目指すとなっておりますが、その辺と合致しておりませんので、ぜひ、こういう皆さんの見える行政をしていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため、1時半まで本会議を休憩します。

午前11時27分休憩

午後1時27分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位3番、田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。

質問順位3番、公明党田中光子です。よろしくお願い申し上げます。

通告に従って、行っていきます。

三股町に住んでよかった。この町で安心と言えますか。三股町に取り組んでいただきたいのは、感染者や感染するリスクの高い方に対する差別偏見が起こらないように注視し、恐怖感をあおらないようにすることです。

誰もが新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を冷静に理解できるように伝える、リスクコミュニケーションが必要だと言われます。トイレトペーパー不足のデマ情報は典型例でした。真偽不明の情報に感化されるように感染者の家に投石、落書きする人も出てきているようで

すが、断じて許されない行為です。ましてや、医療従事者やその家族に対する差別偏見は深刻です。正しい知識、情報の混乱が不審と不安を増幅させることに留意する必要があると思います。

感染症が流行すると、なぜ差別やいじめが起きるのでしょうか。それは感染症に罹患することへの不安や恐れが大きいからだと思われます。感染症に罹患すれば、医療機関への入院や自宅待機を命じられる、さらに感染症が重症化すれば生命の危機にさらされると考える人もいます。そうした感染症に対する不安や恐れを、より感染リスクが高い人を攻撃することによって解消しようとしているのかもしれないです。

まずは、新型コロナに関わる差別やいじめにつながる動きには関与しないこと、インターネット上には正確ではない情報も数多く掲載されており、人々に偏見や思い込みを広めている可能性があります。確かな情報源から信頼できる情報を入手し、あやまった情報はそうではないと正していくという態度が求められると思います。町民に正しい知識と政策との関連性をきちんと伝えることが重要です。

そこで、質問1の新型コロナウイルス感染者、医療介護従事者に向けた差別偏見の根絶はどのように考えられているのでしょうか、お聞きします。

あとは、質問席にて行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 新型コロナウイルス感染者、医療介護従事者に向けた差別偏見の根絶はどのように考えられているかとの質問について回答いたします。

本町でも8月17日から現在まで6名の新型コロナウイルス感染者が確認されております。その中で、高齢者施設での感染もあったところであります。感染された方に対しましては、1日も早い回復と、感染者は被害者であるということを認識して誹謗中傷することがないようにお願いする町長コメントを町ホームページに掲載しているところでございます。また、会議や行事等におきましても、感染者に対して誹謗中傷することがないように呼びかけを行っているところであります。

感染者への誹謗中傷は、決してあってはなりません。治療後、安心して帰ってこられる地域であるように、今後も町ホームページの掲載や感染者への差別偏見防止についての回覧広報、チラシの配布、会議等での呼びかけを継続してまいります。

また、感染者や濃厚接触者の不安や悩みの相談窓口の紹介も併せて行ってまいります。医療や介護障害者等の福祉サービスに従事する職員の方々は、新型コロナウイルス感染拡大防止、終息に向けて、日々懸命に取り組んでおられます。医療、介護従事者やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は、決して許されません。町民の皆様には、公的機関の正確な情報に基づき、冷

静な報道に努めるとともに、これらの方々をみんなで応援していけるように、感染者への対応と同様に、町ホームページや会議等で町民への声かけを行ってまいります。

町のほうで主催する会議等で出席される方々は大体、本町の公民館を含め、いろんなリーダーたちの皆さんでございます。そういう方々にしっかりと誹謗中傷をやめるよう、そしてそういうふうなこの声かけをぜひ皆さんからも願いますということ呼びかけながら広めていくということも大事ななということで、そのような形での取組も、今後ともやっていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。

千葉県松戸市では、人権尊重緊急宣言っていうのを出されています。また、鳥取県米子市では、新型コロナウイルスに関する人権侵害を防ぐ3つの宣言を出されています。こういった例もあるんですけども、感染者発生の記事を手がかりに、インターネット上で感染者やその家族、勤務先が特定され、嫌がらせを受けるといった事件や新型コロナ感染症から回復した元患者との濃厚接触者に周囲が理解を示さず、職場や学校に速やかに復帰できないといったケースも出てきているようです。差別やいじめは、決して他人ごとではなく、自分ごととして捉えてほしいですね。

役場のホームページを見ると、県の感染拡大緊急警報を受けての町長のメッセージが、7月27日、それ以降のメッセージがないと思ったら、三股町内における感染者情報が8月17日に掲載してあり、ちょっと見つけにくかったです。私、あちこち検索してみたんですけども、なあって言って、事務局のほうに聞いて、やっとある場所が分かったんです。だから、関連付けて場所にあれば、何で町長メッセージ出されていないのかなって普通の人は思いますよね。

また、情報はホームページだけでしょうか。先ほど、回覧板で回しているっておっしゃったんですけども、どのようなことを回覧板で回されたか、私が見落としたのか分からないんですけども、何回か回されていますでしょうかお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） まだ回覧板等で回していないので、今後回すような準備をしているところです。近々廻します。次の号で。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町長メッセージとして、何回か回覧板では流しております。1ページぐらいです。そしてまた、感染予防についてはこうしなさいという、併せてA4、1枚で。

そしてまた、宮日含めて新聞広告でも注意喚起等も行ったところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。

9月3日に本町のホームページに新型コロナウイルスに感染された方への思いやりをと掲載していただき、ありがとうございます。

私の質問の構想と担当者の思いが同じ時期だったと思うんですが、次に新型コロナウイルス接触確認アプリの利用推進についてですが、テレビでも登録を呼びかけていますが、仕組みはよく分からないのではないのでしょうか。

接触確認アプリは、本人の同意を前提にスマートフォンの近接通信機能——ブルートゥースって言ったほうが若い人は分かるのかな——を利用して互いに分からないようにプライバシーを確保して新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができます。そして利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など、保健所のサポートを早く受け取ることができます。広く利用されることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。アプリを利用し、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査につなげるサポートを受けることができます。このアプリの利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

本町のホームページにも、8月28日にアプリ利用推進の掲載がありました。ありがとうございます。

回覧板にアプリのQRコードを掲載するなど、推進を促すことはできないのでしょうか。一応、これがホームページから出てきたこういう感じで、あと回覧板で皆さんが、インターネットでは見られるんですけど、やっぱり高齢者の方、回覧板を見られると思うので、こういうので入れてもらえればちょっとは見やすいかなと思います。

いいですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新型コロナウイルス接触アプリの利用推進について、お答えいたします。

新型コロナウイルス接触アプリCOCOAの説明は、今、田中議員が詳しくしてくださいましたので、ちょっとそこは省略いたしますが、本町でも新型コロナウイルス接触アプリCOCOAのチラシを役場や健康管理センターに置いているところです。ホームページにも、今、田中議員が言われたように掲載しているところです。

回覧板に関しては、まだ回覧していないところなんですけれども、今、回覧の準備はしているところで、設置しているチラシにもQRコードがついておりますので、そちらを載せるとQRコードを読み取ってアプリのインストールができるのかなと思っております。

また、役場職員にも、接触アプリCOCOAのインストールのほうを呼びかけを行っている

ころです。また、町が主催する会議や事業等でも、アプリのインストールについて話をしている、インストールされる方の利用推進を図っていきたいと考えております。

掲載は今後していきます。回覧板広報です。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。

ただ、今から回覧を回す。もう町のほうでは感染者は出ている。その前に都城市でも感染者が出ている。ちょっと危機感がなかったかなって感じがします。だからその前もってするっていうことが大事で、先ほどの差別に対しても、やっぱり前もって危機管理していかないと起こってからではなかなか歯止めが効かないってということになりますね。

新型コロナに係る差別やいじめが社会問題になっている中で、事態を重く見た厚生労働省は、地方自治体に医療従事者への差別、いじめの再発防止を要請していますが、新型コロナに対する偏見や思い込みがなくなる限り、差別やいじめの根絶は難しいでしょう。そもそも、新型コロナへの感染リスクが高いにも関わらず、医療現場で診療治療に当たっている人たちのやる気に水を差し、がっかりさせる行為は、社会的にマイナスでしかない。また、感染者やその家族に対する非難は、医師の診療やPCR検査へ、心理的に負荷を与え、発熱などの症状を自覚しての医療機関の受診を尻込みする人を生みかねないですね。

新型コロナの再流行の原因にもなりかねないです。町内のさらなる拡大の歯止めはどのような対策を考えられていますでしょうか。

お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大防止策についてお答えいたします。

感染防止拡大対策としましては、今後も引き続き新型コロナウイルス接触アプリCOCOAの利用推進、新しい生活様式の推進を継続して行ってまいります。

接触アプリCOCOAの利用推進におきましては、町職員へのアプリのインストールを今後もまた呼びかけを行っていきます。また、アプリに付いております、アプリを周囲の人に知らせる機能があるんですけども、こういう機能を活用して、具体的に利用推進の呼びかけを行っていきたいと考えております。

飲食業関係に関しましては、毎月1日を新型コロナウイルス感染防止ガイドライン一斉点検の日と決められたことから、9月1日に町長、副町長、商工会役員及び北諸県振興局職員が2班に分かれ、町内の10か所の飲食店舗にガイドライン周知のためと、遵守の徹底を目的に巡回した

ところでは、10月以降も引き続き、全ての飲食関係業者が感染拡大防止のためのガイドライン遵守を徹底できるように呼びかけや点検を行ってまいります。

新しい生活様式の推進におきましては、手洗い消毒、咳エチケットの徹底、3密を避けるなど、1人1人の感染症対策の重要性の周知を図ってまいります。

また、インフルエンザの流行に備え、10月から開始する高齢者インフルエンザ予防接種の勧奨を行ってまいります。

今後も引き続き、町ホームページ、回覧広報、チラシの設置、会議や町主催の事業での声かけを行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） そうですね。これからインフルエンザとの関連もあるので、本当に難しくなってくると思います。

人間にとって、本当に大切なことは、互いを思いやる心だと思います。この問題をきっかけに、それぞれが社会とどう向き合い、お互いを大切にしながらどう生きていくかを考えるところです。

国際社会を見ると、女性や子ども、障害のある人々、外国人や難民など、常に弱い立場にある人々が、偏見や差別、いじめの対象になりやすいです。病気が広がるにつれ、さらに世界でも差別やいじめが広がることが考えられます。正しい理解と正しいメッセージをみんなが発信することで、弱い立場の人を助けることになるのではないのでしょうか。

続きまして、質問事項2に移ります。

交通弱者の対策についてですが、昨年の質問時に答弁をいただきましたが、新潟の視察に行かれた結果の課題として、交通空白地域等の地区の実情に即した地域交通の在り方や、住民要望に応じたきめ細かな運行手段により、小回りの利く住民サービス目線で提供がなされている点につきまして、現在の本町の課題であると捉えておりますと言われました。地域交通の在り方を考える期間としては、立地適正化計画、それと五本松団地跡地の利用計画も踏まえ、総合的な計画に則ってやっていきたい、あわせて国の事業を活用する上で、地域交通形成計画網も併せて取り組んでいきたいとの回答でした。

社会環境の変化により、高齢者を中心とした交通弱者の増加に対する利用者に優しい安心安全な地域公共交通の確保が必要です。

本町でも、住民の目的を満たす病院、買い物、施設、学校などをつなぐ交通の手段として、くいまーがあるのですが、そこで質問1、高齢者や障害者などの交通弱者の足となっているくいまーの利用状況を教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、くいまーるの利用状況についてお答えしたいと思います。

お手元に、本日お配りしましたくいまーる路のバス利用者数の一覧というのをお渡ししていますので、それを見ていただきたいと思います。

平成19年から令和1年まで、年次別にコース、通学便、生活便ごとの利用者数を示したものでございます。直近の3か年で比較し、長田・梶山コースは通学便、生活便ともに増加傾向にあります。また、樺山・宮村・植木コース及び田上・蓼池コースにつきましては、通学便が減少傾向、そして生活便が増加傾向、また内之木場コースにつきましては生活便が減少傾向にあるようでございます。

過去の状況から、総合的な傾向としましては、生活便の利用者数は増加傾向にあり、通学便が減少傾向にあるようでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） これを見ると、10年前から比べると、約1.9倍、生活便が増えているってことは、免許返納が増えているということでしょうか。

お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その関連性についてなんですけども、それがそれだけではなくて、それも一部要因としては含まれていると思いますが、一つはやはりくいまーるの利用というところ、利便性、そういったところを町民の方々が認識を少しずつされているのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） それでは、2番目の利用者の声を役場はどのように把握されているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 利用者の声をどのように把握しているかという質問に対してお答えしたいと思います。

普段は、利用者の声としまして、地区単位での嘆願書、または要望書をもって把握をしておりますけれども、本年度は、6月下旬から7月上旬にかけて、乗り込み調査を実施しております。

くいまーるバス利用者のアンケート調査という名目で実施したところでございますけれども、その中身を申しますと、対象者は延べ40人で行いました。調査の主な内容につきましては、利用者自身の年齢、職業等、また利用目的、利用頻度等の移動状況、そして満足度、改善要望の

内容でございます。特に満足度につきましては、運行本数、時間、経路ほか5項目に対しまして、5段階で評価し、高い満足度を示す評価5の回答割合は、55%から77%の範囲内であったところでございます。また、55%の回答につきましては、改善の指摘項目と連動しておりまして、その内容は、運行本数、また運行情報及び案内というところが挙げられたところでございます。また、行動時間の異なる冬場の調査を実施することで、さらに利用者の意見を把握することで調査結果をまとめまして、今後の運行改善に活かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 先日、私も免許を返納した想定で、くいまーるに乗って、くいまーるの旅に出かけてみました。

内之木場コースと蓼池コースでしたが、そのとき、運転手さんとも話をさせていただきました。なかなか、運転手さんの人材を確保するのが難しいようですね。ミーティングがあるとお聞きしたのですが、一番状況を分かっておられる運転手さんの声は反映されているのでしょうか。

お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 運転手さんの利用者のほうからの意見とかそういった声等につきましては、定期的にバスマーティングというのを開いておりまして、運転手、そして事務の従事される職員の方を含め、役場職員のほうと出向いて、その場でいろんな意見交換会をしていると。

特にこの前、先月もバスマーティングを行ったんですけれども、やはり特に多いのが、運行上のバス停の場所とか、非常にここは危険じゃないかとか、そういった情報のやり取りが、前は非常に多かったんで、バス停の位置をちょっと変更してもらえないかとか、そういった内容が多かったというところがございます。

また、利用者からあったのが、特に運転手さんに対してちょっと挨拶がなかったとか、そういった個人的な意見等もございましたけども、大まかにはやはりバス停の場所の危険度とか、通行上の危険性、そういったものの意見が交わされたところがございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かにバス乗ってみて、乗ったところから終点まで行って、終点からまた帰ってきたんですけれども、ずっと1人だったんですけれども、話をする中でやっぱり突然陰に、暑いから木陰におられて、でバスが来たと思って慌てて走ってこられるので、すごく不安があつてっていうことで、そういうことも言ってらっしゃいました。

年々気温が上がってきますので、私は、くいまーるの朝1番のバスに乗るために、歩いて田中

隆内科にいきました。15分前にはバス停に着いてしまって、日傘を差しても照り返しが熱くて、立っているのが辛かったです。

高齢者は時間に余裕を持ってバス停に行かれると思います。炎天下で10分から20分バスを待ってみてください。ましてや、バスを利用されるのは、病院や買い物です。買い物して、重い荷物を持って座るところもなく立って待っておられるんです。先日は、縁石に座って待っておられる方を見かけました。車がぎりぎりを通って危ないですよ。でも、座るところがないんですよ。

昨年からバス停にベンチを置いてほしいと要望していますが、五本松団地跡地の利用計画も踏まえ、総合的な計画のときに考えるとのことでしたが、何年先ですか。高齢者は1年が大切なんです。ひろせ本店前バス停には、ベンチがありました。せめて買い物して乗るようなところだけでもベンチが欲しいです。

今の状況を我がこととして考えてほしいと思います。経験なくても想像はできると思います。猛暑ですよ。このようにクーラーが効いているわけではありません。お年寄りが、外で10分20分待つということは、脱水すぐ起こります。その辺を考えて、我がこととして捉えてもらったら、この五本松跡地ってということは出てこないと思うんです。

そこでお聞きします。

猛暑の中のバス停について、今後の対策はどのように考えられていますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 猛暑の中のバス停の対策についてということで、お答えしたいと思います。

猛暑対策の一つとしまして、日よけ、雨よけの上屋の設置、そういったものが考えられると思います。

現在、くいまーのバス停は83か所ございますが、うち7か所をベンチのほうで設置をしております。7か所のうち、町のほうで設置しましたベンチが6か所。また1か所は個人的に設置されたベンチということでございます。また、上屋を設置している箇所は全くないという状況でございます。

ベンチや上屋の設置について、いろいろ調べさせていただきました。法的なものもあるかと思いましたが、いろいろ調べさせていただきました。

まずその中で道路法ですね。こちらの法では、車両の運行、歩行者の通行を妨げないことを条件に、基本的には固定されたものが許可されるとなっております。その幅につきましても、ベンチ、そういった上屋、それを含めずに大体歩道については2メートルを確保しなさいというふうになっていようでございます。

また、設置につきましては、バス停の設置された地域からの要望書に基づき、役場、警察署、土木事務所、そして自治公民館等による道路法に基づく確認や協議、あとは構造物の強度、台風とかやはり来ますので、それらに耐えられ得る強度のもの、構造物を建てなければいけないと。そしてまた費用、そして地域公共交通会議の承認との手順が必要になってまいります。

また、参考としまして、宮崎交通のほうにちょっとお話を聞いていたところでございますが、都城営業所ですけれども、バス停の設置状況につきましては、管内でバス停が323か所あるということでございますが、そのうちベンチの設置数については、把握していないということで、ただベンチを設置している分については、私設自分たちで設置したベンチが多いということでございました。

また、上屋の設置につきましては、宮交が管理、設置しているのは2か所、また宮交が管理以外のものにつきましては、イオンモール等の5か所ということで、事業所が設置しているという状況でございました。

猛暑対策の一つとしまして、上屋の設置は可能であります。設置につきましては、幾つかの条件、手順等を必要としますので、設置可能なバス停の選定、優先度合い、あとはその必要度合い、またバス停の移動、そういった陰になるようなところはないかどうか、そういったところも含めて、今後対策課題として認識していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。

そういう対策がなされるのは、何年かかるのでしょうか。先ほど言ったように、五本松跡地の計画と一緒にすることは、とても待てないです。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、バスの利用者等のくいまー乗降等の中で調査を行っておりますので、そういった結果を踏まえた上で、先ほど言いましたように、必要度合い、全部町内83か所ありますので、全部に設置するということは道路法上、非常に難しいだろうというふうに思っています。

ただ、設置可能なバス停の選定、それとまた必要の度合い、そういったところを勘案しながら、これらの協議していきたいと、すぐ協議していきたいなというふうに思っていますし、また猛暑対策というところに関しましては、バス停をどうにか少しでも陰になるような場所、そういったものに移動できないかと、そういったところも含めて協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 協議をするのは分かりました。

来年できるのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 時期的なものをはっきり申し上げることはできませんが、その先ほど言いました調査結果、また冬場はまた調査を実施しますので、その調査結果を踏まえた上で、まとめて、それから先ほど言いました道路法というのが一番引っかかってくるところでございまして、設置可能なところはどこなのかということ、また移動はできないのかとか、そういったところをできるだけ早く調査結果を踏まえて協議してまいりたいということで、ここでは申し上げたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） なるべく早くよろしくお願ひ申し上げます。

本当、来年、1年間というのがお年寄りにとっては本当に大切な1年間です。それでなくなってしまうことがありましたら大変なことになります。

こうゆう、インターネットでいろいろ勉強されているので見られたかとは思いますが、行政の皆さんへってということで、こういういろんな方法がありますよってということは、国土交通省のほうも利用者目線であってということで出されているので、その中でいろいろ検討していただければありがたいです。

バスのバリアフリー化、福祉タクシーや子育てタクシーなどの交通弱者が安心して移動できるための交通サービスの提供、公共交通空白地帯解消と、地域環境等に優しい地域公共交通新制度の導入を早急にお願ひしたいと思います。

福岡の福智町では、バス停にベンチと屋根が設置され、荷物も置いて日除けにもなるので本当に助かると喜ばれています。熊本の天津町では、乗合タクシーで交通弱者の足を確保されています。1日4便が運航し、利用するには1時間前に予約の電話をし、運賃は150円から500円まで、指定区域ならどこでも乗降できるそうです。

道路運送法では、自家用車を使用した有償運送は原則認められていません。ただ、事業者によるバスやタクシーなどの移動サービスが十分でない交通空白地において、生活に不可欠な交通手段を確保する観点から、NPO法人による自家用車を使用した有償運送が認められています。何らかの手段を考えて実行していただきたいと思います。

都会のほうでは、結構お年寄りも歩かれて、デパートに買い物に行って、階段を上ってってすごく運動になるんですけども、こちらのほうでは、若い頃からドア・ツー・ドアですね。私たちいつも玄関から開けて車へ乗って、次も駐車場あって、それに慣れているので、お年寄りに

なってからいきなりバスに乗ってっていう生活になります。そういうのを考えると、やっぱりこういう乗合タクシーとかも本当に必要ではないかと思います。

先ほど、ほかの議員も言われたような、提案されたようないろんな方法があるのは、もう行政のほうもいっぱい勉強されていると思いますので、何らかの手段を早急に取りっていただきたいと思います。

冒頭に言ったように、三股町に住んでよかった、この町で老後は安心と言える町にしてほしいのです。断らない支援をどうぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

.....
○議長（重久 邦仁君） これより、14時20分まで休憩いたします。

午後2時06分休憩

.....
午後2時20分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、内村議員。

〔8番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8番 内村 立吉君） 発言順位4番、内村です。

まず、台風10号について、触れさせていただきます。

過去最強のクラスとされた台風10号が、9月6日から7日にかけて接近ということでありました。災害対策状況、警戒報告中で、大きな災害の報告なしということでありました。降水量や風の強さが、予測を下回ったと言われております。この台風は、9月の台風のおかげらしいということと言われております。「海が攪乱されて海水温度が下がり、水蒸気の供給が控えられ発達かとどめられた」と言われております。その中で、通告しておきました令和2年豪雨ということに対しましての質問をさせていただきます。

今年の梅雨は、九州を中心に、全国的な記録的な長雨をもたらしました。

まず、豪雨台風10号で被災された方々に、お見舞いを申し上げます。気象庁は、今回の雨を令和2年豪雨と命名しました。令和2年7月豪雨の期間について、7月3日から29日までという発表でありました。命名した豪雨では、過去最長ということでもあります。都城のほうでも、いろんなところで被害が出ているようであります。

本町における被害状況ということで、伺いたいと思います。あとは、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和2年7月の豪雨による本町の災害状況について、各分野別に申し上げますと、まず、農業関連の被害におきましては、農道や水道等の路肩崩壊等9か所ございまして、今議会に気象災害復旧工事等を計上しております。被害額は199万円です。なお、農作物等の被害は報告されておきませんが、例年にない長雨の影響により、今後、稲作やカンショ等の発育障害が予想されるところでございます。

次に、町道につきましては、主なものとして、土砂流出、路面崩壊、完水等があり、現行予算ですぐに対応したものと、今議会に予算計上したのがあります。被害額は、146万5,000円でありました。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） あんまり大きな災害はなかったということですけども、通告がスマートに、台風が発生しまして、台風のこと、今、それぞれ皆さん気をもんでいらっしゃる、大変だったわけですけども、このような中で、今後もこういう大きな台風とか災害がどんどん起こっていくのではないかとというようなことが予測されます。このようなことに対しまして、本町は役場は司令塔になります中で、今後の取組というようなことで何かありましたらいただきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） すみません。ただいまの質問、通告にないので、質問を変えてください。お願いします。

○議員（8番 内村 立吉君） 通告がちょっと食い違うようですけど、これから先、台風シーズンが続きます。これからですね。これから、以前に経験したことのないような強さに台風が発達する予測されます。早めの避難といいますか、今度の台風の予測にしましても、それぞれ早め早めにこうして動かれたから、やっぱりテレビとかでもいろんな中継されまして避難されたわけですけども、油断禁物だと思います。気を許されるうちに、今後もみんなでこのようなことに対しまして取り組んでいかなければならないと思っております。

それでは、2番目の新型コロナウイルス関連の質問にいたします。

誰にも起こり得ることと受け止めてほしい、新型コロナウイルスです。新型コロナウイルス感染拡大に便乗した、詐欺や悪質商法が相次いでいるということでもあります。儲かる話やお金をくれると言ってきた話は、まず詐欺を疑ってくださいということでもあります。

9月21日は敬老の日であります。また被害が多くなってくるのではないかと、言われております。

また、新型コロナウイルスで県内初の死者、遺族のおみえ中で、見えない壁、差別や中傷、感

染者を責めない世の中になってほしいと、遺族の方が言われております。

社会には、今、感染をした人が悪いという空気があります。誰にでも、感染する可能性があります。誹謗中傷やデマに惑わされず、取り組んでいかなければならないと思います。新型コロナウイルスの被害は様々なものがあり、健康被害、自粛による経済活動の停止により、いろいろのところに影響が出てきています。新型コロナウイルス感染拡大により、落ち込んだ町内事業者の売上向上と、消費者の購買意欲向上を目的に、みまたん応援プレミアム付商品券が販売されました。みまたん応援プレミアム付商品券について、状況はどのようであったかということで伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） みまたん応援プレミアム商品券は、消費者の購買意欲を向上させ、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ町内各事業者の売上向上を目的として、町内世帯を対象に1万3,000円分の商品券を1万円にて販売したものでございます。

販売方法としましては、各世帯ごとに役場へ購入の申し込みをしていただき、その後役場から購入引換券を各世帯に送付しまして、その購入券を持って、町商工会窓口で購入していただく方法をとったところです。申込み数が、5,238世帯、販売セット数が1万49セット、販売予定セット数が1万50セットでしたので、この中に納まりましたことで、抽選は行わずに済んだところでございます。

また、この商品券ですけれども、2種類に分けて販売をしております。2種類を1セットとして販売しております。その2種類というのが、全店舗券と一般店舗券でございます。その違いですが、全店舗券は登録してある店舗全ての店舗で使えるものでございます。一方、一般店舗券は、登録してある店舗の中から、大型店7店舗を除いた店舗で使えるものとしております。この2種類に分けた理由でございますけれども、平成27年に発行しましたプレミアム商品券の使用が、大型店舗に集中したことも踏まえまして、また、町商工会からも要望があったことから、2種類に分けて販売をしたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、みまたんプレミアム付商品券と全店舗券と一緒に答えてもらったわけですが、大型店に集中したということで、結局このように分けられたということで、繰り返しよろしいわけですね。分かりました。

続きまして、定額給付金について伺います。

まずもって、定額の状況についてということで、資料をもらっておりますけれども、大まかに説明をしていただけますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、特別定額給付金の状況についてということで、先ほど本町の特別定額給付金の状況についてということで、まとめを資料をお渡ししました。これが、最終の報告の実績ということになりますので、そちらのほうも御覧いただきたいと思います。

令和2年8月の31日に取りまとめました、特別定額給付金の最終的な給付状況についてご説明申し上げます。

給付対象者数は1万1,443世帯の2万6,078人に対し、給付済み者は1万1,422世帯の2万6,055人、給付額は26億550万円でありました。また、給付率は、世帯数で99.8%、給付者数で99.9%となったところでございます。

6月16日時点における未申請者は176世帯でありましたが、勸奨通知の発送、福祉課・高齢者支援課との連携した申請勸奨及び自宅訪問を実施しまして、最終的には未申請者は21世帯23人でありました。未申請者の主な内訳につきましては、単身死亡やアパート・マンションに住所はあるが郵便物の見た形跡がない等の要因によるものでございました。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 最終的に99.8%ですね。1万1,422世帯ということであります。

今度が、3回目のまとめで最後になりましたけど、それぞれに書類不備者への対応とかいろいろと不備者の方々に連絡をしたり、障害者の方に対しまして、高齢者に対しまして、福祉課や高齢者支援課が情報を共有して、申請のサポートを行ったということであります。この中で最終的に本当に完璧ではないかと思っております。99.8%というのは。そして、未申請者の内訳ということが書かれております。このようなことをちょっと伺いたいと思いましたが、もう完璧にこういうふうな23人21世帯ということが書かれております。最初は、休日返上ということで、担当課は大変だったと思っております。この中で、このような素晴らしいあれができたんじゃないかと思っております。

次に行きます。

新型コロナ対策事業ということで、町独自の23の事業がありました。1億6,700万円あります。その中で、7つの主な事業、執行状況についてということで、伺っていききたいと思います。

まずもって、みまたん事業者応援給付金事業6,000万円が5月の31日までであります。緊急対策家賃補助事業が1,000万円の予算でありまして、8月31日まであります。この金額に対しまして、予算が幾らであったか、そしてその予算につかなかった主な理由というようなことを伺っていききたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 新型コロナ対策事業の中での主な事業ということで、今、2つご質問がありました点につきましてお答えしたいと思います。

まず1つ目が、みまたん事業者応援給付金事業でございますが、こちら6,000万ぐらいの予算を当初創出したところですけども、予算額が大分余って、その後、家賃の補助のほうが必要なくなった関係で、そちらのほうへ流用しております。予算額が5,650万円に対しまして、交付件数が499件で、執行済み額が5,052万円となっております。

次に、新型コロナウイルスの感染症緊急対策家賃補助事業でございます。予算額1,421万円に対しまして、交付件数149件、執行済み額が1,415万円となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） みまたん応援給付金対策事業と家賃事業で、5,052万円ですね。あとが、1,415万円ということ、21万円ですか。だったですね。あと、小中学校児童生徒支援事業900万、これはどれくらいと思いますか。小中学校児童生徒飲食店支援事業、これが700万ということでありまして、これはどういうことですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、小中学校児童生徒学習支援事業ですね。図書カードを児童生徒に3,000円ずつ配布した事業でございます。予算額904万円に対しまして、交付件数2,820件、執行済み額が851万円となっております。

続きまして、休校に伴う食糧費等に対する支援事業と、未就学児を育てる世帯及び飲食店の支援、こちらまとめて答えさせていただきます。予算額が1,740万円に対しまして、交付件数が4,557件、執行済み額が1,656万円となっております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ドリル代が851万円で、飲食店事業が1,656万円ということですね。あと、失業対策緊急雇用事業というのが1,600万円あります。これは、6月の、6か月以内ということでありまして、これは6月の1日から6か月以内ということは、11月までだと思います。途中でですけど、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、緊急雇用事業の実施状況について、お答えしたいと思います。

9月25日に、町のホームページ、ハローワーク等を通じて募集を行ったところでございますが、応募状況を鑑みて、6月8日に雇用要件たる町内在住を削除し、内容を更新したところでご

ございます。そういう中で、2名の応募があったところでございます。

7月13日から、会計年度任用職員として、都市整備課に配属し、主に道路、公園及び施設維持管理等に従事していただいております。雇用期間は、令和2年12月末日までとなっております。

また、引き続き募集をしていたところございますが、新たに1名の応募がございまして、9月3日から都市整備課に配属、道路、公園施設維持管理等の業務に従事しております。

予算措置としましては、今後の新たな応募者を含め計4名の事業予算を、9月補正予算に要求している状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 結局、3名ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ですね。

元に戻りますけど、みまたん事業者応援給付金事業ですけど、県のほうから休業を要するという文章が来ております。その中で、三股町もそのようなことに対しまして、8月の7日から16日まで10日間、休業要する支援事業ということで取り組んでいるようでございます。これも、この事業とは別ですけども、同じようなことになるわけですね。結局ですね。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 県のほうから、8月1日から16日まで、急な要請でありましたので、休業等が困難な場合は8月3日からということであったところです。

町のほうも、県と同様3日から16日まで。また、休業等が急な話で無理だという場合は7日からということで、休業等の要請、時間短縮も含めたところで要請をしたところです。こちらのほうは、県が支払う部分と町が支払う部分とありますので、町の支払う部分につきましては、国の第2次補正の臨時交付金を充て込んでいく計画としております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 次に、肥育牛安定対策事業1,000万円と組んであります。このことにつきましては、1,000万円ということは1,000頭だと思います。1万円ずつですから。1,000頭ということになりますけど、これは、月齢何月から何月までというようなことで、途中でですけど、範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 肉用牛経営安定対策事業の対象期間について、回答いたします。

この事業の対象期間は、令和2年4月出荷牛の6月交付対象、2か月遅れで単価が決定いたしますので、6月の対象牛から令和3年1月出荷牛の3月交付対象の期間を予定しております。

現在の執行状況は、8月分まででございますが、244頭の244万円。1万円限度額全て

オーバーしておりますので、244万円となっておりますのでございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 肥育牛につきましては、枝肉の単価が、今、宮崎牛A4等級5等級が下がっておるといことで、それにつれて子牛価格が連動して下がっているというようなこととあります。

肥育牛につきましては、子牛を買ってから18か月齢ぐらいから20か月齢まで養ってから出荷しますね。そうしたときに、今年のずっと枝肉価格というのは、景気と連動していくというようなことが言われております。景気が良くなったときには、枝肉も上がっていくというようなことを言われております。その中で、コロナ対策と言いますかの中で、長引くような、すぐに回復景気も低迷しております。なかなか、長引くような形であります。中で、これも今後まあ3月までですか。2月出荷3月まででしているわけですがけれども、今後、まだ、そういう、結局今マルキン事業で補填していますけれども、個人の積立金が全部使い果たしてなくなっておりますね、今ですね。で、マルキン事業で行っておりますね。で、今、国のですね。こういうことが続くようであったら、このマルキン事業ばかりでは、なかなか難しい状況ではあります。このために、地域の中で、市町村単位で負担してもらったりしているわけですがけれども、今後の見通しというようなことで分かったら、もしこいゆう下がつて、こんな回復しない状況であったら、見通しというようなことで、どのような形でやっていくというようなことが分かれば、教えていただきたいと思ひます。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今、枝肉価格相場というのは、手元に詳しい数字はもっていませんけど、4月を一応底で、それから徐々に回復傾向がみられているところでございます。この先、20万というのを切ったときには、1万を切る補助の金額になっていくのではないかと思われております。これが、1月までの出荷期まで対象にしておりますので、その部分が3月の年度内支払という形を計画しております。

その後は、その様子を見ながら、また関係機関等と協議しながら、新たな助成制度というのが必要なのか、マルキンの掛金についての助成という話も出てこようかと思ひますけど、その辺りは今後の検討課題で推移を見ていきたいと考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今後の推移を見てもらっていくというようなことですがけれども、付け足してもらえば、今出荷している牛は、今年の2月頃から子牛が下がって行って、購買者はそういう下がった牛を買っているわけですね。今出荷している牛は、高い頃の牛を買っているわけですね。この中で、経費がかかっているわけですから、今から先は下がった牛を買うからいいわ

けですけれども、そこへんたいのことも考えて把握しながら、やっていただきたいと思います。

この中で、今、この前から教育委員会とかいろいろ説明があったわけですが、GIGAスクールの環境整備事業、小学校下学年活用TPC配置事業ということが1,400万組んであります。この中で、これに対しまして、ちょっと説明できる範囲内で説明していただくと、願います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） GIGAスクールの事業ということですが、こちらのほうが最初1,400万でリースを進めていこうとしてたところなんですけれども、国のほうで前倒して買取の事業という関係が出てきましたので、こちらのほうを予算のほうを再度、先日の臨時議会で承認いただきまして、組みなおしたところでございます。そちらのほうは、第1次の臨時交付金ではなく、第2次の臨時交付金を充て込んで行っていくということで計画しております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 7月の28日に、一応説明がありまして、何回か説明あつてるわけですが、この中で、今、7つの事業ですね、あと、23の事業ということだったですね、町独自の事業というのは。あと16の事業があるわけですが、予算として6つの事業で1億3,600万組んであったわけですよ。その他が3,100万円で、1億6,700万組んであったわけですね。見込み金額ということで分かりますか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 国の第1次補正分の地方創生臨時交付金の執行状況でございますけれども、現在継続中の事業もございまして、見込みということでお答えしたいと思います。

1億2,643万円の交付限度額に対しまして、現在のところ執行見込み額としましては1億3,700万円ほどを見込んでおります。ですから、執行残額という点については見込んでおりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 結局、1億2,600万が臨時交付金で、単独分が4,100万円だったですよ。その中で、結局1億3,700万円、今、見込みがあるということですね。で、1,100万円が町からの単独となるわけですね、結局ですね。結局です。もし、これは1億6,700万組んでありますよね。結局、1億2,600万と4,100万円。この分に対しては、取組事業というのは、全体的な取組ということになるわけですか。この交付金に対しての、例えば取組事業ということになるわけですかね。もし余った場合、この残金については、余ったとき

にはこれほどのようになるわけですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、議員がおっしゃった分が、国の第1次補正分でございます。で、今、第2次補正分についても、いろいろと事業を今回の議会にも予算としてあげさせていただいてます。今後、年末に向けて第3次も国のほうで計画しているところでございます。

なお、そういった第1次、第2次、第3次と、それぞれ分けて考えるのではなく、それぞれを合わせたところで余らないように、また町単費で出しすぎないように、調整をしながら事業を打ち立てていくという計画でいます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 分かりました。全体的にまとめた形でやっていくということですね。結局ですね。分かりました。

最後に行きます。

介護を脅かすコロナということが言われております。介護施設、介護サービスが混乱している中で、介護予防教室、足もと元気教室、いきいきサロンは、どのような状況であるかということについて伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、介護施設、介護サービスが混乱している中で、介護予防教室、足もと元気教室等、いきいきサロンは、どのような状況であるかということについてお答えいたします。

足もと元気教室につきましては、現在町内14か所において介護予防事業として、体操教室を開催しています。いつまでも元気に自分の足で歩き、日常生活を維持できるよう、社会福祉協議会理学療法士の指導のもと、ラダーによるステップやストレッチを取り入れた体操などで、皆さん、汗を流しておられます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月から5月までの3か月間、体操教室を休止したところであります。その間は、「体操教室が休みの時にできるといいこと」というチラシを作り、散歩の奨励、家の中でできる体操や健康カレンダーによる体調管理を行ってもらい、引きこもりや運動不足の解消を呼びかけたところであります。

5月25日、全国で緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月、7月は足もと元気教室を再開しております。参加される方々には、家を出る前に体温をチェックしていただき、熱が37.5度を超える方々や体調の悪い方々には参加を控えていただき、会場では3密を避け、間隔を取って、なるべくマスクの着用をお願いし、手指消毒のもと実施するという、感染防止の徹

底を行いました。

しかし、都城市や三股町においても感染者が確認されたこともあり、8月中旬から9月下旬まで、再び休止としたところ です。

いきいきふれあいサロンは、現在、町内に34団体あり、登録者数は約700名。各団体によって毎月の開催回数も様々で、自主事業となっており、近隣の感染状況に応じて開催するかどうかを決定しているとのことでした。

6月中旬、各サロンのリーダー宅を全て回り、消毒液の配付をしたところ です。その際、体温のチェック、3密を避け、マスクを着用し、換気に心がけながら開催するようお願いしたところ であります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） なかなか難しい状況でありますけど、高齢者支援課というのは、やっぱり、専門的な立場にあつていろんな状況が分かって、把握してらっしゃると思ひまして、いろんな意見を伺ったところ ですけども、ひとりの高齢化の世帯の話で、1週間は誰とも話をしていないと、週1回も外に出ていないと、気持ちが落ち込むことがあるというようなことで、これまで築いてきた地域の居場所が、交流が全て失われて、孤立をひしひしと感じているということ であります。

他者とのつながりが乏しいほど、社会活動の意欲や知的好奇心の衰えが進み、健康リスクが高くなるということ であります。

いろいろありますけど、高齢者支援課として、今後の取組というようなことで、課として考えていらっしゃるようなことがあつたら、伺いたいと思ひます。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 現在、10月から健康教室を再開することとしておりますが、県内では新型コロナウイルスの感染が確認されなくなったということ もありまして、活動の再開も始まっております。なるべく、今後も体操教室を続けていくよう、感染防止に努めながら慎重に事業をいっていきたいと考えております。

引きこもりや体力の衰えを防止するためには、行政の取組強化も必要ですが、本人の意識や努力も必要であると考えます。親族の方々にも協力をいただいて、様々な立場で支援ができればというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 本当ですね。みんなが行く、1回は通る場所があるからなかなか、

これは、誰もが経験したことない事態だからこそ、みんなでお互い協力しながら、応援しながら、やっていかなければならないと思っております。

終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより15時10分まで休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時09分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、堀内義郎議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） 発言順位5番、堀内義郎です。

早速、通告していました新型コロナウイルス対策についてお聞きいたします。いまだに終息が見込めず、国内外において新型コロナウイルスが発生する中、8月17日に本町において発生があり、早々にも町長がコメントを出されました。「町民の皆様には冷静な対応をお願いするとともに、感染者は被害者であることを認識して、誹謗中傷することのないようにお願いします」ということの内容でした。

また、8月下旬にも文部科学省から、子供や教職員、保護者に差別へ同調しないように呼びかけるメッセージを、各都道府県教育委員会などに向けて出されましたが、感染者を責めるのではなく励ますことが大切であるということで、教職員には子供が誤った情報に惑わされないよう指導するように求めており、保護者に対しても、感染した子供や通っている学校などを特定して非難する行為を見かけた際、やめるように声を上げてほしいとしております。

さらに、本町の教育委員会としても9月1日もホームページ上で、感染症予防対策の手順についてメッセージを出しており、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないよう教育現場として、児童生徒の発達の段階に応じた指導を行ってまいりますということでありました。

このように大変厳しい中、どのような対策を取られているのかお聞きいたします。

新しい生活様式での学校生活について、感染症について、今後のことを想定し配慮するため、保護者や児童生徒に感染防止や誹謗中傷しないように心がけるための、対策をどう取られるのかお聞きいたします。

後の質問は、質問席にて行いますのでよろしく申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

三股町教育委員会では、1回目の感染拡大のときから、この感染は1回でおさまることはない、数回は繰り返すという認識の下に、一貫した対応を行ってきているところでございます。

まず、今後の感染防止に向けた取り組みについてであります。現在、すでに取り組んでおります新しい生活様式を基盤とした学校生活を、さらに徹底させてまいります。

具体的な対策は3点でございますが、1点目は、教室等の換気や消毒、児童生徒の手洗いや手指消毒、マスクの着用等の基本的な感染症予防対策の徹底であります。また、エアコンを適切に使用するなどして、熱中症予防対策も併せて実施いたします。

2点目は、毎日の検温結果を確認するなど、児童生徒の体調管理の徹底であります。児童生徒の発熱を確認した場合は、医者や新型コロナウイルス感染症健康相談センターへ相談するなどして、症状がなくなるまで、自宅で休養するよう各学校から保護者に指導しております。

3点目は、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を、児童生徒に身につけさせたり、児童生徒が自らが予防策を身につけたりする指導の実施であります。指導に際しては、文部科学省から示された資料等を活用し、発達の段階に応じて、年間指導計画に沿った指導を意図的・計画的に行うこととしております。

一方、家庭内感染の防止も重要な対策の1つであるという観点から、保護者に対しましても、家庭や地域における新しい生活様式の取組を推進するために、学校便りや保健便り等を通じた啓発活動を行うとともに、町教育委員会からも、先ほど議員のご質問にございましたとおり、町ホームページに登校前の健康観察やせきエチケットの徹底、3密の回避、抵抗力を高めるという観点での具体的な取組事項を示し、理解と協力をお願いをしているところです。

次に、誹謗中傷を防ぐ今後の対策でございます。

児童生徒に対しましては、新型コロナウイルス感染症とともに生きる時代であることと、そういった前提に立ち、差別や偏見を許さない態度を育てる指導を、道徳科の時間を要とした学校教育活動全般において展開し、徹底させることをしております。誹謗中傷やいじめ防止については、各学校のいじめ防止対策方針、これは学校のホームページに掲載しておりますけれども、それに沿って、アンケート等を活用した実態把握及び早期の発見と、児童生徒の心情に寄り添った相談対応を充実させることにより、未然防止を徹底いたします。

さらに、スクールカウンセラー等との連携を通して、児童生徒の不安や悩みの解消を図り、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるような体制づくりを進めてまいりたいと考えとります。

また、SNS等の使用に伴う誹謗中傷等のトラブルに対しては、総合的な学習の時間や特別活動等の中で、情報モラルとともに、ネットトラブルの現状や対策に関する指導を徹底いたします。

が、特に小学校の上学年児童や中学生に関しては、警察や通信会社からの外部講師を招き、より最新の事例を基にした具体的な指導も行います。

また、保護者の皆様に対しましても、各学校からの文書や町ホームページ等を通して感染防止の取組とともに、誹謗中傷等の防止に向けた情報を発信するなどしております。

三股町での感染の発生に際しましては、8月19日に臨時の校長会を開きまして、これらのことを徹底するように確認するとともに、2学期の始業式で、校長先生の挨拶でそういったことをぜひ語ってほしいということ、それから、保護者の皆様向けのプリントも用意いたしまして、各家庭への配布を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、教育長から答弁がありましたように、学校生活においても新しい生活様式を今後も引き続きながらということで、感染防止に努めていくということがあります。例えば、マスクの着用と消毒、あるいは毎日の検温とか、コロナ対策の正しい知識を身につけるということで、これらを重視しながら感染防止対策については注意を払うということになっています。

前回は質問させていただきましたけれども、学校生活におけるエアコン使用、通学登校時における対策についても、マスクの着用と、日傘を使ってもよいということも何かメールで頂いたんですが、日傘についての使用は、使っていらっしゃるかどうか分かれれば教えていただきたいんです。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 日傘については、ある小学校から「許可してもよいだろうか」という相談がございまして、日傘ということだと、その事故等も心配する向きがあるんですけど、熱中症対策ということで、差し支えないということでいたしまして、その小学校から各小学校にも、そういったことを行うというのは連絡がいつているところでございます。

また、登校中も、特に中学生、自転車通学しておりますと、自転車をこいでいると暑くなってしまって、かえってマスクをしていると熱中症の恐れ等もあることから、十分な間隔がとれるとか、熱中症の恐れがあるといった場合は、マスクは着用しなくてもいいというようなことになっております。

そのほか、今、空調をつけておりますけれども、2学期までは、窓を開けながら空調をかけるということをしてございましたけれども、やはり暑くなって熱風が吹き込んでまいります。それで、2学期からは授業中は窓を閉めて空調をかけて、休み時間に十分に換気をするようにといったようなこともやっております、コロナ対策と熱中症対策を両立させているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 学校においても通学、下校においてもいろいろと熱中症対策、コロナ対策取っていらっしゃると思っております。

偏見や差別についてですけれども、先ほども答弁がありましたように、特に町のホームページにおいては、児童生徒の発達の段階に応じた指導を行っているというところでありまして、小学校においては低学年から中学年、高学年と中学校に対しての指導も、ちょっと若干違うかと思いません。

特に、ネットやSNSなどが子供たちにとっては持って行くかもしれないけれども、何でもすぐ発信できるということで、それはちょっと危惧しなけりゃあいけないということで考えているんですけれども、学校の生活において道徳の時間とか啓発しながら進めて行くという手がありますけれども、学校、教職員とのネット、SNSについては啓発、あと保護者向けに対してもそういった啓発はちょっと若干違ってくると思いますが、その点についてちょっと何か教えていただけませんか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、教職員につきましては、日頃からコンプライアンスという観点から、情報モラルには十分に注意するようというのを研修なりをやっておりますので、それによって今回の事態でも対応できるのではないかと思います。

また、児童生徒に対しましては、これは道徳科の時間ですけれども、やはり他人に思いやりを持つということ、そこを重点に指導を行っております。ですから、感染者がいたとして、それを揶揄するようなことを言わないようにとか、そういった指導をしているところでございます。

特に、SNSにつきましては、このコロナ感染症が拡大して以降、いろんな事例が起こっております。その中で、やはり児童生徒が何気なく送ってしまった画像とか、あるいは書き込みが人権侵害につながると、あるいはもっと児童ポルノといった犯罪につながるというような可能性がありますので、先ほども言ったように、警察あるいは通信会社といった専門的な講師をお呼びいたしまして、特にそういう危険性が高いというか、ネットをよく活用するような年頃の児童生徒には、指導をしているところでございます。

保護者の皆様方には、そのように学校で行っていることをきちんとお伝えをして、家庭でも同じようにご指導いただきたいということで、お願いしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 答弁がありましたように、いろいろ子供たちが何気なくちょっと発信してしまうということがあって、そういった側も広がらないようにということで、先生方、保護者も大変だと思いますけれども、教育委員会としては徹底をされているかと、現場においても

そういうことが言えるかとも思っています。

この前、新聞記事がちょっと載っていたんですけども、コロナに関する記事で、ちょっと時間がありますので紹介したいと思えますけど、宮日新聞の欄がありまして、小学校とか一般の方が投稿する教育に新聞という欄があるんですけど、ご存知かも知れません。その中に、三股小学校の5年生のものがありまして、それを紹介して徹底されているということで、「差別せずに親切に」という題で投稿がありました。「コロナが私たちの近くにきています——途中飛ばします——私はコロナにかかった人に周りの人がしてあげないと思うことがあります。それはコロナにかかった人を差別せず、優しく接することです。私はもし、クラスの人や友達など自分の周りにいる人がコロナにかかっても、差別せずに親切にしたいと思えます。」という投稿がありました。これらを見ていると、教育現場としても徹底されているんだなということを感じます。

先ほどもありましたように、コロナと生きる時代ということになりますので、今後終息もまだ見込めないですので、これも新しい様式に取り組みながら引き続き指導のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

次になりますけれども、小学校の運動会や体育大会について、感染症や熱中症対策をどう捉えていくかをお聞きいたします。

6月の一般質問においても、学校生活において登下校時の先ほど熱中症対策につきましたけども、この体育大会とか運動会についても、以前から熱中症対策はどうかという議論がありました。時期を変えるとかいろいろ工夫するということがありましたけども、今回は、コロナウイルス対策と熱中症対策ということでありまして、どのような対策を取られるのかをお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

実は本日が三股中学校の体育大会でございました。本来であるならば、9月の第2週の日曜日に、保護者、そして地域の多数の皆様のご参加を得て開催するところでもございましたけれども、今年度につきましては、新型コロナ感染症対策ということで、平日で、種目も昨年度の21種目から7つ減らす。保護者の方は、残念でございますが、3年生の保護者各家庭1名のみ、あと、テントを40張りですかレンタルいたしまして、熱中症対策にも配慮した開催ということにしております。

このように、本年度の実施につきましては、町内の全ての学校で、密集や密接する機会を減らすために、規模を縮小したり、分散で開催したりする計画を立てております。

児童生徒に関しては、リレーのバトンなど共有して使用する道具を消毒して使用したり、更衣の際に密集密接を避けることを目的として、体操服で登下校したりする対策を行います。

保護者の皆様に関しましては、入場時に検温や消毒を行ったり、運動場の密を避けるために、各家庭1名から2名と参加する人数の制限をかけたたりする学校も多ございます。

また、感染に関しましては、保護者テントを設置せず、応援ゾーンを設けるなど感染の対策も計画しているところでございます。

次に、熱中症対策につきましては、例年行っておりますプログラム途中の給水タイムの確保や、団テントへの日よけの設置等に加えて、本年度は運動会や体育大会前の練習をできるだけ活動しやすい午前中に実施したり、児童の身体的距離を確保した上で、マスクを着用しないなどの対策を行ったりしております。

最後に、感染症及び熱中症対策の両方に係るものとしまして、競技中に待機する団のテントの数を増やすことで身体的距離を確保し、密集を回避する計画を立てるなど、各学校の実情に応じた対策を取ることにしております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今回、想定外の体育大会になろうかと思っています。まずは、今日、中学校は午前中で終わったのですか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 手もとのプログラムによりますと、14時25分で競技が終了ということになっております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） いろいろと頭を悩ませながら、工夫しながら来賓の制限とか、種目を減らすとか、特に大規模校、中学校とか、西小はいろいろな対策というか、ソーシャルディスタンスをとりながら、マスクを着用しながら、いろいろご配慮されて大変だと思うんですけども、まずは何らかの形でこういった大会ができることには感謝したいと思いますので、今後とも小学校については来月あたりですかあると思いますので、まだまだ油断ならないと思いますので、そういったことに気を付けながら、要するに運動会というものがもう小学校6年生とか中学校3年生については、最後の思い出となりますので、開催されるだけでもいいかと思しますので対策を講じながら、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入りますけども、本県への移住促進についてお伺いしますけども、前議員からも移住のランキングが発表されて、九州で8番目でした。県内で1番目ということで、それだけ認知度が上がっているのかもしれませんが、なかなかそういうあれが出て聞きにくいかもしれませんが、より積極的にされているのか、移住が、お聞きしたいと思います。都会から地方へ移住しようかという意識が高まっている中、本町の魅力など、移住促進に向けた情報発信を積極

的にされているのかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 本町では、人口減少の克服と地方創生実現のため、今年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を昨年度に策定し、その中で4つの基本目標を定めて、SDGsの理念を踏まえた各種事業に取り組んでおり、それぞれの事業においてその魅力等を町内外へ広く情報発信を行っているところでございます。

1つ目の基本目標、『しごとを元気にし、若者が安心してはたらける「みまた」をつくる』では、地場産業の地域資源ブランド化と雇用創出等に取り組むこととしており、具体的には三股地域ブランド発信事業や企業立地促進事業などに取り組んでおります。

2つ目の基本目標、『行きたい、住みたい「みまた」をつくる』では、新たなにぎわいの創出や三股のPR推進等に取り組むこととしており、具体的にはみまたん霧島パノラママラソンやふるさと三股PR推進事業——ふるさと納税でございます——などに取り組んでおります。

3つ目の基本目標、『出産、子育てしやすい「みまた」をつくる』では、出産から子育てサポートの充実等に取り組むこととしておりまして、具体的には子育て世代包括支援センター事業や子供医療費助成事業などに取り組んでおります。

4つ目の基本目標、『ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な「みまた」をつくる』では、地域の魅力化や中心市街地の活性化等に取り組むこととしており、具体的には自主防災組織結成の促進や、空き店舗活用等商業支援地域活性化事業などに取り組んでいるところでございます。

そのような中、このコロナ禍で都市部の人たちが、地方のほうへ移住の意識が高まっているということを受けてというように思いますけれども、朝日新聞出版の週刊誌AERA8月10日号に、コロナ時代の移住先ランキングという特集記事がございました。住宅、子育て、治安など8つの項目について、専門的な立場の方が評価しまして、それを順位づけしたものが掲載してございました。その中で、本町は宮崎県で1位、九州で8位、全国でも46位という結果でございました。これは、これまでの町づくり事業や、先に申し上げました各種事業への取組等が評価されたものではないかと考えております。今後、ますます各種事業の推進を図るとともに、情報発信という点におきまして、官民連携による様々な媒体や、ネットワーク等を活用した効率的で魅力ある情報発信の手段について取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたように、町としてもホームページ上にいろいろな取組を掲載しております。みまたん.com、いろいろな空き家情報とか、移住支援とか

ですね、色んなその中でコロナがはやって、テレワークというのがいろいろ出て来たんですけども、その中で、都市部にいなくても地方でも働けるということで、7月には東京の初のそういう影響を受けて、転出超過ということで、都会から三股というか地方に住みたいということで、先ほどありましたように、全国で46位ですか、というようなPR等があるということでございますけど、以前、移住についてPRを行っていたと思うんですけども、東京の国際フォーラムとかそういうところに出向いて、いろんなPRを行っていたと思うんですけども、今はもうコロナの関係で出向くことができないということで、オンラインを——私はしたことがないんですけどオンラインを使った、移住体験ツアーというところをやっている自治体がありますけども、9月にも開催するというようなことを調べたり聞いております。

また、そういったオンラインでの体験ツアーですが、そういったものを今、みまたん. comの中で移住された3名の方ですか、インタビューとかいろいろ載って、いろいろな三股をPRしているんですけども、そういった地域おこし協力隊の方もいらっしゃるんですが、そういった方の協力を得て、オンラインを使った魅力とか、そういうのを都市部のほうに発信するというような構想はないか、どうですか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） オンラインでのPRということでございますが、現在、みまたん. comということで、移住定住のホームページを立ち上げておりますけれども、こういうホームページといいますと完全に待つ側というか、見ていただかないと伝わっていかないというところがございます。

そこで、今考えておりますのが、第一生命保険株式会社と包括連携の協定を結びまして、その包括連携の詳細につきましては、これから詰めていくところでございますけれども、相手側からのご提案の1つとしまして、会社内で見れる掲示板というのがあるそうです。社員限定であるんですが4万人以上の社員さんがいらっしゃるなかで、全国的に展開されている会社でございますので、その掲示板で町の事業のPRであったり、ふるさと納税のPRであったりというのを提案いただいています。

また、それとは別に、顧客等に対してのダイレクトメール、それに同じようにPRの文書なり、チラシなりと一緒に同封していただくというようなことも考えておりますので、コロナ禍の中で、なるべく非接触の取組といいますか、今申し上げたような取組をいろいろ多方面にかけて考えていきたいなと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 保険会社との連携協定ということで、またいろんな取組をやっていききたいということでありますけども、「ふるさと回帰センター」というのをご存じかどうか知

りませんが、それが「第16回のふるさと回帰フェア2020」を10月にもオンラインで開催するということで、そういったPRも、もしよかったら参考にさせていただけばいいかと思っております。できれば、先ほどもありましたとおり、九州で8位、県内で1位ということで移住したいランキングですね、この移住したいじゃなくて、今後いろいろ進めていただいて移住しましたということが、今1件でも出てくれば、それが伝わって、いろいろこういった移住について進んで行くんじゃないかと思えます。

要するに、コロナという今こういう時代ですけど、これをピンチをチャンスに生かす時代になったのかなという、いろいろ都市部で災害とかあれば地方に移りたいというのが出てきますけども、東日本大震災とか原発の影響で、今回はコロナということで、都市部もいろいろ感染が広がって、地方への移住が叫ばれているということで、いいチャンスだと思って、いろいろ取り組んでいただければいいかなと思います。

次になりますけども、避難所情報についてお聞きいたします。避難情報、避難所の運営についてお聞きしますけども、今月6日から7日にかけて台風10号が襲来し、被害については資料を頂いているんですけども、大した被害はなかったということではありますが、9月に入り、台風シーズンとなりました。先ほども議員言われましたけども、これも何となく避難情報が発生する中でも、避難を促すために避難勧告、避難指示が分かりにくいということが指摘されていますが、今後どのように見直されるのかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害対策基本法に規定する避難情報の警戒レベル4が発令されます避難勧告、避難指示ですね、こちらを廃止し避難指示に一本化する方針についてお答えしたいと思います。

政府は、自治体が出す5段階の避難情報において、2019年に相次いだ台風をめぐり、人的被害のあった市町村を対象としたアンケート調査等を踏まえ、警戒レベル4で発令される避難勧告、避難指示の行動に誤解を生じ分かりにくいとの検証結果に基づいて、避難指示に一本化する方針を出したところでございますが、これにつきましては、2021年度に運用開始を目指すものというところで現段階ではございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 現段階でレベル4で避難勧告、でさらに災害が切迫した場合に避難指示ということで、これが分かりやすいように来年度、2021年からレベル4での避難勧告と避難指示になるかと思っております。

次の質問になりますけども、過去形になったかもしれませんが、今回の台風10号におい

て避難された方が、今までになく多かったということでありまして、ソーシャルディスタンスの確保のための機材配備を進めるとありました。具体的にどう進めたのかになるかと思えますけども、お聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 避難所におきますソーシャルディスタンスの確保に関わる資機材につきましては、現在は屋内用テント25張り、マット100枚を整備したところでございます。避難者同士の距離を保てるようにはしておりますけれども、さらに授乳室それとまた隔離用それと家族用等の用途別、また避難者数の実績、予測に応じた数量を確保していきたいというふうに考えております。

各避難所への計画的な整備を進める必要性を感じておりまして、計画におきましては、地方創生臨時交付金、こちらの事業計画のほうに盛り込んで行きながら整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今回、避難が139名でしたかありました。先ほど言いましたように予想外に多かったということで、それらのソーシャルディスタンスを保つために屋内テントとか、授乳室とかいろいろ部屋を設けたということでもありますけども、テレビを見ていると、段ボールで間仕切りとかそういった対策を取っているんですけども、そういった対策は考えてなかったんですか、段ボールでの仕切りの対策を。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 最初からそういった段ボール等で仕切りをするということではなくて、ひとつ暑さ対策というのを考えたときに、風通しがある程度よくしなければいけないと。暑さ対策ということも考えなければいけませんので、マットを敷いた上でそこでそれぞれの距離感を取って、2メートルという間隔を取って行くという配置にしたいということ。

それとあと、どうしても家族等で入れた場合については、屋内用テント等を使っていただいで必要なところで隔離したというか、状態を分けたような形で避難していただくというような体制を取っていただく方向で考えて、間仕切りの方は今のところ考えていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ほかの自治体においては、密で受入れが予想外にあった自治体があって、受入れ拒否とかそういったところが出てきた例があったんですけど、本町においては、そこまでなかったのではないかと、要するに避難が多かったということで、色んな分散、何とかいろいろ避難所開設して、ソーシャルディスタンスは保てたんじゃないかと感じておりますけども。

次の質問になりますけれども、3密を回避するためにそういった避難所の混雑とかを、状況を把握するためパソコンやスマホで確認するようなことは情報提供ですか、そういったことはできないかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この件に関しましてお答えしたいと思います。

3密を回避するための避難所の混雑状況を、パソコンやスマートホンで確認できるという取組についてということで、8月7日ですか、こちらのほうに宮崎日日新聞に日南市の例としまして「8月6日、東京のスタートアップ企業バカンと協定を結び、同社の配信システムを利用して、避難所の混雑状況をリアルタイムに配信し、市民がスマートホンやパソコンで確認できることで、3密の回避判断を行う」記事の掲載があったところでございます。配信内容は、避難所の位置とそして避難所内の空き情報です。それと、避難所の空き情報は避難所内の混雑状況をリアルに確認できるものでございます。

今回、台風10号があったわけですが、その避難者状況につきましては、先ほどお手元にお配りしましたところに、避難者数、各避難所の別に、あと年代別ということで、添付させていただきましたので、それを確認いただければと思いますが、避難者が239人ということで、過去最大の避難者数でございました。一部避難所では、許容範囲を上回ったということで、この許容範囲につきましては、コロナ禍におけます避難所マニュアル、これに基づいたところの許容範囲です。それを上回ったことによりまして、近くの避難所へ職員が誘導したという事案が発生しております。今回の避難所運営の課題はまた整理いたしまして、避難所情報のシステム化を含め、今後の対策課題として検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今回の台風10号につきましては、気象庁から今まで経験したことがない台風ということで、早めの避難とか注意を促して、自治体においても避難勧告を早めに出してもらったんじゃないかと思っておりますけれども、こういうコロナの状況において、避難するときであれば3密を避けたいということで、空いている避難所に行きたいというのが避難する人の心情だと思いますけれども、テレビ等でもいろいろ、今、どこどこで避難がされていますという人数等が出ますが、日南市はこの取組ということで、宮崎市とか市においてはこういった資料が回ったんですけれども、この避難者数ですか、これは避難所にどれだけの人数が収容できるという目安と、あと今どれくらい人数が集まっているというのがネットで確認できると思うんですけれども、それも1つの方法じゃないかと思っておりますので、そういった避難しやすいような、今回はこういうコロナ、あるいはまた色んな今後大きな災害とか起きた場合に、避難所が受入れができないとい

うことがないように、空いているところにスムーズに行けるような、そういった情報提供も少しでもしてもらえば、特に高齢者の方とか要避難者がですね。今はスマホでこういったところが空いているから、空いている避難所に行ったほうがいいんじゃないのという、子供さんとかそういった情報を頂ければ、高齢者の方もそっちのほうに行けるんじゃないかと思っております。

今回は、被害がほとんどなかったということで、本当、早めの行動というか情報ですか、避難のあれがあったということで感謝したいと思えますけども、今後、先ほど言いましたように、コロナはライフもまだもうちょっとWithコロナということで、終息が見込めませんが、それに加えて大きな災害もまたいろいろ出てくるかもしれません。

で、これ言われるのが、「自助、公助、共助」の三助をいろいろ認識しながら、啓発するということでもありますけども、今回、自主的に自主防災組織が避難所開設したということが載っていますので、何らかのそういったところの協働があったんじゃないかと、私は感じていますので、いろいろそういった町民の命を守るために、いろいろ大変ではございましょうが、コロナとかいろいろ災害があつて、ひとつ今後ともよろしくお願ひし取り組んでいただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（重久 邦仁君） 以上を持ちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日11日に行うことといたします。

○議長（重久 邦仁君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時50分散会

令和2年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和2年9月11日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和2年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君
代表監査委員 …………… 茨木 健君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位6番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位6番、楠原です。本町において新型コロナウイルス感染者がお盆過ぎに確認されました。ここで再度、私たちは新しい生活様式を認識し、それを日常生活の中で徹底させていくことが、今、必要とされることです。感染された方々が一日も早く、いろんな意味で完全にもとの日常に戻られることをお祈り申し上げます。

現在もまだ、他地域への移動の自粛や経済活動の萎縮が見られます。県は地産地消を進めるディスカバー宮崎を進めており、そのキャッチフレーズとして、「ジモ・ミヤ・ラブ」という言葉が使われています。このようなときに、本町でも「ジモ・ミマ・ラブ」の様に、地元の魅力を再発見するディスカバー三股の動きを期待したいと思っていたところ、「みまたんハートな木」の募集があるのを知りました。これも地元の魅力の再発見、ディスカバー三股につながる動きになると思います。次の「みまたんハートな何々」も期待したいと思います。

ところで、現在のところ、これといった観光資源に乏しい本町にとって、地元の魅力の一つとして取り上げられるのは、文化財ではないでしょうか。

町史では改訂版でも、新しい史誌でも町民憲章が巻頭に掲載されています。当然のことながら、町民憲章は重要であるということの証です。「私たち三股町民は先人の偉業に学び」で始まっています。町として自主自立の道を進んでいくためには、町民憲章前文の共通理解が必要です。先人の偉業に学ぶための教材の一つが文化財であると思います。新しい町史の発行を受けて、新た

な文化財の発掘及び既存の文化財の保存・整備などに、行政として今以上に力を入れていく必要があるのではないのでしょうか。このような動きも本町の魅力の掘り起こしとなり、地域活性化の一つになると思います。

そこで、文化財について伺います。

指定文化財と未指定文化財に対して、行政の関与にはどのような違いがあるのか伺います。

あとは、質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。文化財を通じた地域の魅力化ということについて、町指定文化財と未指定文化財に対する町の関与の違いについてのご質問にお答えいたします。

町内の文化財は数多くありますけれども、文化財保護条例にありますとおり、町内の文化財のうち、重要なものを町指定文化財とするというのが指定制度であります。

ただ、未指定だから重要でないというのではなくて、指定は困難であっても、教育委員会が把握し、必要とする文化財の維持管理を支援するとともに、標柱を設置したり、広報みまたや町ホームページ、数字で見る三股町などに掲載するなどして、文化財の保護・啓発、周知を図っているところでございます。

未指定文化財の多くは個人の財産でありますので、今後とも、その保護を呼びかけることが重要であるというふうに考えております。

現在は、未指定文化財の中でも、「梶山城跡」に重点を置いて、指定文化財にすべく、教育委員会と共に取り組んでいるところであります。

よって、町としましては、指定、未指定にかかわらず、教育委員会の判断、要求に基づき、町の事務事業評価幹事会の議を経て、その財政的支援、予算をつけるかどうか、その辺については検討して、可否について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 当初ありましたように、時間が限られていますので、次にいきますけど、まだ関係ありますので、後のほうでお願いします。

景観まちづくり計画というものが出されました。「本町の景観を今後どのように守り、創出し、活用しながら、次の世代に引き継いでいくのかを考え、この計画を策定した」とあります。計画を表したこの冊子には、次世代に引き継ぎたいものとして、有形無形の文化財の存在が挙げてあります。また、巻末資料として、文化財一覧もつけてあります。ということは、文化財も本町の景観の中に位置づけられているわけで、本町の文化財保護条例、先ほど言われましたけれども、

保護条例との兼ね合いを考えながら、三股町景観条例を作成し、このまちづくり計画を作成されてきたと思いますが、景観まちづくり計画に教育委員会としてどのような関与をされてきたのかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 景観まちづくり計画への教育委員会の関与についてお答えいたします。

当該計画は都市整備課が主管課となり作成しましたので、直接的には関与はしておりませんが、教育委員会としましては、新しく作成しました三股町史などの資料提供などを行ってきたところであります。

9月議会に上程しております景観条例施行後は、大きな建築物や工作物など、新築、増築、改築する場合には届出が必要になりますので、今後も関係課と連携を図っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今言われましたけど、主管課が都市整備課であるからということで答えられましたけれども、今回、今言われましたけれども、三股町景観条例が上程されております。それ、読みますと、まだ案ですから、いろいろ言いたいことはあるんですけども、そのときに、この保護条例との兼ね合いというのが結構あるんですよ。建物をどうするかということの場合に、文化財だったらどうするのか、都市整備課の考え方、教育委員会の考え方と、それを兼ね合いを考えてこの条例ができたのかということなんですよね。今、主管課ということで、あまり関わりがなかったようなふうに捉えられましたけれども、そこでいいのかどうかということをお聞きしたいんです。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 景観まちづくり計画へは直接的には関与していないということでありまして、今度、新しくできます条例、この中では、先ほど申しましたように、届出がされますので、十分関係課と我々の文化財を保護するため何が必要かという意見も協議しながら、進めていきたいというふう考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく申し上げます。

今、国のほうでも聞いてみますと、縦割り行政を手直ししようじゃないかという声も結構聞きます。今、今回の場合にも、主管課が都市整備課だったからという理由でタッチをしてない、資料の提供ぐらいと、それで果たしていいのかということ、特にこの文化財と都市開発ですね、

開発と保護というのは矛盾する部分がありますので、この条例を決めるときに、十分に考え、すり合わせをしていただかないと、三股らしさというものが無くなってしまいます。やっぱりここは教育課のほうで頑張ってもらって、三股らしい文化財、それを前面に打ち出して開発する課とのすり合わせというのが必要だと思います。

次の質問にいきます。それについてはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 議員のおっしゃったとおり、十分協議しながら、文化財を守るということを重点にいきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 資料をいろいろと作ってきておられますけれども、まず第1条は、資料の1を見ていただきますと、もう資料の1のところは終わってしまったことになるんですけども、資料の2、今、言っております、文化財保護条例から第1条、第2条、第3条、そして第6条の部分ここに書いております。これは、文化財保護法をもとに書かれているというのが、見比べるとよく分かります。

これは、国の考え方をそのまま町に当てはめるといのがかなりよく分かるわけですけども、ここで第1条に文化財を保存し、その活用を図る、これが保護ということですよ。文化財保護条例ですから。保存し活用を図る。その場合に、今後の文化財の整備、管理のことも含めて、この保存と活用、どのように考えられているのかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 文化財については、国のほうでもその活用を図っていく、観光等において、それが方向でございます。町内におきましても、例えば、「梶山城跡」の整備等を進めていく中では、保存とともに、そこが町民あるいは町外の皆様にとって、ウォーキング等の健康づくりの場になるといったような視点も持ちながら、保存と活用を考えていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 第2条には、「文化財の定義」が出ております。「建造物、古文書」、そして「(3) 民俗資料」とありますけれども、これが今は「民俗資料」じゃないんですね、表記が「民族文化財」となっております。ここいらは改訂ですかね、改正ですかね、それをお願いしたいと思いますが、昭和46年4月1日施行ですけれども、変えられたのが昭和50年ですから、ちょっとタイムラグがある関係でこうでしょうけれども、ほかの地域を見ると、ほとんどが「民俗文化財」となっております。その分、この文化財保護条例を見ていられないということじゃないかなと思います。それが、取りも直さず、三股町の文化財の現在の在り方につながっているという感じがいたします。

この第2条では、定義があるわけですがけれども、町史の改訂版では「文化財」となっていない部分で、「古文書」、「橋梁」などが新しい町史では十数か所追加されて、文化財が充実してきているように伺えます。

この定義で見ていきますと、「歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上の価値が高いもの」、また、「町民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」とされていますが、町内の文化財の今後を考えると、文化財に追加できそうなもの、そしてその検討中のものなどがあれば教えていただけますか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 一番大きいのはやっぱり今、国指定を目指している「梶山城」でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 第2条の（4）、見ていただきますと、「貝塚古墳城跡」でしょうか、それでそのずっと後、下の段に「橋梁」、そして「峡谷」とあります。この「峡谷」なんですね、取りも直さず1年を通して三股の一番の観光資源ではないかと私思っておりますけれども、「長田峡」ですね、「長田峡」を指定するということは考えられないでしょうか。伺います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 「長田峡」につきましては、確かに、文化財保護法上、「名勝」とか、あるいは「記念物」とか、そういった範疇に該当すると思います。ですから、指定の対象とはなると思います。ただし、先ほどから申し上げておりますけれども、現在、「梶山城跡」の国の指定を目指しておりますので、まずはそれに全力を当てまして、順次、その後、「長田峡」についても検討していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。今度、看板をつけていただけるということですので、「長田峡」ですね。できたら、それと合わすように、標柱だけでもというふうに、指定でもいいですからという動きはどんなものかなと考えております。

それから、今後の文化財の整備について、もう一つお尋ねしますけれども、昨年も質問しておりますが、資料の最後の写真、見てください。町指定文化財の1番目に記載されている「都城島津家三代北郷久秀、弟忠通公の墓」です。

私は、8月初めに町外在住の人を中心とした二十数名のグループの地理地籍巡検をさせてもらいまして、最初に巡検先に選んだのがここでした。前もって見たところ、あまりにも草が生い茂っていたものから、二、三日前にビーパーでばあっと刈りました。刈れば刈るほど、このところが目立つんですね。柵が壊れてるという。前回も同じ写真でもってこの一般質問をいたしま

した。しかし、まだこのままなんです。

さっきの文化財保護条例の第6条には、「重要なものを指定できる」とありますので、指定文化財は重要であるということは認識されているということですね。6月議会では、「蓼池かくれ念仏洞の整備」についての質問がなされておりますけれども、このように本町においては、重要な史跡の整備がなかなか進まない状況であるということが分かります。

文化財のところに立ててある標柱には、はっきりと「三股町教育委員会」と明記してあります。教育委員会としてこの状況を見て、今後どのようにされていきますか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） この島津ですね、「北郷久秀、弟忠通のお墓」の、これにつきましては、指定文化財ということで、なかなかそのもの自体をいじることはできないということですが、その周りの柵については指定されておられませんので、そこについては順次補修してもいいということですので、予算を今後獲得して、十分整備していきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

先日、9月6日の新聞に、文化庁文化財監査官の談話が掲載されておまして、資料に間に合わなかったわけですが、その一部を紹介しますと、「所有者の努力や税金で文化財を守るには限界がある。それならば、地域全体で守ろう。貴重な文化財が地元にあると知ってもらおう。地域活性化につなげよう。今の人が文化財を享受できなければ、未来に受け継ぐことはできない」なるほどなと思うんですね。「様々な文化財の組合せで地域の多様な魅力が見えてくる、活用には無限の可能性がある」という、そういう内容の談話でした。もう一々なるほどと考えさせられました。本町にも、先日、巡検したと言いましたけれども、町外の方がほとんどだったんですけれど、三股ってすごいねという感想でした。

そのときに「梶山の盆灯籠」の話も予告でしたところ、お盆のときにはたくさんの方が行って、その後、「すごいね」と言われました。やっぱりふるさとのことを褒められるとうれしいんですけども、こういうのが三股。昨日も「AERA」の記事の紹介がありましたけれども、「三股ってすごい」というのを、三股に住んでいる人が分かってない。対外的な評価でもってはっきりと全国で46番目に移住先として考えてもいいんじゃないかという評価が得られました。これ、たしか8月の「AERA」だったんでしょうか。その後、これ、通告も何もしてないんですけども、ホームページとか、何かそういうので宣伝されたんでしょうか。聞いていいですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 「AERA」の記事に関しましては、私も考えたんですけども、町の関係で、町の広報等も活用しながら、そういった評価を受けているというところを出していき

たいなというふうには考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 本当にこれはうれしいことですよね。皆さん、これを聞けばすごいと思われると思うんですけども、いろんなところで使っていただく必要のある情報ではないかなと思いました。

次ですけれども、現在、ウォーキングマップについていきますと、「さるかんね」が2部、それから前目地区の「温故知新の会」で作成されたマップが一部あります。それぞれの地域の魅力が書かれておりまして、楽しんで回れるマップとなっておりますが、このようなマップの中に、各地区の主な文化財を落とし込んだ町全体のガイドブックがあればなと感じております。

「アスリートタウン三股」です。健康づくりの意味も含まれていると私は思います。先ほどありましたように、文化財保護活動と同時に、地域活性化につながることを期待できます。切寄に線で描いた仏像があるんですけども、盆地ではここにしかないというのがあります。地元の人も、「ええっ」と言われまして、地元が知らない、そういうものがあちこちにあるんですね。そういうものを落とし込んだ地図、それを作る過程において地元の人を巻き込む、それが、先ほども言いましたけれども、ディスカバー三股の一つの手がかりになるんじゃないかなと思います。55か所あるんですかね、文化財が確か、追加されて、古文書も含んでですけども、そういうものを表した、健康づくりのためのウォーキングマップの作成というのは考えられないでしょうか。伺います。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者支援課で、「さるかんね」というのを作っておりますので、そちらのほうについて説明させていただきます。

本町では、『防災を切り口にした地域づくり』として、ノルディックウォーキング教室を各地で開催しています。この教室は、地域包括支援センターと社会福祉協議会が共同で開催するもので、災害時に避難所まで歩いて避難できる体力づくり、地域の危険箇所の確認や避難経路の確認、地域の見守り等、様々な目的のもと、行われております。

平成28年度、県が実施する「地域と家族の絆力事業」の「防災のためのノルディックウォーキング教室」の助成を受けて、ウォーキングマップ「三股今昔ノルディックウォーキングさるかんね」を作成したところです。

災害時の避難所がイラスト入りで掲載され、皆さんが楽しみながら歩けるよう、自然や風景、歴史や文化などの見どころも各所に盛り込んでおります。また、モデル地区の公民館関係の皆さんとも協力し、地域にまつわる話や伝説を取り入れ、第1作目は、長田、梶山、山王原地区で、第2作目が、2地区、3地区を取り上げたものとなっております。

○議員（４番 楠原 更三君） 短くお願いします。そこは分かっていますから。

○高齢者支援課長（川野 浩君） はい。文化財の分布を生かしたウォーキングマップにつきましては、その作成意義や財源の確保、掲載する資源の掘り起こし、構成など、様々な分野からの検討が必要であり、関係各課が集まって協議を行う必要があると考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 文化財の分布図化したウォーキングマップの作成については、教育委員会としましては、町民の皆さんに文化財に関心を持って、そして理解してもらい、大変すばらしい企画だというふうに思っておりますので、情報提供という形ではありますが、どんどんそういう発信をしていきたいというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 何とぞよろしくお願いします。全国４６位ですから。それを厚くするためにも、分厚くするためにも、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に参ります。

平成３０年１０月から令和元年１２月にかけて、三股町景観計画策定事業として、長田、梶山、前目、小鷺巣の各地区で、「みんなで語ろう地区の魅力宝探し」を都市整備課が行われました。そのときのワークショップの様子が景観まちづくり計画書の中にあります。

それぞれ読みますと、「今ある資源を見つめ直す夜となった。地区の成り立ちなどについて熱く、深く語り合った。地区の魅力をも十分に語り合った。」などと総括されています。すばらしいことだと思います。この試みは、地区の魅力探しの雰囲気づくりに非常に役に立った、効果があると思ったところですが、このような事業を今後、町内の他の地区でも行う予定はありますか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 長田、梶山、前目、小鷺巣地区で行ったような地区の魅力の掘り起こしの今後の予定についてお答えいたします。

この取組は、景観まちづくり計画を策定するため、公募により申込みのあった地域でワークショップを開催し、参加者が暮らしの中で、見て感じる自然、文化、歴史、町並み、眺めなどを出し合ったもので、これが地区の魅力の掘り起こしにつながったものと考えております。

今議会に景観条例を上程し、景観まちづくり計画の運用で景観に対する意識の浸透を図っていく中、現在、「みまたんはあとな木を自慢しよう」と題して、公道から誰でも眺めることができ、地域に親しまれる愛着のある木や並木を公募する取組をしております。これまでのように、地域でのワークショップという形で開催する予定はありませんが、町民が周りを見て愛着

を感じるまたは感じている景観を、今回は木に焦点を当てることで、また新たな視点での地域の魅力の掘り起こしにつながるものと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） それでは、じゃあ、次なる、「みまたんハートが何々」というのが計画されているんですね。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） はい。実は、景観計画の中で、第6章に、景観重要樹木の取扱いについてあったんですが、これ、今回のハートな木は、それを丸々踏襲した行いでは実際ありません。要は、町民の方に周りを見ていただきたいという思いでありました。

今回、「木」というものが焦点でありましたけども、ほかの候補ですね、「花」とか、そういったものはありましたので、また継続できるのであれば、また、「みまた〜んハートな何」とかというのを、続けていきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ディスカバー三股、いろんな面でお願いしたいと思います。

実際に、今言いましたように、非常にこの魅力探しについては盛り上がった、どの会場も盛り上がったと、私も1か所は同席させてもらったんですけども、非常にこう熱い雰囲気を感じました。できれば、全地区で行うことが可能であれば、三股の各地区の盛り上がり、活性化になるのではないかなと思っております。よろしく願いいたします。

町内には多くの石造物、記念碑があります。そのときの人々の熱い思いが文字で刻み込まれております、多くのものが。先人の偉業が、それこそ先人の偉業が刻み込まれたものです。先人の偉業に学ぶための大事な教材であると思います。しかし、ほとんどの場合、読むことができない状態です。

例えば、ここにありますが、「野崎重則公の銅像」、あれ読まれたことがありますでしょうか。あれ、行けば分かりますけども、近寄れないような雰囲気なんですね。きれいに草をさされてますので、何か踏みつぶしたらまずいなというような感じ。で、近づいていったとしても、読むと文語調なんですね。なかなか理解はできない。じゃあ、何のため、何した人なんだろうか、だんだんと、年がたてばたつほど、この「野崎公」の業績を知らない方が増えてきます。そういうときに、あそこに書かれた熱い思いをどうやって知ることができるのか、ほかにもあちこちに、昭和40年代に銅像、胸像がどんどんと造られております。ほぼ同じ人が作者となっているようですが、大体が言葉が一緒につけられております。幸い、三股にはすばらしいものがあります。三股の石像文化、これは続編ですけれども、ご覧になったかと思いますが、続編ですから、全部2冊あります。全てここに記録されています。物凄いこれは資料であるかと思っておりますけれども、

こういうものを利用すれば、今から読むということなくここにあるわけですから、それで年に一つぐらいでもいいですから、その隣にその言葉を分かりやすく書いたもの、説明板というものが必要ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 記念碑に説明板を設置してはどうかというご質問ですが、町内の文化財全体を含めて、標柱もそうですね、標柱の設置箇所の検討、毎年行っておりまして、新規とか建て替え含めて、10本から15本程度は毎年建てていっているところです。

また、記念碑とか、今おっしゃいました、石造物についても、標柱の対象と考えていますが、説明板につきましては、町指定の文化財について今設置を進めておりまして、今年度は蓼池ですね、「かくれ念仏洞」のほうへの設置を計画しているところでございます。また、ほかのについては、また今後検討させていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 一気に全部というのは当然無理なことでしょうけれども、大体、せめて年に1か所ぐらいはこういうのをつけていただきたいと思います。「文教三股」です。そして、「先人の偉業に学び」というのが町民憲章にありますので、それに応えることができるような三股であってほしいと思います。

じゃあ、次に参ります。

次は、関係人口創出ということでもって質問を作っておりますけれども、資料の2枚目、資料の4に総務省のホームページの関係人口ポータルサイトにあったものをここに出しておりますが、今まで交流人口、定住人口、いろいろ言葉聞きますけれども、その中間の部分として、「関係人口」という言葉がここに載っております。「関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口もない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です」というのがあります。

赤い線で囲っているところ、「何らかの関わりがあるもの」というのがここに書いてありますけれども、それに関しての質問をしていきたいと思いますが、次の資料の5、ここに何らかの関わりがある姉妹都市、兄弟都市、友好都市の例としてたくさんある中から、宮崎県の部分を2つ、この近くのを1つと挙げておりますけれども、特に3番、鹿児島県曾於市大隅町と山形県鶴岡市の温海町、この関係、以前にも一般質問のほうで出しているんですけども、今回は、これの下の方の四角の下から2行目、岩川郷建設130周年記念式典事業において、戊辰戦争で敵対関係にあった自治体が友好都市を結んだという資料なんです、これ。

本町の場合、いろいろとそういうこと、私はずっとこう言ってきたんですが、本町と関わりのあるところ、どういうところがあるのか考えてみますと、通告にも出してありますけれども、「本町は古くから多くの移住者によって開拓されてきた」ということを三股町史で知ることがで

きます。はっきりと書いてあります。

そこにあるように、「日南飢肥地区」、これはもう600年以上遡る関係ですね。それから、鹿児島県内では「加世田地区」、「福山地区」、「桜島地区」、そういうところと歴史的に振り返ってみても関係の深い三股となっておりますが、そういうところとの交流というものは考えられないのか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 他の自治体との連携・協力関係を築くことは、経済的、社会的、文化的な側面で大きな期待ができるのはもちろんのこと、新しい発想とか新しい気づきのきっかけになるのではないかと考えます。

また、災害時の有事の際の相互の助け合いというもので、自治体間の補完性を持つものだとも考えます。しかし、新たにほかの自治体という、友好的協定を結んだ後には、その交流を推進するための新規の事業等が発生してまいります。そこには事業実施のための体制づくりであったり、予算の創出などが伴ってまいりますので、慎重に検討する必要があるものと考えます。

以上のことなどを踏まえ、今、議員がおっしゃった、加世田、福山、桜島、そして日南市との連携・交流につきましても、歴史上、本町に移住したことがあるということは承知しておりますけれども、新規の取組となりますし、一旦取り組みますと毎年の事業というものも出てきますので、慎重に検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） じっくりと考えてほしいんですけども、以前から言っていますが、小学生の夏休みの交流ですね、中学生、そういうものの方向をずうっと固定するというのも意味があるんでしょうけれども、1年1年、そういう先に変えていく、そういう方法があれば、新しい捻出というのはそこまで苦労しなくてもいいんじゃないかなという気がします。それは、いろいろ総合的に考えられることなんでしょうけれども。

資料の3に、今言われましたように、災害時のどうのこうの言われましたけれども、実際に、8月13日、新聞にこのような記事がありました。「宮崎、山形の両県弁護士会は11日、南海トラフ巨大地震などの大規模災害が起きた際、被災した側の弁護士会の業務継続などを支援する連携協定を結んだ。遠隔地にある宮崎と山形が同時に被災する可能性は低いため、災害時に弁護士会の機能を互いに補うことができると判断した。」これは、行政関係でも十分にあり得ることではないかなと思います。もちろん、そういう考え方を今言われたわけですので、考えていただける余地はあるかと思うんですが、話があちこち行くんですけども、時間があと12分ぐらいになりましたので、すごく、時間が相手なんです。

いつもいつも私が言っている「三島通庸公」絡みで質問をしていきたいと思っておりますけれども、資料の6、見てください。2018年11月に、「山形県町村会」から町長さん方が来られました。まだ記憶に新しいところだと思います。このような町、庄内町、真室川町、山辺町、河北町、白鷹町、小国町、大石田町、大石田町というのは、この間、雨で最上川が洪水を起こして被害を受けたところとして、マスコミでやりましたけれども、こういうときに、もし関係があれば支援物資を送るという関係もすぐにできたのではないかなと思います。

逆のパターンもあります。「新燃がどうのこうののときにすぐ」ということも考えられると思うんですけども、こういう手がかりですね、山形からこんなに多くの町長さん方が来られた、かなりの人が現在もまだ町長をされています、調べてみますと。

資料の7、ここを見ますと、山形県のホームページ、今、見ることができます。抜粋したもの、それと比較した、本町のことを資料に挙げていますけれども、ちょっと見ますと、四角で囲ったところがホームページ、波線のやつが他から仕入れた三股のことですけれども、まず一番上、平成20年度に経済産業省が認定した「近代化産業遺産群 続33」では、山形県で26の産業遺産が認定された。これらの産業遺産のうち、山形県の初代県令である「三島通庸」が行った事業が約半数を占める、ということですね。

下の三股を表したものでいくと、「栃木県西那須野が原博物館開館10周年記念誌」の中にあっただのが、「三島通庸の都市計画の原点は三股開拓にある」、とこう書いてあります。

次、戊辰戦争後は、鹿児島都城の地頭に任命され、地域振興の事業を行うが、この功績が内務卿大久保利通に認められ、明治4年に東京府参事として新政府に出仕することになる。年表で見る三島通庸の業績、明治9年6月、鶴岡県に「朝陽学校」を竣工させる。40人の教室を22人の教職員を有する東北一の学校であった。現在、「朝陽小学校」というのが第一から第六小学校までありますが、その下、三股開拓の日には、学校、三島通庸が学校を設置し、教師を鹿児島から招き、教育の基礎をつくった、「三股小学校」の前進、これ、関連性がやっぱり深いと思うんですね。

その次、明治11年、山形の千歳園に3,900坪の植物栽培試験場を開設し、梨、これサクランボですね、桜桃、アンズ、リンゴ、桃などの果樹や桑、砂糖大根などの栽培を始めた。山形を代表するサクランボは、三島さんが始めたということが、これは分かります。

その下、教育の振興を図るとともに、養蚕や茶業などの産業や祭りを奨励し、現在の三股の基礎が築かれました。これは、新しい町誌の下巻、コラムの①に書かれているものです。

このように山形、三島さんと三股の関係というのは、私は深いんじゃないかなという気がします。それを、これ一つの宝物だと思うんですね。移住定住ランキング、九州8番、宮崎で1番、全国46番という、そういうのをひっ提げて、各地域に三股の魅力として訴えることで、捉え方

は大分違うんじゃないかなと思います。

資料4枚目、資料の8ですけれども、ここに来形140年、三島さんが行ってから140年ということですが、**「山形県初代県令三島通庸」**とその周辺、これは東京にあります**「六一書房」**というから出されている本から抜粋したのですが、明治2年9月、都城の地頭に赴任した、三島はですね、三島は庄内郷や三股郷の改革に奔走した。その第一歩は、都城地頭就任から始まった。わずか2年間の在任期間であったが、庄内地区や三股地区の教育改革や神社復興、道路整備などを行った。ちゃんと山形の中の本に、**「三股」**という言葉が出てくるんですね。こういうのもちょっと、そんな薄い関係ではないと思うんですが、資料の9に、ネットニュースから引っ張ったんですけれども、**「ドキドキみまた」**のことがこのように書かれておりました。

「ドキドキみまた」、これもちゃんと三股を表すPR材料として非常にすばらしいものだと思いますけれども、今、ちょうど三股を一生懸命に宣伝するときと、なったような気がします。追い風を受けてるようなですね。ずっとしゃべっていますけれども。

もう一つありますが、まず、この三島さんを通しての交流、考えられませんか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） **「三島通庸公」**との関連のある自治体というか、そういうところと交流を図るといのは大変魅力的な取組であるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げました理由から、慎重に検討していく必要があるかと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今のはもう答えが分かっていたようなものでしたけれども、そこを何とかということですね。

今、風が吹いてるんですね、三股に。それを金がないからとか、それは捻出したらどうでしょうか。それが仕事じゃないかな、ふるさと三股を愛する強い心があれば、何とかかんとか捻出できるんじゃないかなと、今、この風を受けて、動くか、じっと座して何もしないか、大きなときではないかなと思います。

また、**「ハート型の町」**というもの、ここに書いてますけれども、ネットで**「ハート型の町」**と検索すると、私は三股が出てくるもんだと思ったんですね。出てこないんですね。出たきたのは、兵庫県の神河町、ここが一つだけ出てきました、**「ハート型の町」**としては。

見ると、神河町、兵庫県のど真ん中にありますけれども、ホームページ見ますと、**「ハートの中にハート型の町」**というロゴの入ったマークと神河町は**「兵庫県のほぼ真ん中にあるハート型の町」**という言葉を見つけました。三股はないんですね。**「ドキドキみまた」**と入れると出てきます。けど、類似性が見られる自治体との交流、その場合、**「ドキドキみまた」**というのがちょっと生きるんじゃないかなと思ったわけですが、移住定住先、ランキング上位に入った三

股として、いろんな方法でもって「このハート型の町」、この類似性を通しての交流とか、三島公を通しての交流とか、それから三股と非常に関係の深い自治体との交流とか、いろんなことが考えられると思うんですね。ランキング上位ですから、今やりましょうよ。いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○議員（4番 楠原 更三君） 同じ答えですか。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね。「ハート型の町との交流」というのも大変有効な取組ではあると思うんですけども、先ほどから申し上げておりますが、慎重に検討していく必要があるかと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 資料9を見ますと、先ほど言いましたけれども、この「ドキドキみまた」というのは、宮崎市のデザイン事務所が撮影したと、これで行こうということで皆さん、笑顔であれ出てるんですね、ビデオに。あれをもっと発信しましょう。

実際、「ハート型の町」というのを地図でずうっと、北海道から沖縄で見ていったんですけども、三股が一番やっぱりハート型に近いんですね。あと、二、三か所ありましたけれども、三股に勝るものはなかったです。もっとこう、こういう、「ドキドキみまた」というものがあるんですから、これを使ってPRをしたらいかがかなと思います。ぜひ、答弁求めても同じ答えでしょうけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろご提言ありがとうございます。

今現在、町のほうでもコロナ禍なんですね。その中で、いろんな仕事をやっています。そしてまた、この国勢調査も担っておるといような、非常に、そして総合計画もつくらなくちゃならん。という状況の中で、また新たに手を出すというのはなかなか、今のところは厳しい状況です。

そういう意味合いでは、今言われる、このコロナ禍の中の移住先ランキングで上位を取ったというようなことですから、その辺りを追い風にしながら、本町との関わりのある、言われるような三島通庸を切り口にするのか、あるいはまた移住先である加世田とか、そういう町が検討の課題に上がるのか、あるいはまた子供たちが例の海外研修、国内研修という形で行っている沖永良部の和泊町とか知名町とか、そういったところと縁を結ぶ、また交流するとか、そういうふうないろんなことを、テーマはありますので、連携先といいますか、いろいろと検討するべきところが、そういう意味合いでは、もうちょっと時間かけながら、慎重にと言ったら、あれなんですけれども、検討はさせていただきたいなというふうに思っています。

今のところは、そういう意味合いで、まず一つ一つ、やるべきことをしっかりやりながら、そ

して前に進めていくというような意味合いでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 動きそうにないですけども、ぜひ、特に「ハート型の町」は2022年、あと2年ですね、150年なんです、前も言いましたけれども、「ハート型の町」となって、2年後に150年、今から計画を、今やるんじゃないかと、今から計画を練っていく、そういう時間は、それについてはあるんじゃないかなと思います。

あと、よろしく、そのことも皆さんで考えていただいて、三股をもっともっとう活性化させていくことを考えていただきたいと思います。

もう時間になりましたので、次のエアコンにつきましては、昨日、教育長のほうで幾らか、新しい生活様式に従ってやっていく、1番目に換気についてということを言われましたので、大方出ています。もしよかったら、この1学期中の稼働の費用とか、それから大体見込み、予算の見込み、年間の、そういうのが分かりましたら、頂ければありがたいと思います。もう時間ですから、終わります。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○議員（4番 楠原 更三君） いいんですか。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 通告で稼働状況とかありましたので、まず運行記録については、学校のほうに開始時間とか、スイッチ入れた時間、切った時間等をつけていただいております。また、エアコンの電気料関係なんですけど、1学期で小中学校合わせて757万7,000円となっております、昨年度より134万3,000円、22%増となっております。

今年は、4月が学校がありませんでしたので、7月だけを比較すると約1.5倍になっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時51分休憩

.....
午前11時01分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議をいたします。

発言順位7番、池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 皆さん、おはようございます。発言順位7番、池邊です。新型コロナ関連の質問を3月、6月、続けてしてきました。3月時点では、未知のウイルスである新型コロナが、もし三股町に入ってきたらという、あくまで想定の話で、経済対策や図書館、高齢者施設、パチンコ店などでの水際対策的な質問をしました。そして6月は、感染者が宮崎県内で散見され、経済状況も落ち込んでいたため、経済の後押しである「プレミアム商品券」の重要性であるとか、「オンライン授業」の実現性などを質問してまいりました。

そして、8月に入り、三股町で初めて新型コロナウイルス患者が出て、町内に激震が走りました。そして、今回の質問になります。

一方で、経済状況はといいますと、皆さんもご存じのように、コロナ禍により、春から行動自粛で、まず飲食業を中心に大変な状況になってきました。新型コロナによる、経済に与える影響は大きく、夏に入り、コロナが全国に広がり、経済の落ち込みの影響がいろんなところに波及し、じわじわとその被害が出てきています。

信頼のおける情報で知られている「帝国データバンク」のコロナ関連倒産速報、昨日現在、9月10日16時現在でありますけれども、全国で514社の倒産、これは普通倒産でなくて、コロナ関連の倒産でございます。

そして、「日経ビジネス」の記事でありますけれども、東京商工リサーチの分析として、これまでどうにかやってきた企業が、コロナにより持ちこたえられなくなり、年末にかけて全国で倒産が月に200社ペースに膨らむ、年1,000社以上という、ショッキングな数字を明確に出してきています。

宮崎県は、コロナ関連はまだ4件ですけれども、現在、もう今ぎりぎり頑張っているところも多く、今後はまさに正念場で、本当に心配なところであります。

それらを踏まえて、質問に移ります。

まず、コロナ禍における支援であります。

もちろん、三股町は、「プレミアム商品券、家賃補助、休業補償、利子補給など」、様々な支援はしていることは承知しております。それでも、イベントや催事などがほとんど開催されない中において、陶芸や木工製品を扱う事業者等はかなり苦勞を強いられており、悲鳴にも近い嘆きの声が届きます。送料負担などの支援策はできないかをお尋ねします。

続きは、質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） コロナ禍における支援ということで、陶芸や木工を扱う事業者に送料負担などの支援策はできないかのご質問にお答えいたします。

本町には、「アトリエロード」として脚光を浴びています県道33号線沿いに工房を構えられている陶芸家の方々をはじめ、木工、刃物、弓など、伝統的で高い技術を持った工芸家の方々が多くいらっしゃいます。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、催事等の中止や延期により、工芸家も大きな影響を受けていることから、このたびの経済対策では、融資を受けた際の利子補給や事業者への応援給付金、家賃補助の支援などにより、事業継続に向けた後押しを行ってきたところであります。また、国では持続化給付金の対象でもございます。

今後、新しい生活様式の時代において多くの人が集まり、必然的に3密となってしまう催事等の開催方法も変化せざるを得ないと考えられます。

その中の一つとして、ウェブでの開催という事例もあるようですが、この場合、送料は購入者が負担するというのが一般的であるというふうに聞いております。送料を無料とすることで、商品に付加価値をつけられるとは思いますが、その支援につきましては、公平性、継続性などを考慮しながら、また、工芸家の方々や商工会の意見等もお聞きしながら、慎重に検討してまいりたいというように考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今、町長の答弁にあったとおり、商談会、また展示会等はオンラインのウェブ開催というような形で今進んでいるところも多いようでございます。

その案内も、結構来るんですが、ただ、やはりその成果というものが、何せ、これまでやってきてない分、分からないというようなことで、出店費用などを躊躇されているという状況も、これ、見られております。

そこでお尋ねですけれども、オンライン商談会等の出店の費用負担等は、そういったものは考えられないでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） オンラインでの、ウェブでの催事といいますか、そういった展示会、展示即売会というのは開かれております。あくまでも、今現在、案であるといいますか、仮、例えになるんですけれども、例えば、ものづくりフェア、毎年開催、6月に開催していたものをウェブ開催できないか、またそこで、ある一定期間の送料負担であるとか、そういったこともちょっと案としてはございます。

その別のウェブでの催事の出店料につきましては、その金額とか、そういったものを調査しながら、また慎重に検討させていただきたいと考えます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ぜひ、苦しんでいる方も多いようですので、前向きに検討してい

ただきまして、実現できるように頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくお願ひ
します。

次に参ります。

次に、新型コロナにおける町内感染予防であります。重症化や対策が難しいとされております
高齢者や障害者への感染リスク対策はどのようなものか、施設での予防対策の確認はできている
かという、この質問を提出して、三股町内の高齢者施設でスタッフが感染というニュースが流れ、
最初、クラスターを非常に心配しましたがけれども、感染拡大は抑えられ、ほっとしたところであ
ります。

質問は、専門家の間でも心配されている障害者、また高齢者の施設での予防はどうなっている
のか、行政として確認がされているのかというようなことを確認したいという趣旨でございます。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それではまず、高齢者及び高齢者施設についての回答といた
します。

厚生労働省の調査によりますと、今年8月12日時点での新型コロナウイルス感染症による死
亡者は1,041人、年齢別の死亡率は80代以上が19.9%と最も高く、70代で9.5%、
60代で2.9%となっており、高齢者の重症化や致死率の高さが深刻な問題となっております。

高齢者支援課では、窓口での生活相談や介護認定調査、ケアプランの作成による自宅訪問など、
高齢者への感染防止を徹底するため、職員の毎朝の体温チェック、マスクの着用、手指消毒、
3密を避けた対応、直接会わず、電話での聞き取り調査を行うなど、対策を行っています。

介護施設については、立入調査ができないため、電話やファクスによる聞き取り調査を行い、
文書による注意喚起を繰り返し行ってまいります。

クラスター、集団感染を発生させないため、職員や業者が外からウイルスを持ち込まないため
の対策が行われ、親族であっても面会が原則禁止されるなど、日々緊張の中、業務を行っている
ということでありました。

特に、グループホームにおいては、2ユニット、18名が入所しておりますが、各ユニット間
の利用者や職員の行き来をなくし、それぞれのユニットで独立した運営体制と感染が広がらない
ような対策を行っています。

また、施設や事業所と高齢者支援課、県が情報の共有を行い、施設に感染者が発生した場合を
想定したシミュレーションを行い、保健所への連絡、隔離室の準備、人員体制、医療物資の確保、
関係者の連絡先の確認など、事前の備えに心がけるなど、協力体制の強化に努めているところで
あります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 渡具知福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 続いて、障害者への障害者施設での感染リスク対策についてお答えします。

障害者施設の職員が行う対策として、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は出勤を行わないなど、挙げられます。

続いて、ケアなどに実施するに当たっての対策として、感染拡大防止の観点から、3つの密を避ける必要があることから、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、利用者同士の距離の配慮等が必要です。また、共有物の消毒や手指衛生の励行の徹底及びそれぞれの障害特性に応じたきめ細やかな対策が必要です。

町内には、12の障害者施設があり、施設での新型コロナ感染症予防対策の確認を行ったところ、適正に予防対策が実施をされていました。

障害者施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものです。十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であることから、国、県の対策を注視しながら、障害者施設事業者の皆様と連携を強化し、感染防止策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 趣旨として、行政がしっかり確認しているかという話をお伺いしたわけですので、端的にお答えいただければよかったかなというふうに思います。

それでは、次に進みます。

新しい生活様式のPRと、野外活動でのマスク、コロナ感染者に対する誹謗中傷についてでございます。

まず1番、①です。コロナが収束しないと考えると、新しい生活様式の周知と理解が重要になってきますが、その周知をどのように図っていくご予定でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新しい生活様式の周知についてお答えいたします。

政府の専門家会議は、新規感染者数が減り、対策を緩められるようになった地域では、感染拡大を予防するための新しい生活様式が必要として、具体的内容を示しています。

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、ほかの人に感染を広げる例があります。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。具体的には、手洗いをすること、マスクをすること、人

との身体的距離を取ることによる接触を減らすことが重要となります。私たち一人一人が日常生活の中で、新しい生活様式を心がけていくことで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐことができ、自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることに繋がるものと考えられます。

本町では、新しい生活様式のチラシを役場や健康管理センターに設置し、啓発を行っています。また、町ホームページでも案内をしているところです。

今後は、本県の感染事例から作成されたチラシ等を活用し、より具体的に新しい生活様式の周知をしたいと考えております。その場として、町が主催する会議や事業等の中でも具体的な例を示したほうが分かりやすいと思いますので、ただ、新しい生活様式のチラシの内容だけではなく、「こういう事例で本県の感染は広がっています」という身近な事例を伝えたほうが、より我が事として捉えることができるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 周知のほうはよろしくをお願いします。

次に進みます。

野外活動などでソーシャルディスタンスが保たれば、マスクはしなくてもいいというふうに言われておりますけれども、それを分かりやすく伝える方法というのはないのかなというふうに思っております。お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 野外活動などでのソーシャルディスタンスについてお答えいたします。

厚生労働省は、屋外で人との十分な距離が確保できる場合には、マスクを外すことを推奨しています。現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎながら、社会経済活動を行うため、新しい生活様式として一人一人が身体的距離を確保すること、マスクを着用すること、手洗いを徹底すること、密集・密接・密閉の3密を避けることなどがまとめられています。これらの新しい生活様式と同時に、今、夏もなんですけど、これからまだ残暑が厳しい、秋にかけて熱中症への対策を行う必要があります。

屋外で、人との十分な距離が確保できる場合は、マスクをつけなくてもよいなど、新しい生活様式と熱中症対策を併せて行うには、やっぱり分かりやすく伝えることが重要です。現在、環境省、厚生労働省が作成した「熱中症予防行動」のチラシを役場や健康管理センターに置いています。そして、啓発を行っているところです。

また、町ホームページでも案内をしております。分かりやすく伝えるには、やはり具体的な例

を示したほうが伝わると思いますので、例えば、屋外であったら目安になるものを示すことが分かりやすいポイントになると思います。

町としては、町が主催する会議や事業等でも、人と人の距離の目安として両手を広げてお互いの指先が触れない距離など、具体的な事例を示して、分かりやすく具体的を示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 公園などで遊んでいると、おじちゃんから「マスクをせんか」というふうに言われたとか、いわゆる、世の中でいう、マスク警察みたいな人が出ているというようなことを考えると、屋外でやっぱりこうマスクをしなくてもいいんだというふうなことも、しっかりこう周知していくことが大事なんではないかなというふうに思ったところです。

ちょっとマスクの意味、着用、皆さん、されておりますけれども、その意味でありますけれども、これ間違いがあれば、ちょっと後で町民保健課長、訂正をお願いしたいんですけれども、まず厚生労働省のウェブサイトが、先ほどありました、感染防止の3つの基本というのは、身体的距離の確保、それからマスクの着用、手洗いというふうに、これ、厚生労働省のホームページのほうで明確に出ております。

そして、外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用とあり、「症状がなくても」というところが強調されています。「症状がなくてもつけないといけない」というふうに強調されています。

新型コロナにおいては、感染者で、無症状感染者が数多くいることが分かってきて、「他人にうつさないためにマスクを着用する」というもので、マスク着用の一番の目的は、「他人にうつさないため」であるというふうなことであります。

「野外では十分な距離、ソーシャルディスタンスが取れていれば外してもよい」、そしてここで、ここ大事なんですけれども、「マスク着用により、自分への感染が予防できるかはまだ、これエビデンスの結論が明確に出ていない」というのが、これ、はっきりとしているところです。

つまり、マスクの着用は人に迷惑をかけないエチケットのようなもので、防疫意識向上のためだというふうなことなんですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今、池邊議員がおっしゃったとおり、「人にうつさない」ということがマスクをつける一番大きな意義かと思います。無症状の方もたくさんいらっしゃいますし、また感染された方も、症状が出る2日前から感染させる力がありますので、そういうことから、症状がなくてもマスクは着用ということが意義があると思います。

自分の感染を防ぐということのまだ根拠は、池邊議員が言われるように、まだ出てませんが、正しくマスクをつけること、ここに金具が入っているマスクは、きちんと鼻の形に合わせてつけるとか、隙間をなくすようにきっちり広げるとか、最近、布マスクもありますので、自分の顔のサイズに合うマスクをするとか、あとひもで調整するとか、そういうことでも、飛沫を吸い込む量を減らすためには、マスクの正しいつけ方というの、そういう周知は必要かなと思っているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） もう一回、質問いたします。

これからの季節、野外でのマスク着用に関して、もう一度確認の意味で、町民はどうすればいいのか、お答えください。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。簡潔にお願いします。簡潔に。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 簡潔に。分かりました。簡潔にということですので、野外活動では、先ほども述べたとおり、「十分な距離を取ればマスクをしなくてもいい」ということですので、そのことを住民の皆様、町民の皆様に伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 次に移ります。③の部分です。

コロナ感染者に対する誹謗中傷が社会問題化しつつありますけれども、その対策はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 新型コロナ感染者に対する誹謗中傷問題とその対策についてお答えいたします。

令和2年8月の17日に、本町で初めて新型コロナ感染者が確認されたところでございます。同日に、第11回三股町新型コロナウイルス対策本部会議を開催しまして、本町の対応方針について協議し、県の示す圏域ごとの対応方針に準じた行動を進めることを確認したところでございます。

また、同日に、町の対応方針と県が発する情報の範囲内の感染者情報及び感染者の誹謗中傷に至らないよう、町長のコメントを添えて、ホームページで広報をしたところでございます。また、町長自ら会議、行事等の町民と接する機会に、感染者に対し誹謗中傷することのないよう、呼びかけを行っているところでございます。

今後の取組としましては、8月31日に、町のホームページの感染者情報に掲載した県の「新

型コロナウイルスに感染された方への思いやり」のチラシを活用しまして、町回覧及び公共施設、事業所等へ添付することで人権意識を促し、感染者の誹謗中傷に至らないよう、冷静な行動をお願いしていきたいというふうに考えております。

また、感染者への対応が長期化することに伴いまして、感染者以外の様々な心の悩みを抱えることが予測されますので、県のほうでは、心のケアの相談窓口を宮崎県精神保健福祉センターに設置しております。

また、本町におきましては、三股町福祉消費生活相談センター、そちらにも心の相談窓口として設置しておりますので、これらの情報についても、併せて周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 学校現場はどうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 学校現場におきましては、一貫して差別や偏見を許さない態度を育てるという指導を行っているところでございます。

また、特に新型コロナウイルス感染症拡大以降、ネットトラブルが全国的に広がってきております。これは、誹謗中傷だけではなく、ネットを介した犯罪に関わっていると、そういったことがございますので、指導を行っているところでございますけれども、特に、三股中学校においては、7月、夏期休業に入る前に、各学年ごとに警察から講師を招いた指導を行ったところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 広報紙またはホームページなどで、町長が内容のあるメッセージを発信されていまして。会合などでも、町長が自ら誹謗中傷がないようにというようなことで、感染者も被害者なんだというようなことを、そして自分がいつかかるか分からないというふうなことも、自らの声で発信されていて、その誹謗中傷に関する真剣さというのは、本当に伝わりました。

しかし、昨日の質問でありましたように、私もホームページで、最近のメッセージをやっぴりこう探すことができず、発信されているのかというふうに思った一人でもあります。ぜひ改善していただきたいというふうに思います。

そして、これはやっぱり三股町のリーダーとして、さらにこの三股町民の心に訴えるようなメッセージにしてほしいなというふうに思います。

昨日も紹介されておりましたが、「AERA」の記事、先ほどもありましたけれども、九州

8位、全国で46番、48番、46番目でしたか、そういう町のすばらしさ、そこに住む町民のよさというものも発信しつつ、やっぱり三股町民の優しさとか、人の温かさ、互いの思いやりとか、そういったものもしっかり示していただいて、心に訴えかけるような、そういったメッセージの内容にしていただけたらなというふうに思うところであります。

それから、町民への感謝であります。

行政がいろいろやはりこう対策を講じていただきます。しかし、それは町民が守らなければ前にこう進まない。何らその意味をなさないわけですので、今回、コロナ禍における自粛、3密を避ける町民の行動というのは本当にすばらしいものがあったんだなというふうに思っております。

コロナと、一生懸命やられる分、飲食業というのは大変だったわけですがけれども、町民が真摯にコロナと向き合って、三股町が発する情報というのを理解して協力してくれたおかげで、今の結果があるというふうなことも、ぜひこれは伝えていただきたいというふうに思います。やはりこう、メッセージ見ますと、さらっと、その、新型コロナにおいて、それぞれの立場でご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げますというふうなところだけでは、やはり町民の心に響いてないんではないかなというふうに思いますので、これをあえて伝えさせていただきたい。これは指摘ではなく、三股町の町長としてのリーダーシップをメッセージとしてしっかりと発揮してほしい、発信してほしいという思いからであります。三股町のすばらしさ、木佐貫町長の町民に対する信頼、温かさというものを示せるものにしてほしいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） これはですね、コロナ禍の中での町長メッセージということで、5回ほど発信をさせていただきました。

その中で、誹謗中傷、それから、町が今現在取り組んでいるいろんな各種事業等について紹介し、そして三股町はどういう位置にあるのか、どういう状況にあるのか、そういうものを発信し、理解を求めたところでございます。

特に、やはりこのコロナ禍の中で非常にこう自粛ムードが漂って、そういう中で非常に経済が厳しい環境であると、できるだけ皆さん方が、やっぱりそういう方々に対する思いやり、応援をしっかりとやりましょうねということで応援消費を、そういうふうな呼びかけもさせていただきました。

また、コロナに感染された方への対応の仕方、誹謗中傷は絶対だめですよと、これは感染された方は被害者であって、加害者ではありませんよというような話もさせていただきました。まだまだ、言われるように、まだ届かない部分があるということであれば、しっかりと、その辺りのところも十分、あまり文章は上手じゃないんですけれども、ない知恵をしっかりと絞って、また発信させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 期待しています。

次に移ります。新型コロナにおける次年度予算の影響でございます。

新型コロナにより、町内の経済も大きな打撃を受けていると考えられますが、その影響で税収の落ち込みも懸念されます。次年度の予算の影響や事業計画の見直しなどの見通しはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） それでは、新型コロナにおける次年度町予算への影響、事業見直しについてお答えいたします。

新型コロナによる影響につきましては、税収などの歳入の減に加えて、新しい生活様式への転換に対する新たな財政需要の増が見込まれるものと考えております。

歳入においては、町税、町民税の所得割、法人税割、固定資産税の軽減措置、あと地方消費税交付金などが大きく影響を受けるものと思われませんが、現段階では、どれぐらいの減収になるのかというのは見込めない状況であります。

通常、地方税等の減収は、地方税の財政調整基金のほうである程度調整するものでありますけれども、新型コロナにおける影響は全国的な状況でありまして、今後、国が毎年、12月以降に示します次年度の地方財政計画において、地方交付税などの主要財源の確保がどのようになるのか、注視していく必要があると考えております。

事業の見直しにつきましては、来年度の予算編成方針、事務事業評価監事会、負担金審議会などで、国、県の動向を踏まえて事業選択を行っていくこととなります。

来年度予算におきましては、経済状況や国、県の動向を注視しながら、財政調整基金などの基金活用も視野に入れて、予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） おそらく、国の状況も非常に厳しいというようなことを考えると、基準財政需要額の見直し等がもしあれば、これ、ないとは思いますが、もしあれば、やっぱりこう厳しい状況というのが来るというふうに思われます。

三股町は、子育てに優しい町であり、住みよい町として、高齢者に対しても非常に優しい施策で運営をしております。それはそれで町の特色となり、人口増に結びついているのかなというふうに思うところであります。

今回の決算見てみますと、義務的経費51.1%、その他の経費40%、その他の経費には、物件費でありますとか、維持補修、基金積立て、そういったものが入っております。繰出金等も入っております。

問題なのは、投資的経費が8.9%というふうになっておりますが、この投資的経費、ここ数年、落ち込んでおります。予算への影響という観点でありますけれども、投資的経費というのは、将来への財産の構築というふうなことも考えると、やはりこうある程度は組んでいったほうがいいんじゃないかと思えます。

ここ数年、決算額における扶助費の割合というのは、全国トップランクであります。一旦走り出した制度というのはなかなか途中でやめるといふわけにはいきませんので、扶助費の割合というのはなかなか落ちてこないというふうなことを考えると、予算編成というのは非常に厳しいものがあるんじゃないかなということは分かるんですけれども、投資的経費の予算、しっかり確保しておくべきではないかなというふうに思いますが、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。

ただいま話の中に出ました扶助費については、類似団体ということで、国勢調査、人口、産業構造人口の類似団体というのがあるんですけども、その団体の中でいくと、経常収支でいきますと、本町は1位か2位の支出ということで、扶助費について確かに高い支出をしております。

投資的経費につきましては、類似団体の1人当たりの投資額、人口1人当たりで比べましても、類似団体よりも若干低いような状況になっております。

投資的経費については、その年の補助事業の動向、単独事業と既存施設の維持改善の投資事業等によって、若干増減していくわけでありまして、特に補助事業の量によって、かなり大きな影響を受けるものでありますけれども、投資的経費につきましても、やはり未来への投資とおっしゃられましたけれども、その部分とやはり地域の経済のある一旦を担う部分でもありますので、事業量については、本町であります、特別会計で公共下水道等も事業やっておりますので、その辺も含めて、ある程度の量というのか、確保は必要ではないかというふうには考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ありがとうございます。ある程度の確保をしっかりと予算編成の中で示していただきたいというふうに期待を申し上げます。

最後になりますけれども、今回は新型コロナに特価した質問で、事業支援、施設での感染予防、誹謗中傷問題、予算への影響でまとめてみました。

最後に、町長より一言お願いします。全体を含めたところで。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろいろご意見、そしてまたご指摘、またご提言を頂いたところでございます。

言われるように、コロナ禍の中で、今現在、国の臨時交付金等でいろんな事業等に充てており

ます。それも新しい生活様式の確立ということで、特に学校関係での予算配分が結構大きいんですけども、これもやはりこれからの時代を考えると当然のことかなというように考えます。そういう中で、いろんなご指摘含めて、いろんなことを配慮しながら、この予算編成をやっているところでございます。

ただ、やはり今後の第2波、第3波を、冬場に向かってのコロナの状況等考えると、まだまだ配慮すべき部分も多々あるんじゃないかなというふうに思います。経済はやはりこの低迷をいかに脱皮するかというところの応援もしなくちゃならない、ということで、いろんなご意見等を踏まえながら、町としてしっかりと本町のまちづくり、そしてまた活性化に取り組んでいきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 期待しています。

以上で質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時38分休憩

午後1時30分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、堀内和義議員。

〔2番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2番 堀内 和義君） 皆さん、こんにちは。発言順位8番、堀内和義です。台風10号対策におきましては、執行部の皆さんは対策本部で泊まり込みだというふうに聞いております。また、職員、消防団の皆さんもそれぞれの避難所で、また詰所で、待機していただいたということでございます。本当にご苦労さまです。感謝を申し上げます。

事前の予想より大きな被害もなく、一安心したところでございますが、日本近海の海水温が高いということで、今後も大きな台風が発生する確率が高いと言われておりますので、避難指示が出たら早めに避難する体制を、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、通告しておりました2件について質問をいたします。

まず、県道都城東環状線の新たなバイパス整備についてですが、1年前の9月議会でも質問いたしましたが、再質問をさせていただきます。

一般質問をしたことで、議会だよりを発行したわけでありまして、町民の皆さんからも問い合わせが多く、バイパス整備についての早期実現を切望する意見が多く出ており、関心の高さに

驚いているところでもあります。

また、広報編集員の立場としましても、町民の多くの皆さんが、議会だよりを見ていただいていること、また、意見を頂けることについての感銘を受けたところでもございます。

バイパス整備については、今年2月に開催した三股町女子団体連絡協議会と町議会との意見交換会、「かたみろかい」の中でも複数の方から意見が出ましたし、6地区自治公民館連絡協議会の、勝岡、前目、蓼池、餅原、三原の5自治公民館の館長さんが連名で、町長、議長宛てに要望書を提出されたということでもございます。

要望書の提出があったのは、6地区公民館だけだと思いますが、交通網の整備は地域住民の生活、生命、財産を守るために、社会経済活動を支える重要かつ緊急の課題となっており、三股町においても重要案件だと思っております。

都城東環状線の現状について申し上げますと、都城志布志道の五十市インターを起点として、都城市の東側や三股町中央部を經由し、都城インター付近に至る主要な幹線道路でもあります。しかしながら、前目付近においては、一部の区間が県道財部庄内安久線及び国道269号線との重用する状況となっております。

町西部地区の市街化とともに人口増加が進んでおり、都北町、高城町方面の車の往来が急増をいたしております。

このような現況で、前目、正信寺の信号機付近においては、都城東環状線と財部庄内安久線が合流して交通量が増え続けており、その先においては、国道269号とも交差していることから、神下山交差点、また国道10号、都北交差点の間にかけては渋滞がひどく、特に、朝夕の渋滞が著しい状況です。交通事故の発生も多く、危惧される状況にあり、渋滞緩和を図るための対策が急務となっております。

また、バイパス沿線上の国道269号線の蓼池ファミリーマート前からは県道12号となり、北進すると国道10号線、都城インターに通じており、近くには市郡医師会、緊急病院、北消防署もあります。国道10号、269号線の交通渋滞を避けて通ることで、時間短縮が図られるため、緊急性のある重要な生活道路でもあります。生命と財産を守るためには1分1秒が大事なこともあります。

バイパスができたと仮定しますと、緊急病院まで5分短縮できるとも言われておりますので、生命を守る大動脈線になるかとも思います。

県道ではありますが、渋滞緩和による安全で安心な道路利用ができますよう、旭ヶ丘運動付近を通過する新たなバイパス整備をお願いしたいと思っておりますが、町長としてどのように考えを持っておられるかお伺いします。

あとの質問は質問席から行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 県道12号都城東環状線の新たなバイパス整備について、昨年、堀内議員から9月議会で、町としての計画はあるのかどうかを含めて質問があったところですが、そのときに「町としての計画はない」というふうにご回答したところでございます。

この回答を受けてでしょうか、今年の7月30日、第6地区公民館長連絡協議会を構成する各公民館長5名の連名で、「蓼池地区における県道都城東環状線の新たなバイパス整備について」との要望書が出されたところでございます。

趣旨は、「国道269号と主要地方道都城東環状線が交差する神之山交差点での渋滞緩和と、勝岡新坂を通る町道勝岡蓼池線の交通量の緩和及び横断歩道での通学児童の安全確保」であります。

実際、町では、勝岡新坂納骨堂前の通学児童の道路横断については、信号機の設置を毎年要望しているところでございますけれども、なかなか実現に至っていないところであります。

また、神之山交差点における早朝の渋滞は厳しいものがあるというふうにご認識をいたしているところであります。

県への要望事項としましては、多々あるところでございますけれども、今回の要望の趣旨を踏まえまして、県への要望事項として、今後、取り扱っていきたいというふうにご考えております。

今後の取組、考え方につきましては、都市整備課長のほうから回答させていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） このたびの要望書にあります「旭ヶ丘運動公園付近を通過する新たなバイパス整備について」であります。周りの道路の整備状況も踏まえた広域道路ネットワークの在り方を考える必要があるかと思っております。

県に先日確認したところ、都城志布志道路の県境工区、金御岳工区が本年度末に完成予定であること、また来年度末には、国土交通省直轄区間の横市インターチェンジから乙房インターチェンジ区間が完成予定であり、残る区間は乙房インターチェンジから都城インターチェンジとなるということです。

この都城志布志道路が完成し、供用開始されることによる都城市及び三股町圏域の交通量の変化について、今後、県のほうで調査分析されるものと思っております。町としましても、現在は、前目交差点から国道269号、国道10号及び都城インターチェンジ方面に行く場合、町道勝岡蓼池線を迂回通過する車が多く、この路線には通学路として危険が指摘されている勝岡新坂納骨堂前横断歩道があり、さらに国道269号と交差する蓼池交差点では、朝夕渋滞も発生しております。

これらの点からもこの整備が行われたとすれば、危険解消や渋滞緩和に資するであろうと考えています。

以上のことを踏まえ、まずは、毎年開催される都城土木事務所管内事業調整会議での提言や、県への道路・河川の要望事項に、「県道12号都城東環状線ネットワークの実現」を新たに追加し、県の指導を仰ぎながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 前向きな回答、ありがとうございました。

いろいろ質問を考えていたんですけども、本当にいい回答を頂きまして、これ以上の質問があるのかなというふうに感じました。

今日は、6地区の館長さんも非常に関心があるということで、傍聴したいということでありました。やはり、6地区見ますと、2,150世帯ですかね、そういうことで皆さん方の住民の代表ということで、民意が詰まっておりますので、非常に、そういう回答の中で、今後また検討も、十分検討していただきたいというふうに思っております。

それと、中でいろいろ考えておりましたので、ちょっと申し上げたいと思うんですが、蓼池、前目地区は、町の工業地域になっております。国道269号線から県道12号線は、工業地域内を通るルートでもあります。国道10号線、都城インターにも近く、JA都城本所も都城インター付近に移転する計画で、用地買収も終わっております。

また、工業団地内、また、都城工業団地にも近く、交通の利便性がよくなりますと、相乗効果も出てきて、企業誘致も進めやすくなります。三股町は、農業が主産業でもありますが、地域経済の発展、また雇用確保のためには、企業誘致は必要であります。バイパスができることにより、経済的効果も見込まれるんじゃないかと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいま、このバイパスが抜けた場合ということで、市郡医師会、緊急病院、北消防署、工業団地を通過することで経済効果ということで話もあつたんですが、まだ私どももそこまでの分析はしておりませんが、確かに抜けることで時間短縮ということ踏まえ、先ほど議員おっしゃられましたように、生命を守るというんでの時間短縮を含め、かなり資するものはあるであろうということは認識します。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 当然、東環状線については、都城から始まって三股を迂回して、また都城市に抜ける道路でもあります。そういうことで、広域的なネットワークが必要不可欠だと思っております。都城市との連携も必要と思われませんが、この意見に関してはどのような考えを持っておられるかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 当然、都城市との連携も必要にはなってくると思います。ただし、今の時点では、都城市との連携については、都城志布志道路の進捗状況、県が検討する広域ネットワークの整備計画等を踏まえながら、対応してまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 都城市も利便性がよくなるわけですので、機会を見て情報交換をしていただきたいというふうに思っております。

それから、県道ということで、「県への陳情書を出したらどうか」ということであつたんですが、先ほどから、町長から回答を頂きましたので、これについては割愛をさせていただきます。

それでは、2番目の勝岡小学校の通学路の歩道整備安全対策についてですが、今、勝岡小学校は児童数が多く、今後も増える見込みでございます。しかしながら、学校通りの歩道が狭く危険であります。安全対策について問題があると考えられます。

現在、児童数が372人で、通学路は勝岡蓼池線が主流となりますが、ほとんどの児童が勝岡蓼池線から学校通りを抜けて校庭に入ります。学校通りの道路はセンターラインもなく、児童が通る北側の路側帯にはグリーンベルトが施してありますが、幅員が130から160センチしかなく、危険であります。

別紙資料に、勝岡小学校周辺の歩道整備を、歩道状況を添付しておりますけれども、写真、位置が、勝岡蓼池線で道路の境界は縁石がしてあって段差があるんですけども、幅員が250センチということで結構広いです。そして、学校通りに行きますと、(2)なんですけれども、グリーンベルトはしてあるんですけども、幅が130から160しかありません。

それと、この写真で見ますと、ちょうど歩道の真ん中に電柱が建っております。そういうことで非常に狭いということでございます。

それから、餅原方面に向かう車、また餅原方面から車が学校通りを抜けて、勝岡蓼池線に出る車もあります。そういうことで、学校通りが非常に危ないと、特に雨が降る日は児童を送迎する保護者が多く、混雑をいたします。校長先生はじめ、教職員、見守り隊の皆さんが毎日登下校時には学校周辺の道路に立っておられますが、事故が起きないか危惧されている状況でもあります。児童の安全を確保するための対策についてはどう考えているのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 勝岡小学校の学校通りの歩道の安全対策についてお答えいたします。

町道勝岡蓼池線に接合する町道勝岡17号線の起点から勝岡小学校正門までの区間についてのご質問であると思います。

現地を見て学校に確認したところ、朝の通学時には、およそ15分間に全児童数370人中346人、およそ93.5%がこの区間を通過します。ただし、学校側の安全対策としまして、児童は正門までは行かず、グラウンド西側から学校敷地内に入るようになっています。雨天時には送迎もあり、通過する児童数は少し減るものの、送迎車両の通行は増えますが、これに対し、学校から保護者に対し、「事情があって保護者が送迎される場合の車両の動きについて」お願いの文書が出されています。これらの点では安全対策が考えられていると確認しました。

そして、電柱の件がありました。この区間内に電柱、特に蓼池線方面から入ってくる93.5%の児童が利用するところに電柱がありますが、これは確認したところ、それを避けるため、車道側にはみ出て歩いている一部の方がいる現状は確かにありました。この電柱については、町から九州電力に移転を依頼したいと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 幅員については、さっき言ったように、130から160ということで、非常にやっぱり狭いと思うんですね。学校とも話したんですけども、狭いですねということで、回答を私は頂いたんですよ。ですから、今こういう歩道の幅員についての規定があるのかどうか、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 条例で定める幅員についてということであります。

三股町町道の構造の技術的基準を定める条例の中に、歩道という条例があります。この中で、歩道の幅員は歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとなっております。これは、道路法の道路構造令に基づくものであります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 交通歩行者、交通量の多い道路は3.5メートルでしたかね、以外については、もう一回お願いします。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 2メートル。

○議員（2番 堀内 和義君） 2メートルですか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） その他の道路にあつては、2メートルというふうに規定されております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 幅員が、道路の2メートルということですので、小学校通りにつ

いては130から160しかないわけですよ。ということは、2メートル以上を確保するというのであれば、明らかに狭いですよね。規定にも当然入れないということですので、やはり早急な安全対策が必要と思われましても、これについては、どのような考えをお持ちですか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 本日に至るまでに、課のほうでいろんな対策を考えておったところでございますが、現時点で用地買収をしてまでの計画は考えておりませんが、交通量、現況の道路幅は確かに狭いでございます。規定よりは狭いでございます。その点について、安全対策ができないかを今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 道路幅も狭い、歩道も狭い、なかなか用地買収が難しいということなんですが、それでは安全は守れんですよね、事故があつてからでは遅いんですよ。言ったように、雨が降りますと保護者が送迎をする、私も行くんですけども、非常に危ないんですよ。ですから、何ができない、かにかできないじゃあ、前に進みませんので、やはり子供の安心・安全です。そういうことですから、最終的にはあそこの勝岡蓼池線から学校通りを行って運動場ですね、あそこまで行きますと、大体、七、八十メートルじゃないかと思うんですよ。その線だけでもどうかできればいいと思うんですよ。向こうに行きますと、校門までは児童が少ないですからいいんですけども、最低児童が通っていく部分だけでもどうかしていかないと駄目だと思うんですよ。勝岡小学校以外ですよ、ほかの学校はどうでしょうかね。そして比べて、あそこが非常に広いということであればいいんですけど、同じ学校ですから、そういうことで、どこでかこれを対処をしていかないと、どうなのかなということですよ。どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ご意見踏まえまして、現在、路側を歩いている状態でございますので、それを正式な歩道とするということから含めて、検討のほうをして、回答を出したいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） それと、今、グリーンベルトで施してあるんですけども、やはりグリーンベルトじゃ危ないですよ。ですから、あそこをやはり道路と歩道の境界にやはり段差をつけるとか、縁石をつけると、大分違うと思うんですよ。子供も安全に通れますので、最近、全国ではそういう歩道中に車が飛び込んだとかいう中で、児童生徒の犠牲者がいっぱい出ております。

そういうことで、まず道路を広げることが問題ですけども、それ以外にもやはり安全対策としては、そういう、道路との境界を、どういう方法があるか分かりませんが、そこ辺りをし

ていかないと、今の現状では非常に危ないと思うんですよ。

教育長も言っていたかと思うんですが、あそこを通ってみてください。ですから、やっぱり子供に優しいうんぬんが出ますけども、私は安全だと思うんですよ。歩道の中に縁石があるだけでも子供は安心ですよ。そこを考えていかないと、大人が見る感じと子供が通る感じは違うんですよ。そこはどうでしょう、教育長。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 私も勝岡小学校、何回か行っております。最近では、計画訪問という、教育委員全員、学校訪問する際にも、朝から児童生徒、子供たちの通学の状況も見ておりました。確かに狭いというふうには感じておりますので、何らかの形で児童の安全を確保するための対応がされればいなと考えているところです。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この写真見ると、なかなかやはりこの、車両が通行すると子供たちの安全性が確保できるのかと心配になるところでございますが、以前はこの道路を中心的に通学するんでなくて、1本別な入り口があったというふう聞いています。そちらのほうは、車が通る状況ではありませんので、その地権者の理解を得て、そちらのほうの整備というのは考えられないのか、そのあたりも検討してみたらどうかと思います。

以前は、要するに、学校の運動場の裏のほうから入ってきて、そして学校に行くという道路が確保されておったということですがけれども、なかなか地権者の方との折り合いが悪くて、なかなか協力が得られないというふうな以前のお話を聞いています。

現在どうなのかちょっと分かりませんが、その辺りのところはどうなのかということと、それとまた、この、ある程度、短い期間でございますので、そのあたりを登下校の時間帯は車両進入禁止というような形での取扱いはできないのか、それとか一方通行とか、それとか、もしかしたら、今言われたような、この道路に縁石を造っても大丈夫なのか、道路構造の中でいいのかどうか、そういうところ、いろいろと一緒に検討させていただいて、子供たちの通学の安全について検討をさせていただきたいなというように思います。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今、町長のほうからですね、勝岡小学校の緑ヶ丘ですかね、昔はあそこから通りよったんですよ。なかなか地権者との問題があって、あそこを通らせてくれないということで、見守り隊の方からも、あそこを通ったほうがいいんじゃないかなという案もあるんですよ。私も、そっちのほうでもいいんじゃないかなと、より安全ということで考えると、そういう方向なんですけれども、学校通りの外周よりか、あっちのほうがいいかもしれないですよ。そういうことで方法論はいっぱいあると思います。

ですから、より安全であれば、一番いい方法がいいんでしょうけど、そういうことで十分検討をしていただきたい。何回も言うようですけども、子供の安全ですよ。もちろん、保護者ですけども、やっぱり心配ですよ。私もあそこ、孫がおるもんだから通るんですけども、やっぱり、車がちょっと油断してぶつかったら、どげんなっどかいねということも考えるもんですから、そういうことで、いろいろ方法がありますので、そこ辺りを十分検討していただきたいなというふうに思っております。

いろいろと質問を考えておったんですけども、いい回答を頂きましたので、今回はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより14時15分まで、本会議を休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位9番、指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議席番号も発言順位も9番の指宿です。

通告しておりました質問に入る前に、集中豪雨等で被害がいっぱい、このコロナがはやっているときに出て、また今回の台風ということで被災された方にお見舞いを申し上げますとともに、早急な復興をお願いを、お祈りを申し上げたいと思います。

また、執行部においては、気象庁が過去に例のないという報道をいち早くした中で、不眠不休で頑張っていたことに敬意を表したいと思います。

それでは、質問いたします。

このような事態になる前の質問、通告でありました。また、今まで議員の皆さんが質問した事項も多分重複をするかもしれませんが、ご容赦を願いたいと思います。できるだけダブらないように気をつけていきたいというふうに思います。

最初の質問ですが、ふるさと納税の対応についてと質問をしておきました。①の現状はどうなっているかという質問ですけども、現在、このような経済状況のもとでは、臨時的な収入はふるさと納税しか見込めないと思っています。政府が不要不急の外出をしないようにと求めたことも相まって、地場産業については大打撃を受けているというふうに思っています。

このふるさと納税の件について、演壇から質問し、あとは質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ふるさと納税の対応について、①現状はどうなっているかについてお答えいたします。

ふるさと納税は、ふるさとの様々な取組を応援する納税者の気持ちと当該自治体を橋渡しし、支え合うことを目的としております。また、ふるさと納税制度は地域のよさをアピールし、その振興を図るよい機会となるものだと考えております。

本町のふるさと納税の現状を、昨年同期と比較してみますと、4月から7月の全ての月において、昨年度を下回っており、この4か月間の合計で申し上げますと、昨年度が3,541万円、今年度が2,181万円となっており、1,360万円の減となっております。

以下につきましては、担当課長のほうから、また回答させていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 予想していたように、相当落ち込んでいる、率にすると5割までは行かんけれども、三、四割かなというふうに思っています。新たな返礼品をもってしても、こういう景気の中でいうと、なかなか難しいのかなというふうには思っています。

それでは、2番の問題に行きます。

新規の返礼品ですね、ホームページを見ると、例えばマスクであったり、例えばマンゴーであったりというのは新たに加わったのかどうか、とりあえず新たに加わったようです。これについて、どういう反応があったのかな、それからもう一つ、新たな、要するに、これよりほかにという意味ですが、何か、企画があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まず初めに、マンゴーとマスクを新返礼品として出したわけでございますけれども、マスクの反応は、やはりこのコロナ禍の中で、非常に反応がよろしかったところですよ。売れ行きは、それほどよくはなかったんですけども、注目度という点では、上位のほうに入ってまいりました。マンゴーにつきましても、例年同時期に出しているんですが、マンゴーの売れ行きも非常によかったところでございます。その中で、このふるさと納税の金額というのは下がっておりますので、その他の返礼品での納税というか、寄附というところが減ったんだと考えております。

また、新たな返礼品の検討ということでございますが、現在、本町の返礼品の数が90品ございます。ほかの自治体と比べますと非常に少ない状態となっております。これは本町に特産品が少ないというわけではなく、返礼品としての掘り起こしができていなかったり、特産品同士の組合せ等による返礼品づくりができていないということが原因ではないかと考えております。

そこで、現在、新規事業者の掘り起こしとギフトセットのような、特産品同士を組み合わせた

新たな返礼品づくりというものに取り組んでいるところでございます。

また、従来型のいわゆる「モノ」の返礼品だけではなく、体験などによる「コト」の返礼品により、本町の魅力を伝えていくことも検討してまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 「モノ」的なものは、近くにある人とかいう形になるんですけども、新規、何ちゅうか、見てみると、肉は多いんだけどという形がやっぱり、総称してあります。白ハトさんでいうと1品ですかね、たしか。という形もあるので、例えば、その企業さん等とまた話をされて、まだ増やしていく、もしくはそれをPRできる。三股町がこのふるさと納税で一躍有名になったのは、100万円で牛1頭ということで、全国で取り上げられて、全国放送で出て、ぼんっと膨れ上がったわけで、何か、そういう、目新しいものがあるといいな。都城とかが、それに負けたらいかんちゅうて、300万で、200万で3頭だったですかね、何かそういうのをされたのが次というふうに思ってますので、また三股町、新たなアイデアをよろしくお願いしたいと思います。

3番目の問題に入ります。

今日、皆さん、新聞見られたと思うんですが、宮日に頼んだわけではないんですが、「企業ふるさと納税開始」というのが、川南町で出ていました。ちょこっと、どういうものかなという中で、通告するときに調べてみたら、企業の税金が約6割ほど見てもらえると、本社機能がその自治体にあったら駄目、大体、大きくいうと、そういう感じになっているようです。

三股町に縁がある企業等々に働きかけて、要するに、これは、今、返礼品の話をしましたけど、返礼品は要らないんですよ。ただ、もらいっ放し、ちょっと言葉が悪いんですけど、要するに、もらって、こういうことに使えます、企業さんから目的を指定されるということもあるんですけど、三股町は総務省の認定が必要なんですけど、そこについては、申請のところまで行ってるのかどうかお聞きをいたしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対しまして、企業が寄附を行った場合に、企業の税制上の優遇措置が受けられるというものでございます。

大変魅力的な取組であると思いますので、今、そちらの計画をつくっている最中で、11月までには国のほうへ申請をする予定としております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、企業型ふるさと納税って何やろうかと思ったら、地方創生応援税制制度って正式名称らしいので、そういう、三股町に愛着がある、もしくは興味がある業

者さんっちゃうか、企業さんに、ぜひともそういう話を、先ほど話がありましたけど、言いましたけど、例えば、白ハトさんは大阪やったっけ、本社はとか思いながら質問をしたところです。

ぜひとも11月ということなんで、ほかの自治体も走っているわけですから、アンテナを張ってもらって、私のようなアマチュアが言う前に、ぜひともお願いをしたいと思います。

それでは、次の問題に行きます。

新型コロナウイルスについて、前回は質問しましたが、今回は少し視点を変えて、三股町の、ことに福祉あれ、全てにおいて行う、もしくは考えるプロは役場の職員だというふうに思っています。ほかの人はみんなほかの仕事をもちながら、住んでよかったというふうに話が出てくるわけで、そのプロ集団に、新型コロナウイルス、あれはどこやったですかね、門川やったですかね、役場職員が罹患してしまった、いうときに、大変なことだなと、もしくは役場を一時閉庁せないかんということにならないためのこともそうなんですけども、どうふうなことを考えていらっしゃるのかって、つかみのところで結構です。シミュレーションされているとは思いますが、あれば教えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、職員が新型コロナウイルスに感染した場合、また感染する前の防止行動ということについて、お答えしたいと思います。

まず、職員の感染防止行動についてということで、現在職員には、5つの事項を周知徹底しております。

まず1つ目は、「体調不良の場合、今、出勤前に必ず上司に連絡、相談の上、出勤を判断する」ということ、2つ目は、「自宅での体温測定の慣行」、3つ目は、「出勤時の体温測定」、4つ目が、「所要で県外に出る場合の届出」、5つ目が、「県外からの帰省後24時間は健康観察に留意していただき、症状がなくとも、地域、接触の状況に応じては在宅勤務を命ずる」としています。

役場内で職員への感染が判明した場合は、「行動履歴や接触の度合いを調査後、県の指示指導に従い、庁舎内の消毒の実施、業務体制の見直し」等にて対処をします。

また、検査結果が陰性であっても、「2週間程度の特別休暇または在宅勤務とする」ことにしているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それで、今まで済んだなというふうに思ってますので、③に行きます。

3番の、県等ですね、要請はあるかって、これは何を指しているかといったら、今、コロナウ

イルス、宮崎県では、マスコミは360名って書いてるけど、実質は11名ですかね、入院されている人ということで退院が348、死者1名で349ですから、360やから11名ですね、延岡に1名、宮崎が7名、都城が3名という、新聞に書いてありました。

そういう感じの中で、これは今落ち着いているからですけども、GoToキャンペーンが東京も今度入るということに、来月からですか、なってくると、また息を吹き返してくるということが考えられるんですが、三股町の住民が、例えば、ホテル、ホテルが都城で50床確保されていますよね。そこに入院した場合、そこで、ホテルで泊まりになったときに、それは食事の世話は当該の役場がせんにやいかんのかなというふうに、単純に思ったんですが、それについてはどういう措置、それは全部都城がするんですか。ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 県からの応援要請についての質問にお答えいたします。

宿泊療養施設の運営支援のための職員派遣について、県から市町村への連携も必要だということで認識しております。

実際は、宿泊療養施設の運営は県の職員が行います。ただし、都城北諸県域に患者さんが発生し、県での対応が難しい場合は市町村への要請もあるかと思えます。

それ以外になんですけども、先月、県から新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務対応に係る保健所への保健師の派遣候補の選定についての依頼がありました。

派遣される保健所は都城保健所で、担当する業務は電話による感染者や濃厚接触者への行動確認等、感染リスクの生じない業務となっております。

都城保健所の業務が逼迫し、県の職員のみで業務体制を維持することが厳しい状況になった際に、派遣依頼がある予定になっております。本町では、派遣候補者として保健師1名を県に届けております。

あと、先ほど療養施設の業務についての職員派遣については、まだ今のところはない状況です。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この問題も、本来は県、保健所が対応せにやいかん、当たり前ですけども、指定感染症ですから。2類ですかね、何か上に格付けされてるので、そういうことなんでしょう。

ただ、保健所も新型コロナウイルスのためにある保健所ではなくて、降って湧いたようなことだろうと思います。保健所も医者はいらんですけど、所長が1人ですよ。保健所は医者がいるんだけど、1人だけ、あとはもう薬剤師とか保健師とかという人たちがいるわけですから、大変だろうとは思っています。

ただ、こういう問題の行動についてが、今から三股にも来るのかなというふうに思って、それも一つの行動要請の中に来るとすれば、考えとかにやいかんのかなというふうに思ったので、質問をしました。

まだ、今のところは来てないということですが、さっき言ったように、入院患者も少ないので、問題は、ホテル等に措置された場合に、そういう場合は、三股町の職員もしくは都城市の職員が食事の手配をせにやいかんのかどうか、そこだけ確認、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 宿泊療養施設の運営支援のための職員派遣としましては、入所者の食事、生活支援等の協力ということで、県からは依頼、もしあった場合は、そういう内容で来ております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ということは、三股町の住民の人がホテルにいる場合に、そこに赴かないかん、そうなると、おのずと危険性ははらんだことになるだろうというふうに思っていますので、内部で十分議論してほしいなというふうに思っています。

それでは、4番ですが、この3番と絡むんですけれども、従事した場合の特殊勤務手当の検討はされているか、今回、条例が出てきまして、何てしようかなって思ったんですが、とりあえず条例を提案される2週間ほど前なんで、とりあえずどういう場合に、3,000円と4,000円ですかね、要するに、条例案を見ると、危険性があるときと書いてあるけども、何を想定されているのか、例えば、ホテルに、先ほどあったものについては、この手当が支給されるのかどうか、答弁お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど町民保健課長が申したとおり、そういった、県のほうからも派遣要請が来ている状況でございますけども、今回の9月の議会に条例の改正ということでさせていただきました。この新型コロナウイルス感染症に関連する特殊勤務手当に関することでございますけれども、こちらのほうは、経緯について申しますと、もう大分遡るんですけれども、プリンセスダイヤモンド号ですかね、こちらのほうで感染が拡大したという中において、国のほうで特例として、この特殊勤務手当というのを出しておりまして、先ほど指宿議員のほうからありました、3,000円、4,000円という等も、これはもう国が示した額でございます。

3,000円と4,000円の違いなんですけども、3,000円につきましては、患者等という言い方の中に、「接触に関する業務に従事した場合」というような形がありまして、あと4,000円のほうにつきましては、「患者等に直接接触する業務」というような形で、区分がなされているようでございます。そういった範囲内ですか、今のところは確認できておりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひとも、このまま収束してくれれば一番いいんですけども、少しまたぶり返してきたときに大変かなというように思っています。

具体的に、都城市にはホテルを契約して待機してるわけですから、50ですかね、そういうところに三股町の住民が入ったときに、家族は近づけないわけですから、保健所等がするのにできないから、当該自治体って、多分出てくるだろうと思います。

これ、延岡ですけど、延岡は宿泊施設内において新型コロナ感染患者に対して行う作業、食事の搬送、生活支援、健康管理、日額3,000円と、こういうふうに出てますので、そこら辺は調べられればすぐ分かることですから、検討もよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、5番目の問題に行きます。

前回の一般質問で、新型コロナウイルスと災害、台風等の絡みの中で、疑われる人はその「あつまい」に行ってもらおうということも検討していますという話がありました。

そこで、今回、台風のマスコミ等を見てみると、ホテルが満室、どこも取れんというところが出てました。そうなってくると、本人が、自覚症状があっても、ホテルにも行けん、どこにも行けんという話になってくる可能性があるわけで、そのときに町として、何かそういう、そこだけじゃなくて民間、どっかですね、例えば、長田も1か所あれば、そこにも1か所あればということ踏まえると、民間にもそれなりに、多分この状態で合宿所を運営されてても誰一人来ないと思うんですよね。となると、町としてそこを仮押さえして、台風の時期、集中豪雨の時期等については指定した人、例えば福祉の中から、例えば体の不自由な人で高齢者とか、そこに搬送っちゃうたらいいんでしょうかね、ここに送るとかして、一応場所を確保するとかですね、ちゅうところも少し議論してほしいと思うんですが、答えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 新型コロナウイルス感染疑いのある避難者の避難場所についてということでございますけれども、先ほどありましたとおり、本町のほうでは、この疑いのある方の避難者につきましては、「あつまい」を指定したところでございます。

その避難場所の選定経緯についてでございますけども、一つはこの「あつまい」、公共施設、公共施設以外にも町内の宿泊施設を有する民間施設も候補として検討はしたところでございます。

感染の拡大防止を図る上で、一つはメリットといいますか、考え方として、「一つは隔離ができるということ」、そしてまた、「そういった対象者にも安全・安心な、過ごせる環境であるだろうということ」、それとまた、「コロナ禍におけます事業所の経済的な支援」、こちらのほうもちょっとできるのではないかといいところも考えた中で、有効的に活用できるのではないかな

というところも考えたところがございますが、ただですね、感染疑いのある避難者の一時的な利用、また後日、感染者となった場合のことを考えた場合に、その合宿所、宿泊施設、そちらへの風評被害がまた出た上で、宿舍、もし感染者が出た場合はもう閉鎖ということになりますので、そういった経済的損失も起こり得るということも考えまして、なかなかこの民間施設のほうにも事業所の承諾は得にくいのではないかとということも想定しまして、避難場所の候補から外した経緯がございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 言い方が悪かったですかね。私は、その、ある人は「あつまい」に行くんで、体の不自由な人、高齢者で体が不自由だとかっていう、分かると思うんですよ、福祉。そういう人たちを一時そこに行ってもらおうと、でないと、みんな同じところに行って、三股も多分、避難施設のところが多分いっぱいになって、ほかに運ばざるを得なかった。今回、気象庁がいっぱい脅したので、みんな、避難所に行ったと思うんですよ。で、余計なことですけども、ハンズマンとかホームワイドといったら、押すな押すなの大盛況でした。ガラス関係、ブルーシート関係、土のう関係、もう物すごい人ばかりでした。というぐらい、みんな怖がってたので、そういうことからいうと、そういう特殊な人、誰が見てもそう……、例えば、身障手帳を持ってるとか、何かそういうふうな人を集中して、そこに連れていくとか、ちゅうことのほうがいいんじゃないのかなという質問なんで、ちょっとそこについて、コロナに、疑われる人連れていくということではないので、そこら辺についてもう一回検討してほしいんですが、どうぞ答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回、この台風10号に関しましては、先日も述べたとおり、非常に多くの避難者が出たということで、避難所の運営上、非常に課題も出てきました。それも、このコロナウイルスの中でということもございます、そういった課題がほか、様々ありますので、また、そういったところも含めて、今回のその「あつまい」以外のところの、そういった要支援者、特に体の不自由な方々、そういった方々の民間施設の利用については、再度また検討させていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひお願いをしたいと思います。

隣の北郷のホテルは、一発で満員になったというふうに、ホテルの支配人がびっくりするぐらい人が入ってきたということのようですから、皆さん、今から先は、地球温暖化の関係かもしれませんが、想像を絶するという言葉が多分気象庁から頻繁に聞こえるんじゃないのかなとい

うふうに思ったので、検討、お願いをしたいと思います。

今度は、次の問題に入ります。

いじめ・風評被害の話は、町長答弁がありました。私がこれに書いたのは、企業名出していいのかな、「住友ゴム」が出ましたね、1名。あの「住友ゴム」の新型コロナの人は正規社員であればよかったんですよ、私の感覚でいうと。正規社員じゃなかったですよ。そうなる、どうなったと思います。来てないんです。だから、派遣社員だったんで、多分派遣会社が「住友ゴム」の本体に申し訳が立たないから、配置転換したか、首切ったかですよ。「住友ゴム」も知らないことですよ。だけど、そういうふうに、要するに、これはもう従業員から聞いたから絶対大丈夫でしょうという話になっていくんですよ。それはもうしょうがないことだと思います。悪い風評が企業名で出てくるということは、相当ダメージを食うんだろうなというふうに思います。

そこで、町長の呼びかけ、それは大事ですけども、全国的にいうと、罰則はないけれども、条例をつくっているところがいっぱいあるんですよ。このコロナウイルスの関係の風評の関係を踏まえて、三股町とすれば、そういう条例というものについては考えていらっしゃるのでしょうか。お答えください。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この件につきましては、先日、3日の三股町内でコロナウイルスが発生したときに全員協議会を開いていただきまして、その際に、町のその状況の報告ということでさせていただきました。

そのときの意見として、やはりその感染者、被害者なんですけれども、この方々を風評被害から守るためにということで、条例の提案もあったところでございます。それを受けまして、いろいろネットで調べてみたんですが、結構やっぱり鳥取県とか、いろんなところで今回、風評被害に対する感染者を守る視点から条例化がなされているというのを確認したところです。

また、電話のほうで、県庁のほうに、人権関係を取り扱う部署のほうに問い合わせしてみたんですけども、「県のほうとしては、今のところ、条例化をする予定はない」という回答を受けましたので、それも含めて、また今後もやはりそういった、他県でも条例化の動き、あるわけですから、県のほうにも、また幾度か、そういった条例化、いつまでコロナウイルスが続くか分かりませんので、長い目線で考えた場合、やっぱりそういった条例化の必要性もあるだろうと思いますので、県のほうにもまた呼びかけていきたいと、お願いをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ここは三股町なので、三股町の執行部として、三股町に呼びかける条例というのは不可能ではないんだろうと思うんですね。もちろん、これについては、罰則規定はないわけですから、皆さんにお願いしますっていうのの条例は、三股町の条例でもう決まっていますよって言えるような感じで、ぜひともするべきだ、そして県でもやってくれよっていうふうに、「県がしなければ三股はせん」っていうことにならずに、「県がせんでも三股はやりますよ」。例えば、隣の都城市、どう考えてるのか分かりませんが、お互いにやりましょうかっていう話、都城は結構多く出たので、まだ今も患者がいる……、三股も患者がいるのかどうか分かりませんが、そういうところについて、「県が腰が重ければ三股だけでもやる」っていう呼びかけで、県内の市町村に呼びかけてやるっていうような感じのものもできるのかなというふうに思うんですが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本当にこのことについては、県のほうにも一方的に頼るのではなくて、町としても、都城市ともいろいろ話を持ちながら、そういった方向に向けて、検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひとも、明日、私かもしれないですよ。総務課長かも分かん。それは分からないんで、見えてないものに恐れるわけですから、そうするとどうしても何々警察が出てくるんですよ。何ですか、石投げられたとか、落書きされたとか、いっぱいあって、出たところは、そこはもう、そこを引っ越さざるを得なかったとか、あります。

NHKのデータ放送見たら、「今年は昨年同期に比べて自殺者が物すごい増えてると、コロナの影響だろう」と、こういうふうに言われています。データ見てもらえれば分かるんですが、自殺者が増えてる、それは経済的な理由もそうかもしれませんが、ひょっとしたら、いじめかもしれないんですよ。そこに住めなくなった人はいっぱいいるわけで、もちろん、子供からみんな逃げざるを得ないという形で、昔、原発事故があったときに、子供たちがそこから離れてほかの学校に移ったんですね、そのときに「うつる」といういじめがあったですよ。「放射能がうつる」って、その、言って、その子供たちが泣き始めたというのは、いっぱい経験があるわけで、コロナだってそうだと思うんですよ。インフルエンザならうつるっていうとあんまりいないんですけど、しかし、この問題については治っても、陰性になってもうつるということがいじめの材料として出てくるという形がありますので、だから、どうしてもやっぱりそういう形を検討してほしいなど、でないで、「みんな自分が被害者」というふうに思って、この問題、対応してほしいと強く要望しておきたいと思います。

次に行きます。

この7番の問題で、町独自でPCRというふうに入れておきました。想定は保険適用ぐらいかなと思いましたが、あとは町が見てありますよ。で、一番なのは、例えば、そういう、事務所等、施設等に入ったときに保健所が「ノー」と言っても、いや、町はこの分は、町が独自にやります。できるんですね。何か集中、10人分ぐらい一遍にその検体集めて、一遍にそこで検査すると、10倍できるわけですね。で、10、その集めた中に、集めたのに陽性があれば、その10人をもう一回調べれば出てくるわけですね。1つ目で、もう全然症状が出てこんければ、その10人全員オーケーですよっていう話をこうやってました。

で、三股町としても、延岡の何とか市長、読谷山市長かな、あの人のが宮崎市の保健所と比べて、何でうちはこの何人出てこれんのか、宮崎市は保健所が30万人の政令指定都市なんで、保健所と市役所の中がツーで連絡ができるわけですよ、同じ公務員だから、同じ職場だから。ところが、延岡とか都城に至っては、県しかないんで、県は県で知り得た情報を市町村にやらん、ですよ。だから、そういう不合理がいっぱいある中で、これを考えたわけですけども、県がやると、県はほとんど何町で出ただけで終わり。今から先の話として、三股町でも、そういう、経済の発展に金を使うのもいいんですけども、PCRという話も検討してほしいと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 町独自のPCR検査を行う考えはないかの質問についてお答えします。

県のPCR検査の体制は、今、1日当たり286件の検査が可能となっております。その内訳としましては、県衛生環境研究所が200件、宮崎市保健所が72件、都城健康サービスセンターが14件となっております。

都城市・北諸県郡圏域のPCR検査は、行政検査として帰国者接触者外来で検体を採取し、宮崎県衛生環境研究所で検体の検査が行われております。また、保険適用検査として、地域外来検査センターで検体を採取し、都城健康サービスセンターでの検体の検査が行われているところです。

他市町村状況を見ますと、日向市・東臼杵郡圏域では7月から検体検査に特化したドライブスルー方式の日向市PCR検査検体検査所の運営が始まっております。延岡市は8月17日から、延岡市夜間急病センターにおいて、簡易キットによる抗原検査が開始されています。いずれも保険診療による検査となっております。

都城市・北諸県郡圏域のPCR検査は、かかりつけ医院を受診し、PCR検査が必要であると医師に判断された場合は、地域外来検査センターで検査を受けることができる体制になっております。

現在、県のPCR検査の体制も整備されてきておりますので、町独自のPCR検査を、今のところは独自というのは考えてないところです。

あと、今、都城健康サービスセンターが今14件なんですけども、今月末には、倍の28件に増やす予定というふうに聞いております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それはあくまでも保健所が「ゴー」っちゅうたもんですかね。接触者、センター、「いいですよ」っちゅうたものについてですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今、2つの説明したんですけど、1つは行政検査だったんですけど、都城健康サービスセンターで検査する分は、保険診療の検査になります。なので、例えば、体調不良でかかりつけ医院を受診して、医師の判断でコロナの感染疑いがあれば、都城市内にある地域外来検査センターのほうを紹介されますので、そこに行って、検査を受けることができますので、これは行政検査とは違って、県とは違って、保険診療の検査となります。その健康サービスセンターのほうも、今、1日中14件だったのを倍に増やす予定ということで、拡充をしているということです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、企業は、「陰性証明持ってこい」っていうのも結構あるみたいですね。そうなると、三股町の社員といますか、勤めていらっしゃる人たちが持ってこいと言われたら、どうすればいいんですか。教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 民間で、自費で、民間の医療機関で自費で、全額自費でPCR検査ができる医療機関もあるという話も、私も聞いたもんですから、実際、この管内にあるか、県内どんくらいあるのかというのを、県とか医師会とか、ちょっと聞いてみたんですけども、そういう届出の義務はないということで、私のほうで把握はできませんでした。

ただ、この都城地域にもしている病院はあるよとは聞いてますけど、何か所あるか、どこの病院かとかいうのは、ちょっと確認はできてないところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、そういうところも調べてもらって、例えば、外国に行こうっち思ったら、検査をして陰性でないで行けませんよね。行った後も、また2週間そこにおらん

にやいかんとですけど、仕事等で行くとなったときには陰性の証明が要るということなので、そういうところ、町としてはどうするのかというところは、議論をしておかないと、今は保健所、これは県の関係やという話の中でいくとやっぱりまずいのかな。だから、「希望する人については検査ができますよ。ただし、お金は幾ら、町から幾ら出しますよ」っていうところは必要なのではないかというふうに思っています。

8番目の問題に行きます。

このコロナウイルスがあって、いろんな事業が、住民の人の申請が必要になって、企画が4階ですかね、1ホール借りて全部やりましたね。で、総務課が1階やったですかね。

そういうふうに、いっぱい、3密を避けるって言って、三股町役場はどんぐらい3密、避けちよっとやろうか、ほぼしてないに等しいんじゃないのかなと思うんで、お聞きしますけども、やっぱりこの役場、これだけ組織が大きくなってくると、会議室、必要ではないのかなというふうに思うんですが、町長、この辺どげん思いやっですか……。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 3密を避け、新しい生活様式の実現において会議室の不足による会議室の増設、建設の考え方についてということで、ご質問に対しましてお答えしたいと思います。

コロナ禍の長期化、今後の類する感染症の発生、拡大及び長期化を想定する中におきまして、会議室の必要性という視点からではなく、庁舎全体の機能性において、平時から新しい生活様式を実践できる空間、配置等の職場環境を整備することが必要と考えております。

事業計画にあつては、五本松住宅跡地利用計画と、また既存の公用・公共施設の利用、また用途の整合性を図り、かつ本庁舎の機能の活用と、新たに求められる機能の有効性を考慮した上で財源の確保を含む総合的な検証、判断が必要と考えております。総合的な検証の取組を今後の課題として掲げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 密になってるんだろと思うんで、役場の職員も一つ、そこを囲いをせにやいかんぐらい、窓口だけではなくて、それぐらいあるんで、会議室等々、人が、お客さんが来たときに打合せをするところ等々、やっぱり必要なのではないのかな。もちろん、倉庫等も必要ですから、全てを外すというわけにはいかんでしょうけど、やっぱり増設という視点も考えて議論をしてほしいなと思っています。役場がどこかに移るといふなら、それまで待つという話があるでしょうけども、役場の話は出てきませんでしたので、そうなる、何かの増設みたいなのを考えてほしいと思います。

ぜひとも、そういう点は会議室、狭い庁舎、しかし、敷地は結構あるんで、そういうところ考

えてほしいなというふうに思います。

次、いきます。

「くいまーる」について質問をしておきました。「くいまーる」の路線、皆、各自治体、自治公民館等々から要請・要望があると思うんですが、その路線の変更等、町としてはどういうことになって、いつぐらいをして、その予定はあるのかっていうことについて答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 「くいまーる」の路線変更の予定についてということで、質問でございますけども、現在、本年度は2つの自治公民館のほうから、現コースの変更の嘆願書を受けておりまして、協議を始めたところでございます。

しかしながら、コースの延長に伴いまして、運転手の連続運転時間とか、また便数、それと運行日数というものが増える可能性が高い等の課題がございます。

また、関連して、本年度は五本松交流拠点施設設備事業の基本計画が策定されることから、町内の人の流動の変化を想定し、地域公共交通計画を作成した上で、抜本的な全改定を計画しているところでございます。

最終的には、地域公共交通対策会議におきまして、変更の分を決定することとなっております。

2つの自治公民館については、上新馬場自治公民館、それと中原自治公民館の2つの自治公民館でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） その公民館だけではなくて、いろんな、例えば下新やったら、外周りぐるっと回るだけですよね。だから、そういうところもあるんだろうというふうには思います。だけど、臨機応変にやるということも考えながら、やっぱり乗ってる人が少ないというのは2つありますよね。不便だということと、それから便数が少ない、それから遠回りしてなかなか来ん、いろいろあるんでしょうけど。しかし、前にも言ったように、免許証を返納した人について、移動がなかなかできない人がいっぱいいるんで、そういうことも踏まえた上で、少しきめ細かくできないのか、ルートをもう少しこう分けるとか、何かそういうことも、ただ迂回ということだけではなくて、考えておいてもらえると、住民の人の期待度が違うって思うんですよね。なかなか運転手が、やれ行程が長くなる、長くなったなら半分で切ればっていう話やら、そういうことも踏まえた上の協議をしてほしいと思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この「くいまーる」の運行、路線関係につきましては、先日からも出ておりますけれども、非常にやはり求められているのは「オンデマンド」といいますか、地域

の実情に即した考え方、運行の仕方、また民間も使いながらというところになるかと思しますので、本当に、そういった総合的な部分を含めて、ただ路線の変更と、そういったものに捉われな
いで、住民からの要望、「オンデマンド」ですね、そういったを含めながら、総合的にまた検討
をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 柔軟に考えておいてほしいなと、せっかく、今あるわけですので、
今からも続けるとすれば、そういうことも議論をしてほしいなというふうに思っています。

最後の問題に入ります。

最後は、前も出したんですけど、こういう条例が出てくるとは想像してなかったんで、この条
例を見たときに、この景観条例は、町立病院は頭に入れて作りやったらうかって思ったんですけ
ど、この景観条例と、これが採決されて「ゴー」となった場合に、町立病院の、あの病院跡の関
係はどういうふうになるんですかね。あれは、手も出せないんですかね。要するに、例えば、
「管理をきれいにするとかですよ」、今、幽霊屋敷のほうがもっときれいというぐらいなつま
すけども、そういう管理のところはどういうふうになっているのか、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西村副町長。

○副町長（西村 尚彦君） 現在、町立病院の担当がいまないので、私のほうから回答させてもら
いたいと思います。

言われますように、町立病院、一般質問が来まして早速現場を見に行ったらなんですが、
やっぱりもう塗装が剥がれて黒くなって、一部はモルタルが剥がれたり、タイルが剥がれたりし
て、非常に、しかも町の真ん中にありますので、本当にこう廃墟みたいな感じだと思っておま
す。

ただ、北側に駐車場があったんですけど、草なんかは定期的に草刈りをされているみたいで、
草等はそんな茂ってないような感じです。

今回の台風があつて、建物古いですから、いろんな風なんかでって心配したんですけど、何も
なかったような感じですね。敷地に入らない限りは、そんな危険性はないのかなと感じたところ
です。

今、指宿議員が言われたように、今度の景観条例との関わりですが、景観条例ですね、今から、
今、つくるわけですから、ここから先、建物のことについて、当然当てはまると思います。

既存の建物について、この景観条例が該当するかどうかわちゅうと非常に悩ましいところであ
りまして、当然、その旧町立病院もですけど、言われましたように、一般の民家ですね、老朽化
して人が住んでなくて、非常に、さっきの一般質問で出ましたけど、倒れかけた、特定の、そう

いうのも含めて非常にこう周りに危害が加えるようだったら、やっぱり町として何らかの手だてはしないとイケないかなとは感じています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 町長は、助役じゃなかったか、副町長やったかな、何か時代ですよ、あの桑畑町長のときのこの町立病院の流れというのはですよ。だから、この病院は議会の議員をしているときに危惧をしてしゃべって、結局、凶星ってなったんですけれども、やっぱりどうにかしないといかんというのは、町民等しく思われるところだろうと思います。ただ、売ったものを買い戻すうちゅうのはなかなか厳しいというのは重々分かった上ですけれども、基本方針として、例えば、例えばですよ、売りますよって言われたときには、買い戻すというような考え方的なものはあるんですかね。そこ答えて下さい。

○議長（重久 邦仁君） 西村副町長。

○副町長（西村 尚彦君） ただ今言われました、買い戻す可能性についてなんです、確かに、今現在は、当然民間の建物ですから、もう再取得をするという考えは持ってません。

ただ、これが、どう変わるか分かりませんので、相手方がもし譲りますよってなった場合、これ、仮の話になるんですけど、想定としては、じゃあ、町として、あそこ何に使うのかというまじ計画が必要になってくると思います。これは当然、議会も含め、地元も含め、町民も含め、皆さんの合意がないとイケないと考えております。

それと、一番大事なのは、実はちょっと内容をお知らせしますと、あそこは1億5,400万で公示しました。当時入札で1億5,400万、土地が5,600万、残りが建物になるんですけど約9,000万、9,800万ですね。建物、構築物、医療機器、備品、全て含めて9,800万です。もう、あそこ譲渡して10年以上たってますので、建物自体が昭和48年とか45年にできた建物ですね。機械は、当然、中は新しいんですけど、もう当然、耐用年数も全部過ぎております。

ですから、建物自体はもう使い物にならないと思います。中の医療機器も、多分ほとんどないと思いますし、あつたにしても、耐用年数、当然過ぎてもう全て使い物にならない、そういったところ含めて、やっぱりもし相手方が譲る気が出てきたとしても、その辺の価格の交渉、相手方がありますので、その辺も含めて利用、何に使うか、価格というところが非常に大きな問題になると思いますので、仮定の話で申し訳ないんですが、もし、そういう事由が来たときには、やっぱり慎重に時間をかけて検討しないとイケないと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今回、この町立病院の話は、やっぱり話としては聞くんで、やっぱりあそこ、あんまり、その、山の中であればいいんですけども、そうじゃないところでいうと、やっぱり町としてどうにか責任を取らないかんとやないか、もともと町立病院、町の土地だったし、北側のところは2病棟跡ですよ。結核病棟跡ですよ。だから、そういう感じのところであるんで、やっぱりぜひとも町として利用することを考えながら、再取得ということも考えて、この景観条例があることもいいことにしながら、進めていただくとありがたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより15時25分まで、本会議を休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時23分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位10番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 10番、上西です。皆さん、お疲れでしょうから、最後ですが、もう時間短縮で質問してまいりたいと思います。

通告に従いまして、発言してまいります。

1番目の質問ですが、コロナ流行下にある児童生徒たちの心身の把握について質問してまいります。

今年に入ってから流行し始めたコロナ感染症、3月には全国一律の学校休校、大規模イベントの中止など、緊急宣言が出され、全ての国民が不安な日々を過ごすことを余儀なくされてきました。

成長期にある子供たちは、卒業式や入学式など、従来行われていた行事なども変更されたり、取りやめになったりと、この半年間以上、不安やストレスにさらされた状態になったことと思います。

学校での学びや仲間と過ごす時間を奪われた子供たちは、さらに外出自粛要請などにより、その成長、発達への深刻な影響があるのではないかと思います。

このような異常事態での長期の休校を経た子供たちの状態は、手厚い教育、柔軟な教育が求められますが、現在の学校の現場はどうなっているのかお伺いいたします。

具体的には、学校行事とか、学力の遅れの対応、消毒、心身のケアなど、そのあたりをどうさ

れておられるのか、お伺いします。

あとは、質問席にて質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

学校現場の状況ということでございますけれども、まず学力の面につきましては、もう夏季休業までに、ほとんど通常の教育課程のほうに戻っておりまして、現在のところ、大きな影響はございません。

次に、行事等につきましては、やはり影響を受けておりまして、9月、10月の体育大会、運動会といったものも短縮で行ったりということにしております。

また、会議等も精選をいたしまして、「やらないで済むものはやらない」。あるいは県等では、「オンラインで済むものはオンラインでやる」といったようなことを対応をしております、できるだけ教職員あるいは児童生徒に負担がかからないように行っているところでございます。

また、消毒の状況でございますけれども、3密対策の上で大事なことでございますので、各校での手指消毒あるいは教室等の消毒、また、それらの機材、マスク等についても全ての学校へ配備したり、非接触型の体温計を小学校で17個、中学校で5個を新たに配備したりして、児童生徒が安全に学習できる環境を整える対策をもって整えております。ただ、学校現場というのはやはり教室を単位として運営されております。その中で、児童生徒の接触をゼロにするということは、これはなかなか難しいことでございます。そのため、やはり基本としては常時マスクの着用というものを徹底するというように対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私も学校に勤めている先生たち何人かから、話を、子供たちの様子を聞いたりしましたが、やはり子供は元気になっているようにあると、問題はないようにあるけど、やはり先生たちが、子供たちは群れて遊ぶのが子供なものだから、やはりそこら辺を目配りしたり、それから給食の後とか、そういうふうなときにマスクを外したとすると、そういうふうなことでやはり気を使うというふうなことをおっしゃっておられました。

やはり、学びを保障して、ストレスや悩みに応える学校づくりのために、必要なことは、私はスタッフの増、教員の増じゃないかなというふうに思うんですけど、そのあたり、この間そのあたりを町で人を増やしたり、それから消毒、掃除、そういうふうなことでスタッフを増やしたりするあれはなかったんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 人の手当の問題におきましては、文部科学省においても、5月に新型

コロナウイルス感染症に伴う業務の負担軽減のために、緊急人材バンクというものを開設いたしまして、町内の各学校にも案内したところですが、実際その活用は見られませんでした。また、本年5月と6月に県教育委員会から学校へ教職員の加配、追加して配置する希望調査を行われましたが、これも全学校ともに希望なしという結果でございました。

これは三股町につきましては、事前に十分な手当を講じていたために、学習面での遅れというのはもう解消されましたので、そういった結果になったというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私、久しぶりに学校訪問を小学校、中学校したんですけど、その学力の面の遅れとか、そういうふうなことについてお聞きしたところ、三股小学校も中学校も前もってというんですか、インフルエンザとかのおそれもあったものですから、いろいろな行事がなくなった分、その学力のほうに集中して、だから、「全然、三股では学力の遅れはありません」というふうなことをお聞きして、わあ、さすがだなあと思いました。

やはり「修学旅行もなくなり、ほかの都会では土曜日を月に2回ぐらい休みにせずに学校に来させるとか、それから週の中で1、2時間授業時間を延ばすとか、そういうふうなことが行われている」と、そういうふうなことを聞いたものですから、三股町はどうなっているんだろうかなと思ってお聞きしたところ、「そういうふうなことは一切しなくても足りていると、土曜日も休みにしない」と、そういうふうで「通常通りに行って、今うまくいっている」というふうなことをお聞きして安心したんですが、私が一番心配するのは、もう皆さん先ほどからコロナ対策で密にならないように、密にならないようにというふうに言われましたが、2番目の質問に移るんですが、子供たちは学校で最も長い時間を過ごしております。

政府の専門家会議でも、新しい生活様式として、人と人との間隔をできるだけ2メートルあける、マスクの着用、手洗いの3つを上げておりますが、子供たち学校現場では、教室は40人、国の制度では1クラス40人学級、1、2年は35人学級、本町の場合は1、2年生は30人編成、3年生以上は40人編成、中学校は1年生が35人、2年、3年生は40人編成となっております。

感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染と言われておりますが、「発症前2日の人、無症状の人から感染リスクがある」と、「人と人との距離の確保が感染リスクを下げる」と言われております。それなのに、学校の教室だけが40人学級となっているのは、距離を取るよう言われているのに、コロナ前と同じというのは説明しようのない矛盾ではないかと思えます。

一日で最も長い時間を教室で過ごすわけです。身体的距離の保障を目指すようにするのが大人の努力ではないかと思うんですが、7月の初め、資料でこういうのを渡しておりますが、そのぐらいに全国知事会、全国町村会長が連名で、「新しい時代の学びの環境、整備に向けた緊急提

言」を行っております。そのことに関して、町長もこれに含まれていると思うんですが、どのように考えていらっしゃるのか、教育長、町長、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この7月2日の緊急提言、私もこれを見て、こういうのがあったのかというふうに改めて感じたところです。といたしますのも、緊急提言ですから、普通だったら町村会のほうで各町村会でそれぞれ自治会を開いて議決して、そして提言するんですけども、今回はもうこの知事会、そして市長会、町村会、もう一気に緊急な取組ということで、地方団体が決まって発信したんだというふうに思います。

そういう意味合いで、この少人数学級につきましての提言ですけれども、新型コロナウイルスのない、感染予防のために、児童生徒間の十分な距離を確保するためには、現在の学級編成では対応が困難な状況というのはもう現実であります。それで、少人数の学級編成を行うための教員配置基準の引き上げや教員確保のための予算措置を講ずるなど、必要な措置を行うことを要望し、全国市長村町会長からは1教室当たりの児童生徒数が多い県庁所在地等の近隣町村においては、増改築等の補助も必要になるなどの要請をしているところでございます。

本町の場合、児童生徒数が令和2年5月1日現在で2,774人であり、密を防ぐには十分な少人数の学級編成を早期に実現するということは大変難しいというふうに考えておりますけれども、教育委員会とともに将来に向けた対応を検討していく必要があるというふうには考えております。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

まず、現在の町立学校の状況についてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、国が定める学級編成基準で、中規模校あるいは大規模校というのは40人学級を基本に教室がつくられているところでございますが、現在、児童生徒数30名以上が使用する教室は、令和2年5月1日現在で、中規模以上の3つの小学校で特別支援学級を含む1,071学級のうち、約25%に当たる18学級。中学校では、特別支援学級を含む全27学級のうち、85%に当たる23学級となっています。特に、中学校2、3年生では、全学級が36名から39名の在籍となっている状況でございます。

今、中規模校、大規模校についてお答えいたしました。本町の小中学校の全学級数は、特別支援学級も含めて119学級でございます。これに対して、3密対策として十分な間隔をとるには、文部科学省の新しい生活様式のマニュアルにも出ておりますけれども、最大でやってもやはり2.1メートルぐらいをとるとか、そういった状況で20人編成というのが考えられております。

町でも、こうやって三股中の普通教室に配置した場合、どうなるかといったようなこともシミュレーションはしてみたわけでありましてけれども、1クラス当たりを20人としますと、全学級数が119学級から170学級となり、現行の1.4倍となります。これは学級数の増加、当然、教室や教員の確保が必要でございますが、本町では他の市町村と違い、児童生徒数が増加傾向にございまして、既に各学級には空き教室はない状況であることから、多額の経費が必要な施設整備による早期の少人数学級の編成は困難な状況でございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、児童生徒一人一人にきめ細やかな教育を行っていくためには、少人数の学級編成とすることが望ましいと考えておりますが、今後の児童生徒数の推移や国あるいは県の動向を見ながら、将来に向けた対応を検討していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 教育委員会から私も資料を頂いたんですが、今の学級数が119人で30人以上の学級数が三股小学校で2学級、勝岡小学校で2学級、三股西小で14、中学校で23、30人以上の学級数にしたときに39足りないんですかね。

30人編成とした場合の学級数が129になって、増加が10と、30人学級になった場合ね、本当は20人学級が望ましいんですけど、今、物理的には大変な状態ということは分かります。

それと、西小にも行ったんですけど、空き教室がないと、そういうふうなことをお聞きして、どうしたら少しでも今の35人ですか、三股中は。

35人から30人ぐらいまでに引き下げられることができるのか、そのあたりはここ何年かの間で何とかできるような方向は考えられないのかなというふうに思うんですけど。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） この問題を考える上では、将来の児童生徒数の推移がどうなっていくかということも頭に入れて検討をしなければいけないと考えております。

傾向といたしましては、おそらくこれは現在の住民基本登録からの計算でございますけれども、小学校につきましては、令和3年度をピークに徐々に減っていくだろうと考えております。

中学校につきましては、現在、児童数の多い学年が中学校に進学していきますので、令和7年度ぐらいがピークで、おそらく、現在、生徒数が837人でございますが、980人ぐらいまで増えるだろうと、それ以降まただんだんと減っていくというふうに考えております。したがって、中学校につきましては35人学級という以前に、そういった増えた生徒数にどう対応していくかというのが、ここ数年のうちに考えなければいけない状況になっております。

そういったことも踏まえて、どういった対応が可能かということは検討をしていきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 中学校でも、今、1年生が35人だと、中学校になるともう体も大きいですね。もう2学年、3学年になると40人編成になると、そうするとやはり、せめて今の時点で2年生、3年生を35人編成でそのまま持ち上がることができないかと、そうすれば何とか、今でも40人というのは本当に密だとおっしゃるんですね。やっぱり今いろいろ大変な時期で、教室が足りないのも分かるんですけど、何とかここ二、三年でも先生たちを増やすとか、プレハブ教室をつくるとか、そういうふうなことを考えていただけないかなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 中学校は2年、3年も含めて35人学級編成ということでございますけれども、現段階で把握しております来年度の三股中学校の生徒数で35人学級とした場合の学級数は、通常の学級が26学級、特別支援学級が4学級、合計30学級と想定しております。保有している普通教室が27学級であることから、3学級の不足となります。

そうした場合、どこかの特別教室を兼用していくか、あるいは仮設校舎を建設するかということになりますけれども、これまでも三股西小、勝岡小学校で学級数の増加に伴い仮設校舎を利用しておりますが、勝岡小学校を例にしますと、5か年でのリース代で約4,300円支出しております。5年間で4,300万です。これを町独自で35人学級編成にしますと、町独自で教員を確保しなければなりません。

現在、長田小学校の複式学級の解消、そして、三股小学校の6年生、ちょっと児童数が多いと思うものですから、通常は2学級のところを3学級に増やすと、あと三股中学校の特別支援学級、これも本来は2学級でございますが、3学級として町が雇用した職員を配置しておりますが、その人件費が年間約410万円ほどかかるということでございます。

町としても最大限の努力はしたいと考えておりますけれども、そのような状況にあるということをご理解いただければと存じます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） いつも予算のことでなかなか前に進まないのですが、三股西小学校も30人学級にした場合に4クラス足りないというふうなことをお聞きしたんですが、プレハブで仮設校舎が建っておりますよね。あれをもうちょっときちんとした校舎にした場合に、プレハブだったら二階建てでは耐震性でできないわけでしょう。だから、そのあたりをちゃんとした校舎にして増やすことはできないのか、そのあたりは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 勝岡小学校の仮設校舎二階建てでございます。ですから、現在ではプ

レハブの仮設校舎でも三階建てといったようなものもございます。ただ、現在、西小学校は仮設校舎を特別支援学級が2学級使っておりますけれども、一つございますのが、やはり西小学校につきましては、児童生徒数が増えている地区でございますので、そこは例えば調整区とか、小規模特認校制度といったようなものも利用しながら調整しているところがございますけれども、将来的な動向としましては、やはり三股西小でも徐々に児童数は減ってくるだろうと予測しております。そういった意味では、当面、現在の仮設校舎を使っていく、仮設校舎といいましてもきちんとした断熱とか入っておりますし、空調も整っておりますので、あまり普通のコンクリート製の校舎と変わらないという状況でございますので、当面はそのように考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 教育は基礎づくりといいます。三股は教育の町ということですから、やはり三股町も町独自で特別支援教育支援員の配置事業で約2,900万ぐらい予算組んでおられますよね。複式学級解消のための予算もありますよね。そういうふうなことで、独自にされておりますが、今回、全国的にこの緊急提言で申し入れたときに、やはりコロナの影響で文科省も割と今、前向きな返答というんですか、国会答弁でもしているわけです。それで、やはり来年度、再来年度に向けて仮設校舎の面とか、それから先生たちの増員とか、そういうふうなことを含めて、町でも本当に子供たちをいかに安心して教育して過ごすことができるかというふうなことを検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 国との動向を見ながら、十分検討してまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この問題は一足飛びに返事をもらえるようなことでもないのですが、これはこれで質問を終わりますが、3番目の質問なんですが、この情報公開というふうなことで、8月16日に本町でも感染者が出たというふうなことなんですが、この情報の在り方ですね。私の知っている人が、16日にはその近所に子供がいたものですから、子供たちから町が発表する前に情報が伝わってきたと、町のホームページ見たら何も書いてなかったと、だから不信感を持ったと、町は遅いと、そういうふうなことを言われるんですね。私なんかはもう19日の全協のときに聞いていたから、町は県から情報がないと一斉に公表できないということは分かっているものですから、だから、プライバシーを守るために名前とか、そういうふうなものも出さないですけど、私に教えてくれた人は「どこどこの小学生で、どこどこの保育園に行って、どこどこの団地に住んでいる」とかいうふうなことを知っているというんですね。だから、ご家族の関係者の人が職場に一応連絡したんでしょうけど、そういうふうなことがないために、そういう介護施設とか、保育所とか、学校とか、そういうふうなところには、やはりそういう情報があったらきち

んと町に一回お伺いを立ててからというふうなことでしていかないと、そのプライバシーの問題もありますので、そこら辺はそういうふうになっていなかったのかなあというふうに思いますので、質問いたしました。

○議長（重久 邦仁君） 答弁を求めますか。

○議員（10番 上西 祐子君） はい。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 感染状況の情報開示というということについて、お答えしたいと思います。

国のほうと感染者の情報の公表に関してということで、これは法律に基づいたところの基本方針を参考に、感染症の拡大防止に向けて適切な情報の公表に努め、感染者への不当な差別や偏見を生じることがないように、個人情報保護に努めなければならないというふうにしております。その上で、宮崎県は、感染症の蔓延防止のために、必要な範囲での行動履歴や推定感染地域及び接触の有無等に関する情報ということで、内容としましては、年代、それと性別、あと居住市町村、それとあと発症日、そして症状容態を公表しているところでございます。

本町においても、この県の情報公表の範囲内において、町のホームページを通じて随時公表をしているところでございます。また、今話のありましたとおり、情報の管理という手順でございますけれども、これにつきましては、上西議員のほうから話がありましたとおり、8月17日ですけれども、本町で初めて感染者が確認されたこと、これが1例目から3例目に関しての件でございますが、これに関しまして、県の発表前から様々な憶測、また情報が発信されていることを確認しております。

事実、発表前でございますけれども、総務課のほうに3件の内容確認の電話があったところでございます。その内容につきましては、陽性の確認がなされていないにも関わらず、その時点で我々は陽性であるということを確認しておりますけれども、していない中において、接触者等の情報につきましては、公表できる範囲はもう大きく逸脱した情報の内容であったということを確認しております。

このような事態におきましては、非常に危機管理、また個人情報保護上、本当に大きな問題だなあというところを認識したところでございます。

行政としまして、総務課としましては、この情報管理、情報公表につきましては、やはりこの県の情報を一本化して、その情報を開示の範囲内で慎重に扱うべきであるということを再認識したところでございます。今後、気をつけてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） その情報、ある施設と聞いたんですけど、そういう施設なんかの責任者にはきちんとそういう注意というんですか、そういうふうなのはされたんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 施設のほうには保健師を連れて指導に行っております。

以上です。

○議員（10番 上西 祐子君） 情報を前もって流さないようにというふうなことは……。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 施設のほうにも電話が何件もありまして、「お宅ですか」というような質問もあったそうですけれども、それには答えられなかったということです。情報の開示はしていませんが、「頑張ってください」というような言葉もあったということですが、高齢者支援課としましても、その情報は一切流さないようにということではしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） いろんなところを職場で早く関係者に流したいのはやまやまでしょうけど、とんでもないことが起こったりするわけですから、そのあたりはきちんとそういう施設の人たち、責任者にはきちんと注意をして、これからは今日の発表の後にというふうなことでしていただけたらいいなというふうに思います。

次の質問ですが、コロナ感染抑制と社会経済活動の両立のためには、症状のある人を確実に検査を行って早期発見、また、このコロナ感染者は無症状の人にも出るわけですから、そういう人たちが人にうつすわけですから、その検査体制の拡充というんですか、それができないのかなと、日本ではPCR検査数が1,000人当たり12件で圧倒的に少ないと言われている国です。

本町でも、人との接触が避けられない医療関係者、介護従事者、保育園、学校などに勤務されている方々は、他人にうつすおそれがあるのではないかと心配しながら働いているということを知りました。私もサロンを8月にしたときに、あまりにも暑いものですから、クーラーの効いているちょっと小さい部屋でしたんですけど、やはりちょっと人数が少ないとはいえ密になるわけですね。やっぱり1週間ぐらいは心配したんですよ。私たち年寄りみんなマスクもせずに居座るものですから、だから、どうだろうかなと思って心配していたら、2週間後のサロンにはまた元気で来られたから安心したんですけど、やっぱり人と人との接触をするときは心配になるわけです。だから、そういうところに生活している人たちは、仕事をされている方々は、もっと自分がうつすんじゃないかなというふうな恐れを感じるんじゃないかなと、そういうことで、やはり県に対して、公費でやっぱりそういうところの人たちには、希望者にはPCR検査を行うように、町でも申し入れていっていただきたいなと、そういうふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 集団感染のリスクが高い職場に勤務する職員の方への定期的なPCR検査の県への申し入れについてお答えいたします。

医療従事者や高齢者施設等で働く方々は、常に介護や医療に直接されながら業務をされていて、本当にその努力に頭が下がる思いであります。

先日、世田谷区のほうで「世田谷モデル」ということで、新型コロナウイルス感染症の症状がある人や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組としまして、介護事業所や保育園等で働く職員、高齢者施設等で働く方とか、入所者を対象とする社会的検査の実施に取り組むというニュースがありました。これは9月中旬開始予定と聞いております。

こういう社会的検査の実施に向けては、やっぱり検査する体制で場所の確保は必要です。PCR検査は感染防止ということが一番大事ですので、検査する専門職、臨床検査技師さん等への感染の防止を図るため、また医療施設内での感染防止を図る対策というのが必要なので、その場所の確保がまず重要になってきます。それと、専門職、臨床検査技師、医療スタッフ、医師、看護師等の専門スタッフが必要です。

また、PCR検査はかなり熟練された検査技師、臨床検査技師が必要と言われております。もちろん財源の確保も必要なんですけれども、まずはその場所の確保、PCR検査をする機器、試薬等の確保というのが必要となっておりますので、これらの準備というのがかなり難しい状況にあるのかなと思っております。

まずは、行政検査とか保険診療検査の充実がまず先かなと思っているところなんですけれども、世田谷区のほうが9月中旬から「世田谷モデル」として社会的検査を実施されるということですので、その状況を注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今おっしゃった世田谷区とか、それから今日、新聞で私見たんですけど、岡山県なんかでも、町がそういう希望者があれば、公費で検査をするようにしたいというふうなことが載っておりました。やはり、これからいつ収まるか分からないコロナですので、やはりもうこの前みたいに、まだ三股は6人ぐらいなんですけど、やはりそういう不安なく生活するためにも希望者、そういう勤務されている方々には検査をすることが、どういう検査か分からないんですが、そういうふうなことで、やはり県にも要望していただいて、もっと住みやすい宮崎県にしていきたいなというふうに思いますので、町長も県に行くときには、またよろしく要望していただければいいかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） PCR検査なんですね。拡大というのは、コロナ禍が始まって、そしてまた感染者が広がりつつあるという、そういう状況の中でも、常にそういうお話は申し上げております。

できるだけ発熱された方は、必ず保健所のほうというか、そちらの外来センターのほうに電話して、結構断られる割合が多いということでなかなか検査を受けられないということでありましたので、できるだけそういう方々を受けられる体制づくりをしてくださいということで常に話しているわけなんです。そういう中で、県のほうも何らかの枠を広げてきておりますし、その体制整備もしております。そしてまた、先ほど話がありましたように、医師会病院ですね、そちらを中心にしたところでの検査体制、そちらのほうも拡充してきているというようなことで、できるだけ今後、インフルエンザもはやってきますので、その意味合いでは、検査体制の拡充というのは大事なことだというふうに考えていますので、常にそういう話は今後ともさせていただきたいというふうに思います。

ただ、PCR検査の精度も、資料によりますと70%程度だということで、ですから社会的検査、皆さん無症状であって、その方達全員検査するということがいいか悪いかというのは、メリットもあるしデメリットもあるらしいんです。ですから、それについてはもうちょっと専門家のいろんな声を聞き、指導を仰ぎながら取り組むべきかなと考えて検討していくかなというふうに考えております。

要するに、陽性者と判断されても、それが本当の陽性者じゃなくて、その本来の陽性者と一緒になって隔離された場合には、要するに陽性者をまた広げるような、そのような可能性もあるというような書き方もされておりますので、そういう意味合いでは、この国の動向といいますか、専門家の動向を含めて、いろいろなPCR検査の拡大の社会的検査、それがどうなのかということとは、今後またいろいろと検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議員（10番 上西 祐子君） 以上で、質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、一般質問は終了しました。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時10分散会

令和2年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

令和2年9月14日(月曜日)

議事日程(第5号)

令和2年9月14日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	……………	西山 雄治君	税務財政課長	……………	黒木 孝幸君
町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	渡具知 実君
高齢者支援課長	……………	川野 浩君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	福永 朋宏君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	鍋倉 祐三君	会計課長	……………	米村 明彦君
代表監査委員	……………	茨木 健君			

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、総括質疑を行います。総括質疑は、今定例会に提案された議案等のうち、議案第85号と議案第86号及び諮問1件を除く全ての案件に対する質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外に係ったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。また自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に関わる議案に対しては、常任委員会の場合あるいは全体審議の場で行ってください。議案の内容を整理して上で、議案番号順に5つに分けて行います。

それではまず、議案第57号と第58号の専決処分の承認に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第57号と第58号の総括質疑を終結します。

次に、議案第59号から第67号までの決算の認定に対する質疑を行います。質疑はありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号59号の一般会計歳入歳出決算認定についてお尋ねいたします。

主要政策の成果と財源調べの39ページ、福祉課のプレミアム付商品券事業なんですが、このところで引換え券交付者非課税者2,298名、子育て世帯921名とあります。これは、何人中の何名なのかお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 渡具知福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） まず人数についてですが、まず2つに分かれます。対象人数が、子育て世帯の対象子供の人数ですね、こちらについては921人になります。そして、いわゆる非課税世帯ですね、そちらの方の人数ですけども、7月現在の対象者数、これについては5,680人に対してになります。

以上です。

○議員（10番 上西 祐子君） 分かりました。

○議長（重久 邦仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、質疑を終了します。

議案第69号から第67号までの総括質疑を終結します。

次に、議案第68号から第76号までの条例の改正等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑を終了します。

議案第68号から第76号までの総括質疑を終結します。

次に、議案第77号から第84号までの補正予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑を終了します。

議案第77号から第84号までの総括質疑を終結します。

次に、報告4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑を終了します。

報告4件の総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。常任委員会におかれましては、審査方よろしくお

願います。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局へ提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時09分休憩

〔全員協議会〕

午前10時10分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時10分散会

議事日程(第6号)

令和2年9月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第57号から第84号の28議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第57号から第84号の28議案)
- 日程第4 質疑・討論、採決(諮問第1号)
- 日程第5 要望第1号及び意見書(案)第4号一括上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(要望第1号及び意見書(案)第4号)
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の諮問事項の調査について
- 日程第8 広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動について
- 日程第9 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第57号から第84号の28議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第57号から第84号の28議案)
- 日程第4 質疑・討論、採決(諮問第1号)
- 日程第5 要望第1号及び意見書(案)第4号一括上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(要望第1号及び意見書(案)第4号)
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の諮問事項の調査について
- 日程第8 広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動について
- 日程第9 議員派遣の件について

出席議員(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中 光子君 | 2番 堀内 和義君 |
| 3番 新坂 哲雄君 | 4番 楠原 更三君 |
| 5番 福田 新一君 | 6番 池邊 美紀君 |
| 7番 堀内 義郎君 | 8番 内村 立吉君 |

9番 指宿 秋廣君
11番 重久 邦仁君

10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君

書記 島田 美和君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君
代表監査委員	-----	茨木 健君			

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇]

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を会議規則76条の規定に基づき報告申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第64号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」のほか、議案12件であります。当委員会は、9月15日、16日、2日間にわたり、委員会を開催し、慎重審査いたしました。以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第64号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は歳入決算額4,351万6,407円、歳出決算額4,286万582円、翌年度繰越額65万5,825円とするものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第65号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算額3,972万4,781円、歳出決算額3,837万3,666円、翌年度繰越額135万1,115円とするものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第66号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、歳入決算額8億2,629万1,920円、歳出決算額8億1,280万7,652円とするものであり、翌年度繰越額1,348万4,268円とするものであります。

審査の結果といたしまして、公共下水道と農業集落排水事業の料金比較の資料の提出を求めた結果、金額に大きな差はありませんでした。

また、町内において、公共下水道及び農業集落排水事業の未整備地区については、町民の不平等に対する考えはないか、費用対効果を考えての検討を要するという意見がありました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第67号「令和元年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案は、地方公営費用法第32条第2項の規定に基づき、剰余金74万4,022円を翌年度に繰り越そうとするものであります。さらに、同法第30条第4項の規定に基づき、決算についての当年度純利益は6,458万6,079円とするものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

議案第68号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」、本案は、三股町収入証紙の券売機導入の設置に伴い、実情に合わせ諸事項を改正するものであります。

審査の経過といたしまして、券売機導入に伴い、担当課長から説明を受けました。その中で、証紙を購入するとき、農協窓口では、申込書が必要になったということで、これは高齢者等においては大変だということから、改善すべきとの意見がありました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第69号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」、本案

は、公共下水道に接続している、受益者が保管する水道メーターを増径しようとする場合の取扱い等について、改正をするものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第70号「三股町景観条例」、本案は、景観まちづくり計画を運用するため、景観法の規定に基づく手続等について必要な事項を定めるものであります。

審査の経過といたしまして、景観条例について、担当課長から説明を受けました。施行までの期間が短い、町民に十分周知をしてからでいいのではないかという意見がありました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第71号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、三股町景観条例を制定するに当たり、三股町景観審議会の報酬及び費用弁償について定めるものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第72号「三股町新型コロナウイルス感染症対策基金条例」、本案は、新型コロナウイルス感染症対策事業で、実施する利子補給補助事業における後年度負担額の財源確保を図るため、基金を設置するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第73号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特例措置を講ずるため、国の取扱いに順次、条例の一部を改正するものです。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第82号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は、予算の総額4,271万6,000円に、歳入歳出81万8,000円を追加し、予算の総額を4,353万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び令和元年度決算に伴う繰越金を増額するもので、歳出につきましては、職員手当及び一般会計の繰出金を増額するものです。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は、予算の総額3,783万9,000円に、歳入歳出235万7,000円を追加し、予算の総額を4,019万6,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び令和元年度決算に伴う繰越金を増額するもので、歳出につきましては、公共升設置工事及び一般会計の繰出金を増額するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、予算の総額9億5,797万3,000円に、歳入歳出586万3,000円を追加し、予算の総額を9億6,383万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金及び令和元年度決算に伴う繰越金を増額するもので、歳出の主なものは、修繕料及び一般会計の繰出金を増額するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第58号、60号、61号、62号、63号、74号、75号、76号、78号、79号、80号、81号の計12件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第58号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」、本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した、国民健康保険の被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定を定めるため、条例の一部を改正したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第60号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額30億3,064万653円、歳出決算額28億1,148万6,048円、翌年度繰越額2億1,915万4,605円となっております。

審査の過程に、滞納率が常時同じような値であるが、その内訳の確認は必要ないか、また、本委員会に次回から3月と9月の定例会は、税務財政課も同席して説明してもらいたいとの意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額2億7,695万1,465円、歳出決算額2億7,585万3,952円、翌年度繰越額108万7,513円となっております。

審査の経過において、1人当たりの医療費が県内26市町村中三股町は3位、問題点として、生活習慣病関連の罹患者が多いため医療費が高くなっている、医療費全体に占める生活習慣病割合は17.9%です。1人当たりの医療費が県内3位という高い理由に、医療機関が多く通院しやすい環境にあるということが上げられます。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第62号「令和元年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額23億4,499万1,083円、歳出決算額22億6,349万6,756円、翌年度繰越額8,149万4,327円となっております。

審査の経過において、介護保険料が県内で3番目に高い理由を町民へ周知する必要がある。事業者による営利目的とした不必要なサービスはないか、適正化職員によって、確実にチェックしてほしい。短期入所は、利用回数ではなく利用者数を知りたい。住所地特例は何人いるか等の要望や疑問点があり、追加資料を要求し、回答を得ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第63号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳出決算額1,952万8,428円、歳出決算額1,827万6,785円、翌年度繰越額125万1,643円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第74号「三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、本案は、幼児教育・保育の無償化の実施を町が条例で定めるまでの間は、国が定める基準を適用することとされていた食事の提供に要する費用の基準を定め、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

審査の過程に、新制度では、支給から給付に変わり、措置権はどこにあるのか、また、無償化に伴い、町の負担はどう影響があったのか疑問を持ち、明確な資料と説明を要求し、回答を得ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第75号「三股町子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例」、本案は、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等の利用費の支給対象となる認可外保育の範囲を限定するため条例を制定するものです。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第76号「三股町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例」、本案は、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付に関し、虚偽の報告等を防止するため、当該行為等をした者に対し、過料を科すことによって、条例を制定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、

6,442万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億926万2,000円とするものであり、歳入の主なものは、令和元年度収支決算により、繰越金を増額補正するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免により、国民健康保険税を減額補正し、国庫補助金、県補助金を増額補正するものであります。

歳出の主なものは、令和元年度国保事業費等の精算による一般会計への繰出金及び新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第79号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」、134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,471万8,000円とするものであり、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び令和元年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計の繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、8,477万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億2,330万7,000円とするものであり、歳入の主なものは、国・県補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事異動に伴う人件費の増額補正及び新型コロナウイルス感染症対策による事業費の増額補正ほか基金積立金及び国・県支払基金一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、128万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,449万8,000円とするものであり、歳入の主なものは、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策のための需用費及び一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果に

ついて、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第57号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第5号）」）についてと、議案第59号「令和元年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第77号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についての3件でございます。以下、ご説明いたします。

議案第57号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第5号）」）については、本案は、新型コロナウイルス感染症対策として、県が要請した飲食店等の休業及び短時間営業に応じた事業者に対し、県と連携し、協力金、支援金を支給するため、所要の補正措置を行なったものであります。

歳入歳出予算の総額140億6,711万9,000円に1,375万9,000円を追加し、総額を140億8,087万8,000円としたものであります。

歳入として、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を増額補正したもので、県支出金は、感染症対策休業要請等協力金事業補助金を増額補正したものであります。

歳出について、商工費は新型コロナ対策として、三股町休業要請等協力金及び支援金等を増額補正したものであります。

この議案について、企画商工課より、歳入の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金と感染症対策休業要請等協力基金事業補助金、歳出の三股町休業要請等協力金及び支援金、県の連携、町独自支援型による支援の説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

続いて、議案第59号「令和元年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額108億6,689万8,688円、歳出決算額105億7,985万214円、翌年度繰越額2億8,704万8,474円となり、剰余金を持つての決算となり、各課よりこれらの議案について説明を受けました。

質問に対し、適切な回答や資料提供を受けました。主な質問として、都市整備課の主要施策の成果とその財源調べの中において、公園管理事業についてですけれども、上米公園生活環境保全林下刈り業務委託について、委託先や訪問作業時間についての質問が出ました。委託先は都城市森林組合であり、契約期間は、令和元年6月3日から同年の11月20日まで、作業期間として1回目が6回、2回目が8回、3回目が11回であるとの回答を受けました。

また、町単道路維持補修事業について関連する質問が出ました。街区三股整備事業に関する質問であり、今後三股町としての道路維持費の負担が増えるのではないかという意見が出ました。

当時交わされた協定書や地図、道路の管理についての資料が各課から提出され、管理について、町道蓼池北40号線と重複する部分の道路については、都城が行うとすることに引き継ぎられる

ということを確認したということの回答を受けました。

審査の結果の意見として、補助金等の交付について、「前例踏襲ではなく、見直しが必要ではないか」というご意見でした。例えば基幹産業である農業において、高齢化や後継者などが減っていることを勘案し、見直しを図るべきではないかという意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第77号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてです。

本案は、令和元年度決算国・県の補助決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後に生じた事由に基づく経費及び新型コロナウイルス感染症対策事業等についての所要の補正措置を行なうものであります。

歳入歳出予算の総額140億8,087万8,000円に7億2,373万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億461万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとして、地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定による増額をしたものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを増額補正、保育所等整備交付金、社会資本整備総合交付金などを減額補正するものであります。

繰入金は、特別会計繰入金において、国民健康保険特別会計ほか、特別会計の前年度精算に伴う精算返還金を増額補正するものであります。

そして、諸収入については、雑入において、県プレミアム付商品購入代金などを増額補正するものです。町債の臨時財政対策債については、発行可能限度額決定に基づき増額補正するものです。

歳出について主なものは、総務費は新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用分の会計年度任用職員報酬などを増減額を補正するものであります。教育費は、長田小学校と町立図書館を光ファイバーで結ぶGIGAスクール、ICTネットワーク強化作業委託料ほかを増減額補正するものであります。諸支出金は、地方財政法の規定により、財政調整基金の積立金、新型コロナウイルス感染症の財源確保するための、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金の増額補正するものであります。

これらの説明に対して、各課から適切な回答をいただきました。特に、福祉課の支援対象児童等見守り強化事業について質問ありまして、委託先の社協で取り組んでいる宅食についての支援はどうなっているのかということが出ました。この事業の目的は、学校等の企業や外出自粛が継続する中で、子供の見守り機会が減少し、児童虐待率が深まっている、民間等にも幅広く協力を求め、地域の見守り体制の強化や、さらに要保護児童対策地域協力協議会としての取組、訪問や食事の提供などの支援を強化するための事業であるということであり、国から10分の

10の補助を受けているとの説明の回答を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第57号から第84号の28議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、質疑を行います。質疑については、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は1議案につき1人3回以内となっております。常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第57号から第84号の28議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、討論、採決を行います。

議案第57号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論ないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第57号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、原案のとおり承認されました。

議案第58号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論ないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第58号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は、原案のとおり承認されました。

議案第59号「令和元年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号59号「令和元年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対討論をいたします。

本町の決算は、児童福祉や健康づくり、高齢者の介護予防のための施策は、他の自治体より進んだ施策が多くあり評価いたします。ただ、国からの押しつけである消費税増税関連に対しては、賛成いたしかねます。

令和元年10月から消費税が8%から10%に引き上げられました。消費税は低所得者ほど負担の重い税金です。消費税引き上げに伴い、低所得者への対策としてプレミアム付商品券を発行しましたが、この事業は56の事業所で5,962万6,000円の経済効果があったとされますが、経費の合計が6,980万922円です。なお、引換え券は、対象者の40.5%しか申し込みがされておられません。5,000円で買い物できる商品券が4,000円で購入できるのが商品券ですが、その日、その日をやっと暮らしている低所得者にとって、前もって回すお金の余裕がないことを示しています。消費税10%の引き上げは、住民の暮らしを直撃し、消費不況を一層深刻にするとともに、逆進性によって、貧困等格差がますます拡大します。

また、消費税増税対策として、保育料、幼稚園等の無償化を実施しましたが、子育て世帯の負担軽減に役立つという点では前進ですが、財源を消費税に頼るといえるのは問題です。

それと、低所得者にはこの保育料の恩恵は少なく、恩恵を被るのは、比較的所得の高い層に偏ります。保育所では、負担軽減額の約半分が年収640万円以上の所得に振り向けられます。消費税は自営業者も消費税増税によって大きな負担を被ることによって、景気もますます悪くなる恐れがあります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第59号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

議案第60号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号60号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対討論をいたします。

国民健康保険は、自営業者、年金生活者が主に加入している保険制度です。いまや所得に対して高過ぎる保険料となっています。また、18歳未満の子供も均等割や高齢者支援分が徴収され、子供が多い人ほど大変です。国庫補助金を増やし、子供の均等割支援金分はなくすべきだと考えますので反対いたします。

以上終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第60号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

議案第61号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案第61号「後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対いたします。

この制度が始まったときは、70歳以上の医療費が1割だったのが、平成30年度から窓口負

担が2割になりました。それと、低所得者の保険料減免特例制度の廃止があり、ますます低所得者の方々の保険料が上がり、未収金も増えております。

以上、反対討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第61号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

議案第62号「令和元年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号62号「令和元年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対いたします。

地方の高齢者向けの対策で、要介護認定者数は、若干減少しつつあることは評価できます。ただ保険料が30年度から年8%も上がり、保険者にとっては高い介護保険となっております。そのため、普通収納の未納が相変わらず多く、収納率は84.5%、未納金が513万円となっております。年金額月1万5,000円の人からも徴収する介護保険料は、低所得者いじめの制度と言わざるを得ません。よって、反対いたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第62号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

議案第63号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第63号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

議案第64号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第64号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり認定されました。

議案第65号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第65号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり認定されました。

議案第66号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第66号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

議案第67号「令和元年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第67号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり可決及び認定されました。

議案第68号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第68号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

議案第69号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第69号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

議案第70号「三股町景観条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。楠原更三議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 議案第70号「三股町景観条例」に対しまして、賛成討論をさせていただきます。

三股町景観条例は、町民憲章にあります郷土愛の精神が盛り込まれていると感じています。全文の最後のほうには、「町民と地域が次の世代に引き継いでいく景観として、動き出す契機とするためにこの条例を制定する」とあります。この全文の精神を多くの町民が共有できるよう、まず行政が動き出すことを願って賛成討論といたします。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第70号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議案第71号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第71号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第72号「三股町新型コロナウイルス感染症対策基金条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第72号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

議案第73号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第73号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号「三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第74号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

議案第75号「三股町子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第75号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

議案第76号「三股町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第76号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

議案第77号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第77号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議案第78号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第78号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

議案第79号「令和2年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第79号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号「令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第80号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第81号「令和2年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題

として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第81号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

議案第82号「令和2年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第82号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

議案第83号「令和2年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第83号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議案第84号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第84号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

ここで、本会議を11時15分まで休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 質疑・討論・採決（諮問第1号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」の質疑、討論、採決を行います。

なお質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願ひします。

それでは、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。諮問第1号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、適任と可決されました。

日程第5. 要望第1号及び意見書（案）第4号一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、要望第1号及び意見書（案）第4号を一括上程いたします。

まず、要望第1号「蓼池地区における県道都城東環状線の新たなバイパス整備についての要望について」の趣旨説明を求めます。堀内和義議員。

〔2番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2番 堀内 和義君） 要望第1号「蓼池地区における県道都城東環状線の新たなバイパス整備について」説明いたします。

県道都城東環状線は、都城志布志道の五十市インターチェンジを起点とし、都城市の東側や三股町を經由し、都城インターチェンジ付近に至る主要な幹線道路であります。三股町の蓼池地区付近においては、一部の区間が県道財部庄内安久線及び国道269号との重用する状況となっております。

また、三股町堺から、国道10号間との接続部においても、現在道路が未整備となっており、広域道路ネットワークが形成されていない状況にあります。課題、このような状況の中、蓼池地区付近においては、県道都城東環状線と県道財部庄内安久線が合流して交通量が増加となる上、その先においては、交通量が多い国道269号とも交差していることから、神ノ山交差点から国道10号都北交差点の間にかけて、特に左右の渋滞が著しい状況が見られ、交通事故の発生も危惧される状況にあり、渋滞緩和を図るための対策が急務となっております。

要望事項、1日も早く現状の改善を図り、渋滞緩和による安全で安心な道路利用ができますよう、国道269号と重複しないルートとして、三股町の旭ヶ丘運動公園付近を通過する新たなバイパス整備をお願いいたします。

以上、説明いたしました。審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 次に、意見書（案）第4号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について、提出者の趣旨説明を求

めます。池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」でございます。説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の急激減が避けがたくっております。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にもつなぐられ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることは予想されております。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実施されるよう強く要望するものであります。

以下、5項目でございますので、お目通しいただきたいというふうに思います。

以上です。

日程第6. 質疑・討論・採決（要望第1号及び意見書（案）第4号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第6、それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

要望第1号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて質疑を終結します。

これより討に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 要望第1号に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

昔から、この県道環状線ですか、この問題は、ずっと議会でも十数年前に取り上げた経緯がありますが、そのままの状態であるに似ているような次第であります。この整備は、絶対に三股町に必要な道路になるんじゃないかと思っております。

しかし、県道の整備でありますので、余り町長には無理は言わず、せつかく三股町には優秀な県会議員も議長までされた、県会議員もおられますので、県議の指導を仰ぎながら、政治は結果であるということを申し添えて、とにかくいろんな方面からいろんな人たちを協力してもらって、この要望が実践することをお願いいたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより討論を終結します。

これより、採決を行います。要望第1号は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、要望第1号は、原案のとおり採択されました。

ただいまの採択につきまして、要望事項であります。陳情、請願に類するものとして扱います。よって、議会運営委員会に、この採択案件についての協議をお願いいたします。

よって、暫時休憩。

午前11時28分休憩

〔議会運営委員会〕

午前11時34分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

要望第1号の採択につきまして、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） ただいま議運のあった内容について、ご報告させていただきます。

意見書に今の要望については、12月に意見書を出す方向で、今後協議を進めていくということとで決定いたしました。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 次に、意見書（案）第4号を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより討論を終結します。

これより、採決を行います。意見書（案）第4号は、原案のとおり決することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第4号は、原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第7. 議会運営委員会の閉会中の諮問事項の調査について

○議長（重久 邦仁君） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の諮問事項の調査についてを議題とします。

議会運営委員会常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、議長から諮問されているタブレット端末導入について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第8. 広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動について

○議長（重久 邦仁君） 日程第8、広報編集常任委員会の閉会中の議会広報編集活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、議会広報編集について閉会中の編集活動の申し出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申し出のとおり、閉会中に議会広報編集活動することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申し出のとおり、閉会中に議会広報編集活動することを決定しました。

日程第9. 議員派遣の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、宮崎県町

村議長会臨時総会ほか研修に、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、それにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時41分休憩

〔全員協議会〕

午前11時51分再開

○議長（重久 邦仁君） 議会を再開します。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和2年第4回三股町議会定例会を閉会します。

午前11時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 新坂 哲雄

署名議員 堀内 義郎